

第183回
全国都道府県議会議長会
定例総会会議録

令和8年1月21日

東京・都道府県会館

(対面参加とオンライン参加を併用するハイブリッド方式)

全国都道府県議会議長会

第183回

全国都道府県議会議長会

定例総会会議録

第183回

全国都道府県議会議長会定例総会会議録

目 次

定例総会出席者	1
定例総会記事	5
定例総会議事録(速記録)	9
定例総会議決事項	49
定例総会報告事項	69
原邦彰講師説明資料	113
定例総会その他資料	151

第183回全国都道府県議会
議長会定例総会出席者

第183回全国都道府県議会議長会定例総会出席者

令和8年1月21日

北海道議会議長	伊藤条一君
青森県議会議長	工藤慎康君
岩手県議会議長	城内愛彦君
秋田県議会議長	工藤嘉範君
宮城県議会議長	佐々木幸士君
山形県議会議長	田澤伸一君
福島県議会議長	矢吹貢一君
東京都議会議長	増子博樹君
神奈川県議会議長	長田進治君
千葉県議会副議長	三沢智君
茨城県議会議長	舘静馬君
栃木県議会副議長	琴寄昌男君
埼玉県議会議長	白土幸仁君
山梨県議会議長	渡辺淳也君
長野県議会議長	依田明善君
新潟県議会議長	青柳正司君
愛知県議会議長	川嶋太郎君
三重県議会議長	服部富男君
静岡県議会副議長	中田次城君
岐阜県議会議長	小原尚君
富山県議会議長	武田慎一君
石川県議会議長	安居知世君
福井県議会議長	宮本俊君
大阪府議会議長	金城克典君
兵庫県議会副議長	大豊康臣君
奈良県議会副議長	藤野良次君
和歌山県議会議長	岩田弘彦君
滋賀県議会議長	目片信悟君

広島県議会議長	中本隆志君
岡山県議会議長	遠藤康洋君
鳥取県議会議長	福田俊史君
島根県議会議長	池田一君
山口県議会副議長	河野亨君
香川県議会議長	谷久浩一君
徳島県議会議長	須見一仁君
高知県議会議長	三石文隆君
愛媛県議会議長	福羅浩一君
福岡県議会議長	藏内勇夫君
大分県議会議長	嶋幸一君
佐賀県議会議長	宮原真一君
長崎県議会議長	外間雅広君
宮崎県議会議長	外山衛君
熊本県議会議長	高野洋介君
鹿児島県議会議長	日高滋君
沖縄県議会議長	中川京貴君

ほか事務局出席者 119名

総員 164名

第183回全国都道府県議会
議長会定例総会記事

第183回全国都道府県議会議長会定例総会記事

(令和8年1月21日15時)

※本会議の記事内容詳細は別途速記録参照

1 開 会

高原剛事務総長が開会を告げた。

2 会長あいさつ

藏内勇夫会長（福岡県議会議長）があいさつを述べた。

3 総務大臣あいさつ

林芳正総務大臣があいさつを述べた。

4 新任正副議長紹介

高原事務総長が10月30日の第182回定例総会以降に就任した正副議長を紹介した。

5 第182回定例総会開催地議長（長田神奈川県議会議長）御礼あいさつ

長田進治神奈川県議会議長が御礼のあいさつを述べた。

6 男女共同参画委員会（委員長：安居石川県議会議長）報告

・男女共同参画委員会提言について

安居知世委員長（石川県議会議長）が、男女共同参画委員会提言について、報告を行った。

7 福岡県議会（香原前福岡県議会議長）報告

・議員提案政策条例について

香原勝司福岡県議会議員が、福岡県における議員提案政策条例について、報告を行った。

8 議 事

・令和8年度本会予算（案）について

高原事務総長が内容を説明した後、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり決定した。

9 報 告

- (1) 厚生年金への地方議会議員の加入について
- (2) 主権者教育の推進について
- (3) 標準都道府県議会会議規則の改正について
- (4) 令和8年度における本会のワンヘルスに関する取組について

高原事務総長が報告を行った。

10 講 演

原邦明総務事務次官から「持続可能な地方行財政のあり方」と題する講演を聴取した。

11 その他

川嶋太郎愛知県議会議長から、第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の周知に係る発言があった。

12 閉 会

以上により閉会した。(16時46分)

(15時00分～16時46分)

第183回全国都道府県議会
議長会定例総会議事録
(速 記 録)

令和8年1月21日（水）

15時00分 開 会

開 会

○全国議長会事務総長（高原 剛君）事務総長の高原でございます。

ただいまから、第183回全国都道府県議会議長会定例総会を開会いたします。

はじめに、藏内勇夫会長より、ごあいさつをいただきます。

藏内会長、よろしくお願いいたします。

会長あいさつ

○全国議長会会長（藏内 勇夫君）会長の福岡県議会議長、藏内勇夫でございます。

本日は、全国の議長、副議長の皆様に御出席いただき、誠にありがとうございます。また公務御多忙の折、御来賓として林総務大臣に御臨席いただいております。心より感謝申し上げます。

初めに、一昨日、第34次地方制度調査会の第1回総会に出席しましたので、御報告いたします。

同総会では、高市内閣総理大臣から、国・都道府県・市町村間の役割分担や大都市制度のあり方について諮問が行われました。

林総務大臣も御出席でございましたが、私からは、広域連携の事例として九州の自立を考える会の活動や広域リージョン連携の推進を御紹介し、地方の実態に即した御議論をお願いしました。

都道府県政に大きく関わるテーマでありますので、今後とも皆様に情報共有しながら、同調査会で適切に意見を述べてまいります。

さて、我が国は、昨年、政権の枠組みが変わり、地方に関わる事項も含め様々な政策について大きな展開が見られたところですが、それぞれの取組を着実に進めていくためには、国と地方が十分な意思疎通を図る必要があると考えています。

その機会として、昨年12月に開催された国と地方の協議の場には私が、地方創

生担当大臣との意見交換会には福田副会長がそれぞれ出席し、物価高対策や地方創生などについて協議を行いました。

これらの地方の声も踏まえて年末には、令和8年度の税制改正大綱及び予算案、地方財政対策、そして地方創生に関する総合戦略が決定されたところです。

林総務大臣におかれましては、地方一般財源総額の確保をはじめ、緊急防災・減災事業債の延長など地方の声を真摯に受け止めていただき、心より感謝申し上げます。

地方も、物価高で苦しむ住民や事業者への支援、防災・減災、国土強靱化などにスピード感を持って取り組まなければなりません。

我々地方議会としても、予算審議などを通じて各種施策の実効性を高めていきたいと思っています。

また、複雑化・多様化する住民ニーズに的確に responding していくためには、議会からの知事に対する政策提言や条例提案など、政策立案機能の一層の強化も不可欠だと考えます。

中でも、議会と住民との意見交換会などを通じて条例を制定するプロセスは、住民の議会への関心を高め、ひいては本会の重要課題である多様な人材の議会への参画に資するものでもあります。

このため、各議会における議員提案による政策条例制定に向けた議論を活性化させるきっかけになればと考え、全国から議長の皆様がお集りになるこの機会に、福岡県議会の取組を報告させていただくことといたしました。

また、後ほど事務局から説明がありますが、私が長年取り組んでいるワンヘルスの推進については、地方創生などと同様に、その成果が全国、多岐の分野に及ぶものであることから、会長に就任して2年目を迎える令和8年度においては、本会としてより一層、取組を推進したいと考えております。

どうぞ皆様、よろしく願いいたします。

なお、本日の定例総会は、令和8年度における本会の予算の審議など、本会の今後の活動に係る内容が議題となっております。

会議を通じて、本会の活動に対する皆様の一層の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます、私からのあいさつとさせていただきます。（拍手）

○全国議長会事務総長（高原 剛君） それでは、藏内会長、会議の進行をお願いい

たします。

総務大臣あいさつ

○全国議長会会長（藏内 勇夫君）本日は、林芳正総務大臣に御臨席をいただいておりますので、林総務大臣より、ごあいさつを賜りたいと存じます。林総務大臣、よろしく願いいたします。

○総務大臣（林 芳正君）第183回全国都道府県議会議長会定例総会にお招きいただき、一言ごあいさつを申し上げさせていただく場をいただきましたこと、御礼申し上げます。

都道府県議会議長の皆様方におかれましては、日頃より、地方自治発展のために御尽力いただいていることに、深く敬意と感謝の意を表します。

さて、人口減少や少子高齢化など、我が国が様々な課題に直面している中、活力ある地域社会を実現するため、健全で持続可能な地方行財政基盤の確立が非常に重要であると認識しています。そのためには、地域の担い手支援や関係人口の拡大、地域DXやそれを支えるデジタルインフラの整備、さらには、自治体の一般財源総額の確保を着実に進めていくことが必要です。

まず、令和8年度の地方財政対策については、先ほど会長からもお話がありましたように、一般財源総額の確保について大変強い御要望があったわけですが、交付団体ベースで前年度を3.7兆円上回る67.5兆円を確保するとともに、地方交付税総額について、前年度を1.2兆円上回る20.2兆円を確保したところです。

また、物価高対応として、官公需の価格転嫁を推進する観点から委託料、維持補修費、投資的経費などを6,000億円増額計上することとしました。

さらに、いわゆる教育無償化への対応として、教育無償化に係る地方負担について、必要な財源を確保するとともに、公立高校の人材育成に向けた取組を推進するため、1,000億円を計上することとしました。このほか、地域の強い経済実現のため、地域未来基金費を4,000億円創設するとともに、防災・減災対策や、公営企業の経営基盤の強化を推進いたします。

あわせて、地方財政の健全化にもしっかりと取り組み、臨時財政対策債の発行

額を引き続きゼロとした上で、臨時財政対策債償還基金費を8,000億円創設することとしたほか、交付税特別会計借入金の残高を2.9兆円縮減することとしたところです。

各都道府県におかれましては、今回の対策を踏まえ、地域の課題にしっかりと取り組んでいただくことを期待しています。

令和8年度税制改正においては、足元の物価高への対応として個人住民税について給与所得控除の見直しなどの措置を講じるほか、ふるさと納税制度の見直しや、道府県民税利子割についてあるべき税收帰属地と課税団体とのかい離の拡大に対応するため、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税收帰属を調整する清算制度を新たに導入することとしました。

また、軽油引取税の当分の間税率や自動車税及び軽自動車税の環境性能割を廃止することとしましたが、これらの措置に伴う減収については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当するなど、地方の財政運営に支障を生じさせないよう適切に対応してまいります。

引き続き、住民生活に密着した行政サービスを支える地方自治体の税收をしっかり確保するとともに、経済社会の構造変化に対応し、都市と地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組について検討を行ってまいります。

さきほど会長からもお話がありました。政府の地方制度調査会が2年ぶりに発足し、人材不足等の課題に対応し、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担や大都市地域における行政体制のあり方について、内閣総理大臣の諮問を受け、審議が始まります。総務省としても必要な検討を進めるとともに、市町村間の広域連携や都道府県による補完、自治体DXなどに取り組めます。

次に、地方への人の流れを創出するため、まず、地域おこし協力隊について、隊員数を1万人にすることを目標に、戦略的な情報発信やサポート体制を強化するとともに、地域活性化起業人については、昨年構築した、地方自治体と企業・個人とが相互に交流できるマッチングプラットフォームを活用し、マッチング支援を強化してまいります。

また、地方の大きな伸び代を生かすため、関係人口を可視化し、地域の担い手

確保や活性化につなげる、ふるさと住民登録制度について、制度の具体化を進めております。一昨日の1月19日、偶然にも私の誕生日でしたが、地方自治体に向けてモデル事業の募集を開始したところであり、幅広い事例を創出し、他の自治体の皆様とも随時共有することで、制度対応への準備に取り組んでいただきます。また、並行してシステム開発を進め、自治体と国民の皆様にご利用いただけるアプリの令和8年度中のリリースを目指してまいります。

地域の成長につながる施策を、都道府県域を超えた多様な主体の連携により、点から面に展開するための広域リージョン連携については、既に6地域において宣言がなされているところであり、各地域のプロジェクトを関係省庁と連携して支援してまいります。

さらに、地域経済の好循環を進めるため、ローカル10,000プロジェクトの支援件数を拡大するとともに、特定地域づくり事業協同組合への支援を推進してまいります。

あわせて、地域の暮らしを守るため地域運営組織への支援や過疎対策を推進してまいります。

また、物価上昇を上回る賃上げを実現し、地域経済の活性化を図るため、地方自治体の発注において適切に価格転嫁が行われるよう、その取組について継続的なフォローアップや支援等を行ってまいります。

地方自治体や地域社会におけるDXの推進については、デジタルの力を最大限に活用するため、それを支えるデジタル人材の確保・育成に取り組んでまいります。

自治体情報システムの標準準拠システムへの移行に必要な経費については、一般の補正予算でも所要額を確保したところですが、引き続き、地方自治体における円滑・安全な移行に向けて取り組んでまいります。

マイナンバーカードについては、昨年末に保有枚数が1億枚を超えました。今後も、希望する国民が円滑にカードを取得できる環境の整備を進めてまいります。

また、昨年10月1日から全国一斉に開始された、マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化のための、いわゆるマイナ救急については、認知度向上に努め、地方自治体と連携して積極的に展開してまいります。

サイバーセキュリティ対策は重要な課題であり、最新のセキュリティ技術の動

向等を踏まえ、セキュリティ基盤の強化など、地方自治体におけるサイバーセキュリティ対策の更なる強化を進めます。

消防については、災害が激甚化・頻発化する中、その果たす役割は、ますます増大しています。

消防防災力の充実強化を図るため、昨年、林野火災でも活躍した緊急消防援助隊や常備消防の体制強化、消防団を中核とした地域防災力の向上やDX・新技術の研究開発の推進に全力を挙げてまいります。

林野火災については、本年から運用が開始された林野火災注意報及び林野火災警報の周知徹底を図ってまいります。

そして、活力ある地方議会の創出に向けては、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会の実現や政治意識の向上が重要です。総務省としても、議長会の皆様と連携しながら、各議会の取組事例の情報提供や、主権者教育の取組の充実などを図ってまいりますので、各議会におかれましても、積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

引き続き、都道府県議会の皆様方と十分な意思疎通を図りながら、地域の発展に全力で取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、全国都道府県議会議長会のますますの御発展と、御臨席の皆様のお活躍をお祈り申し上げまして、ごあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

○全国議長会会長（藏内 勇夫君）ありがとうございました。

今後とも地方自治発展のため、一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

林総務大臣は公務のため御退席されます。本日は、御多忙のところ誠にありがとうございました。皆様、拍手をもってお送りいただきたいと思います。と存じます。

〔林総務大臣 退席〕（拍手）

新任正副議長紹介

○全国議長会会長（藏内 勇夫君）次に、昨年10月30日に開催した第182回定例総会以降に、御就任されました正副議長を事務総長から御紹介させていただきます。

○全国議長会事務総長（高原 剛君）昨年10月30日に開催した第182回定例総会以降に御就任された正副議長は、資料4ページの「新任正副議長名簿」のとおりですが、このうち、本日御出席の議長を御紹介申し上げます。

まず、対面で御出席の議長を御紹介します。

福島県議会議長、矢吹貢一さんです。

○福島県議会議長（矢吹 貢一君）御紹介をいただきました。福島県議会議長の矢吹貢一でございます。昨年11月の臨時会で議長を拝命いたしました。これから何かとお世話になると存じます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○全国議長会事務総長（高原 剛君）茨城県議会議長、館静馬さんです。

○茨城県議会議長（館 静馬君）昨年12月に茨城県議会議長に就任をしました。館静馬と申します。茨城県の水戸黄門、納豆、桜田門外の変で有名な水戸市の出身でございます。地方の声を少しでも中央に届けるべく頑張ってまいる所存です。どうぞ御指導の程お願いいたします。（拍手）

○全国議長会事務総長（高原 剛君）次に、オンラインで御出席の議長を御紹介します。

宮城県議会議長、佐々木幸士さんです。

○宮城県議会議長（佐々木 幸士君）皆様、こんにちは。本日は常任委員会並びに会派の代表者会議があったため、上京することができませんでした。昨年11月、宮城県議会議長に就任させていただきました。佐々木幸士と申します。全国を代表する皆様方と御一緒に地方自治発展のため、仕事をしてまいりたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。（拍手）

○全国議長会事務総長（高原 剛君）御紹介は以上でございます。

第182回定例総会開催地議長 (長田神奈川県議会議長) 御礼あいさつ

○全国議長会会長（藏内 勇夫君）続きまして、昨年10月30日の第182回定例総会開催地でありました神奈川県の長田進治議長より、ごあいさつがございます。

長田議長、よろしくお願いします。

○神奈川県議会議長（長田 進治君）ただいま御紹介いただきました、神奈川県議会議長の長田進治でございます。

昨年10月30日に神奈川県で開催されました定例総会におきましては、皆様大変お忙しい中お越しいただきまして、誠にありがとうございました。

神奈川県での開催は、66年ぶりでございます。当日は、少しでも神奈川らしさを感じていただけるよう努力したつもりでございますが、至らない点も多々あったかと存じます。どうかその点はお許しいただければと存じます。

また、ただいま御紹介のありました、宮城、福島、茨城の議長様には、交代された前議長様によりしくお伝えいただきたいと存じます。

そして、今年の秋には、鹿児島県において定例総会が開催されることになっております。鹿児島県での総会が素晴らしいものとなりますよう、心より御祈念申し上げます。

最後に、総会の際にも御案内申し上げましたが、来年、2027年には神奈川県横浜市において、国際園芸博覧会『GREEN×EXPO2027』が開催されます。

ぜひ、また神奈川にお越しいただき、記憶に残る素晴らしい体験をしていただきたいと考えています。

皆様のまたの御来県を心よりお待ちしております。簡単ではございますが、御礼のごあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。（拍手）

○全国議長会会長（藏内 勇夫君）ありがとうございました。関東ブロック各議会の皆様、とりわけ、長田議長をはじめ、神奈川県議会の皆様には、多大なる御支援、御協力をいただきました。改めて御礼申し上げます。

男女共同参画委員会

(委員長：安居石川県議会議長) 報告

男女共同参画委員会提言について

○全国議長会会長（藏内 勇夫君）次に、男女共同参画委員会からの報告であります。本委員会は、8月26日の設置以降都道府県議会における男女共同参画の取組や課題について意見交換を重ね、提言を取りまとめたところであります。

先日、私に提言を提出していただきましたが、この際、委員長の安居知世石川県議会議長からその内容について御報告をお願いすることといたします。安居議長、よろしく申し上げます。

○石川県議会議長（安居 知世君）石川県議会議長の安居知世でございます。この度は、男女共同参画委員会の委員長の機会を賜り、藏内会長をはじめ、議長会の皆様に、まずは、感謝を申し上げたいと思います。提言がまとまりましたので、皆様に報告させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料5ページを御覧ください。本委員会では、「誰もが参画し、活躍できる議会を目指して」を副題として、議会の男女共同参画に必要な取組を提言とし、1月19日に、藏内会長に提出いたしました。

6ページを御覧ください。本委員会は、正副議長御経験の10名の議員のもと、「女性・若者が立候補しやすい方策」と「女性・若手議員が働きやすい議会とする方策」をテーマとし、都道府県議会における男女共同参画の取組や課題について、計3回の委員会で議論いたしました。

7ページを御覧ください。提言は、「1各議会が取り組むべき事項」と「2国への要請・制度改正など議長会が取り組むべき事項」に分け、合計で16項目といたしました。

まず、「1各議会が取り組むべき事項」について、(2)働きやすい議会の対策としては、「性別に関する意識改革」です。(3)2つのテーマ共通の対策としては、「政党や議会・超党派の会派による政治塾等の開催」、「ハラスメント対策」、「議会の働き方改革等の推進」、そして、議会や政党が、女性議員の

役職登用を促進し、積極的な発信を行うことなどを内容とする「女性議員の役職就任割合の向上」などがございます。

次に、「2国への要請・制度改正など議長会が取り組むべき事項」については、(2)働きやすい議会の対策として、「議員が有権者からの負託に応えるための環境整備」です。本会議に出席できなくても、議案等に意思を表明できる仕組みが必要として、議長会がオンラインによる本会議の出席などを引き続き要請することを提言しています。

(3) 2つのテーマ共通の対策としては、「標準都道府県議会会議規則の出産による欠席規定について産前6週間を8週間に改正」、「厚生年金への地方議会議員の加入など議員の処遇改善」、「選挙制度の見直しなど議員を取り巻く環境の整備」などがございます。

このうち、「標準会議規則の出産による欠席規定の改正」については、1月19日の役員会で御決定いただきました。誠にありがとうございました。提言の詳細は、次ページ以降に掲載していますが、主な提言について申し上げます。

8ページを御覧ください。提言1「議員の役割を実践的に学ぶ主権者教育の推進」についてです。議員による出前講座などは、選挙管理委員会などとも連携し、対象を大学生にも広げ、より実践的な内容に改善することが重要です。議員事務所等でのインターンシップなどの実施により、若者に議員の役割ややりがいを実践的に学ぶ機会を提供し、地域課題の解決など社会貢献を実感できるよう取り組むことを提言しています。

次に、提言2「議会・議員の活動の見える化」についてです。分かりやすい広報や情報発信により議会活動を可視化し、議案等の審議プロセスや条例施行後の住民生活などの影響などを分かりやすく周知することは、開かれた議会につながります。女性を含め議員の活動や実績を見える化し、地域の課題に議員がどのように向き合い、解決に努めているかなど、議員活動の具体像を伝え、女性を含め住民が自分も議員になれると思える環境づくりを実施するよう提言しています。

9ページを御覧ください。提言4「女性議員や若手議員等のネットワークづくり」についてです。多様な人材が活躍できるよう、超党派や自治体を越えたネットワークについて、各地域のほか全国的にも構築し、議員同士の連携や連帯を強め、推進力のある協力体制を築くことが重要です。ネットワーク活動を全国的に

広げるため、他のネットワークとの連携や議員を目指す女性や若手男性議員にも対象を広げるよう提言しています。

12ページを御覧ください。提言15「インターネット上の誹謗中傷やハラスメントへの対策」についてです。誹謗中傷やハラスメントが、立候補を諦めさせている現状を改善するため、社会全体の問題として包括的対策が必要です。こうした誹謗中傷やハラスメントにより、政治参画をためらわせることがないように、議長会は、国に対し、迅速な対応を可能とする法整備などの対策や、メディアと連携した防止の周知啓発について要請を行うよう提言しています。

最後に、提言16「提言の議員への周知及び各議会における検討と改善への働きかけ」についてです。令和5年度の「多様な人材が輝く議会のための17の提言」や本委員会の提言が各議会で実現できれば大きな変化が生まれます。提言の実効性を高めるため、議長会は、各議会に周知を徹底し、自らの取組状況の確認を働きかけ、また、主権者教育など全国の先進的な取組事例を共有し、各議会における検証と改善を促すことを提言しています。

以上が、主な提言でございます。

15ページ以降の報告書は、提言を策定するに当たり、各委員から出された意見を取りまとめたものですので、後ほど御覧ください。

各都道府県議会及び議長会におかれては、提言の趣旨を踏まえ、ぜひ、実践につなげていただきたいと存じます。議長の皆様には、どうか各議員への周知をお願いいたします。

これらの取組により、議会を取り巻く環境が改善され、地方議会への参画が促進されることを祈念しております。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○全国議長会会長（藏内 勇夫君）安居議長、どうもありがとうございました。

安居議長をはじめ、委員をお務めいただいた山梨県の渡辺議長、熊本県の高野議長、委員として議員を派遣いただいた議長には御協力いただき、感謝を申し上げます。

本会といたしましては、本提言も踏まえ活動してまいりますので、議長の皆様方の御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

福岡県議会（香原前福岡県議会議長）報告

議員提案政策条例について

○全国議長会会長（藏内 勇夫君）次に、福岡県議会からの報告であります。

福岡県議会では、平成28年に、各会派から選出された委員による常設の「議員提案政策条例検討会議」を設置し、これまで様々な条例を制定してきたところであります。

そこで本日は、同検討会議の座長として福岡県ワンヘルス推進基本条例を取りまとめた経歴を持ち、前議長である香原勝司議員から福岡県議会における議員提案政策条例の取組について、御報告する機会を設けさせていただきました。

それでは、香原議員、お願いします。

○福岡県議会議員（香原 勝司君）福岡県議会議員の香原勝司でございます。藏内会長から御指名をいただきましたので、福岡県議会が執行部とともに取り組んでおり、昨年この全国都道府県議会議長会でも取り上げていただいた、ワンヘルス推進基本条例を中心にして、福岡県議会の政策条例検討会議のことについて、お話をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、次のページを御覧ください。1ページ目には、執行部による政策条例の制定と、議員提案による政策条例、それぞれの強みと弱み、長所と短所についてまとめさせていただいております。簡潔に申し上げますと、条例は政策を実現する上で、我々にとって極めて重要な手段であります。そして、条例案は執行部だけでなく、我々議員も提案することができます。

しかし、議員が提案した条例であっても、実際に運用を担うのは執行部です。そのため、議員提案条例は、執行部の運用上のリスクや負担を回避しようとするあまり、理念を掲げるのみの「理念型条例」に陥りがちな側面がございます。

一方で、執行部が提案する条例は、手堅く安全運転ではありますが、どうしても他自治体と足並みをそろえた「横並び」の内容になりがちです。さらに、行政には「縦割り」の弊害もございます。組織横断的な課題や、既存の、所管がまだ定まらない新しい行政課題に果敢にチャレンジする条例は、執行部からはなかなか

か出てまいりません。

そこで、我々福岡県議会は、行政の縦割りに縛られることなく、最先端の政策課題に議員が率先して取り組むという強みを生かすことといたしました。あわせて、運用面については執行部と十分に事前調整を行うことで、先進性と実効性を併せ持つ議員提案政策条例の制定に注力しております。そのための新たな体制づくりに着手したのは、今から15年前、平成23年のことです。

では、次のページをお願いいたします。次のページでは、議員提案政策条例検討会議について御説明させていただきます。

まず、この検討会議を運用する上で最も重要な点は、議会の政策立案能力を強化し、それを支える専門スタッフの組織として「政策企画支援室」を設置したこととございます。条例案の立案を支援するため、新たに「法務監」というポストを設け、法務事務に関する幅広い知識と条例制定の豊富な経験を有する職員を配置いたしました。

この法務監は、条例の内容について執行部の担当職員や部課長と徹底した協議を行わなければなりません。時には非常に激しい議論を交わし、高度な調整や駆け引きも必要となります。そのため、職責にふさわしい権限を持つ、県の次長級という高い役職の職員を充てることといたしました。政策条例検討会議において、ここが最大の要であったと確信しております。我々議員だけでは法制に関する専門的な知見が不足する場合もございますので、こうした法務に精通した組織を構築したことは、極めて大きな意義がございました。

当初、本会議は条例案のテーマごとに設置しておりましたが、平成28年には常設化されました。この仕組みを築き上げたのが、藏内会長でございます。当時、自由民主党福岡県議団の会長を務めておられた藏内会長が、各会派をまとめ上げ、このような検討の場を創設されました。メンバー構成については、各交渉会派から委員を募り、座長を選出して運営に当たっております。

では、次のページをお願いいたします。このページは、議員提案政策条例検討会議において、条例案を取りまとめるまでの流れを示したものでございます。黄色の項目が我々議員の役割であり、水色の項目が法務スタッフによってサポートされる業務であります。

この水色の業務は、法務に関する知見や経験、さらには「法制執務」と呼ばれ

る専門的な文書作成技術を要するため、議員のみで対応するには困難な側面がございます。特に重要なのが、図の中央にある執行部との綿密な意見交換や調整作業です。ここが十分に行われなければ、実効性のある条例を制定することはできません。

では、次のページをお願いいたします。本県における議員提案政策条例の一覧でございます。数は決して多くはありませんが、いずれも先進的で特色ある条例であると自負しております。

先ほど申し上げました通り、理念のみを掲げる理念条例であれば数多く制定できるかもしれませんが、現実に即し、実践的な効果を伴う条例を作り上げるためには、1年に1本から2本程度が限界であると考えております。

我々が特に意識しているのは、単なる理念だけの条例にはしないということです。必ず、政策目的を実現するための実効性ある仕組みを盛り込むこととしております。その仕組みの内容については、一覧表右側の特色欄に簡潔に記載しております。

例えば、最初の2つにある「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」と「福岡県薬物の濫用防止に関する条例（危険ドラッグ条例）」では、議員提案条例としては珍しく罰則規定を導入いたしました。これは県民の命に関わる重大な課題解決に向けた条例であることから、あえて強力な仕組みを採用したものです。罰則の規定は非常に難易度が高く、特に危険ドラッグ条例のような刑事罰を設ける際は検察庁との協議も必要となるため、専門の法務スタッフの存在が不可欠となります。

次のページをお願いいたします。一覧の一番上に掲げているのは「観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例」という、少し特色のある条例でございます。宿泊税の創設に伴い改正を行いましたが、実はこの条例の当初の目的は、知事に対して観光振興のための独自の財源創設を求めることにありました。新たな税を創設するのは非常に困難であり、ハードルの高い政策です。我々の議員提案条例による先導がなければ、知事提案による宿泊税の制定は難しかったのではないかと考えております。

議員提案条例には、このように政策をけん引する役割もございます。なお、今回の改正では、これまでの役割を終えた規定を削除する一方で、宿泊税を財源と

した交付金を市町村に分配し、各市町村において観光振興事業が着実に展開できるよう、制度を整えるための条例制定を行いました。

続いて、本報告の中心となります「福岡県ワンヘルス推進基本条例」、及び「環境と人と動物のより良い関係づくり等福岡県におけるワンヘルスの実践促進に関する条例」の概要について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。まず、これらの条例制定に取り組むことになった背景をまとめております。「ワンヘルス」という理念は、世界医師会や世界獣医師会といった国際機関、あるいは学識経験者の間では広まっていたましたが、一般には全く知られていなかったのが実情です。

しかし、この理念を実現するためには、行政が施策の方向性を変えるだけでなく、私たち一人一人が生活のあり方を変えていく必要があります。そのため、ワンヘルスの理念を日々の生活に落とし込むための具体的な仕組みを定めることが、これら2つの条例を制定した目的でございます。

次のページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックの再来を防ぐための人獣共通感染症対策や、感染症よりも恐ろしいと言われる薬剤耐性菌対策などは、これまでなじみの薄い新しい課題でした。

一方で、その下に掲げた環境保護などの課題については、従来から個別の法律や条例に基づき取り組まれてきたものです。しかし、これらは目的や担当部署が異なっていたため、1 + 1 が3になるような政策の相乗効果は十分に意識されていませんでした。

ワンヘルス条例は、こうした様々な政策を「ワンヘルス」という共通の視点で見直し、目的を統一することで、相乗効果を最大限に発揮させようとするものです。この手法を「ワンヘルスアプローチ」と呼んでいます。基本条例では、取り組むべき課題を6つに整理し、私たちがこれらの課題にどのように向き合うべきか、どのような基盤が必要かという点を規定しております。

次のページをお願いいたします。ワンヘルス推進基本条例では、実効性を持たせる仕組みとして、知事に行動計画を策定していただく手法を取りました。ただ、計画行政の手法だけでは強制力に欠けるという弱点がございます。そこで、計画に基づく施策の実施を強力に後押しし、実効性を担保するために様々な具体的仕組みを規定したのが、後に制定した「ワンヘルス実践条例」であります。その例

をいくつか御紹介いたします。

次のページをお願いいたします。まずは「食の安全」についてです。GAP認証などの様々な認証制度がございますが、いずれもハードルが高く、取組が広がりにくいという課題がありました。

そこでワンヘルス条例では、できるだけ多くの事業者に、少しでも高い安全レベルの農林水産物を作っていただくことで、安全の社会的なレベルを引き上げることを目的といたしました。そのために、より取り組みやすい独自の基準として創設したのが「ワンヘルス認証」です。現在、この取組は大変な広がりを見せております。

次のページをお願いいたします。本条例に基づき、ワンヘルスの理念を実践するモデル地域の整備も進めております。その一環として、自然から健康を享受しながら生態系のつながりを観察できる「ワンヘルスの森」の整備も進めているところでございます。

次のページをお願いいたします。この部分は、現在我々福岡県議会が最も力を入れている分野と言っても過言ではございません。「ワンヘルス教育」の実施であります。ワンヘルスアプローチを社会に浸透させるためには、教育や啓発が極めて重要です。特に、児童や小中高生に対するワンヘルス教育は大きな成果を上げております。子供たちは身の回りの実例から「これもあれもワンヘルスだ」と自ら発見するため、理解が非常に早いと感じております。

本県では、世界の専門家を招いて毎年国際フォーラムを開催しておりますが、そこで高校生に活動報告をしてもらっています。専門家の皆様は一様に、高校生による発表のすばらしさに深く感銘を受けておられます。

次のページをお願いいたします。次に、条例のもう1つの柱であるハードの部分について御説明いたします。日本で初めて設置される「ワンヘルスセンター」でございます。

ワンヘルスの実現に向けた課題に取り組むには、前提となるデータの収集・分析や、人と動物、環境の健康がいかに関わり合っているかという因果関係の解明が不可欠です。また、このアプローチを広めていく人材の育成も必要となります。これらの役割を一手に担うため、本県では条例に基づきワンヘルスセンターの整備を進めており、令和9年度に完成する予定です。

このセンターの中核を担うのは、「保健環境研究所」と「動物保健衛生所」です。保健環境研究所は、法律で設置が定められた地方衛生研究所と環境科学の部門が、県条例に基づき合体した組織です。

また動物保健衛生所についても、法律で設置が義務付けられた「家畜保健衛生所」を母体としつつ、家畜だけでなくペットや野生動物の保健衛生も扱うことをワンヘルス条例で規定いたしました。これらを一体的に運用するセンターの設置は、福岡県が全国で初めての試みとなります。

我々はこのワンヘルス条例を柱に、これからも福岡から全国へ、そして全国から世界へとワンヘルスを広めてまいります。全国都道府県議会議長会の皆様におかれましても、ぜひ本趣旨に御理解をいただき、各都道府県におけるワンヘルスの推進にお力添えをいただけますよう、心よりお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の報告とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○全国議長会会長（藏内 勇夫君）香原議員、どうもありがとうございました。

本報告を1つの契機として、各議会において議員提案による政策条例制定に向けた議論が活性化することを期待しております。

議 事

令和8年度本会予算（案）について

○全国議長会会長（藏内 勇夫君）それでは、議事に入ります。

令和8年度本会予算（案）についてを議題といたします。本予算（案）につきましては、昨年10月開催の役員会で決定した予算大綱に基づき、事務局に編成させたものであります。

その内容を事務総長から説明いたします。

○全国議長会事務総長（高原 剛君）資料39ページを御覧いただきたいと存じます。予算案のポイントで御説明いたします。

令和8年度本会予算案は、昨年10月23日の役員会において御決定いただいた令

和 8 年度予算大綱に基づき精査し編成しました。

令和 8 年度一般会計歳入歳出予算の総額は対前年度1,756万 1 千円増の 3 億 4,148万 2 千円で、予算大綱から約316万円の増額となります。

まず、歳入について、都道府県分担金は、今年度と同額の 2 億9,139万 8 千円を計上しています。各都道府県の分担金額についても本年度と同額です。議員共済会負担金は、本年度とほぼ同額の326万 8 千円を計上しています。

繰入金は、来年度も本年度と同様、人事院勧告に伴う給与改定が見込まれること、自治功労表彰対象者の増及び記念品代の値上げ、退職手当積立金会計への繰出金の増等により、不足分について財政調整積立金会計から、4,471万 5 千円の繰入れを行います。繰越金については、本年度決算見込みで財政調整積立金会計からの繰入れを予定していることから、計上していません。

40ページ、歳出では、会議費は、総会、役員会、委員会、議員研究交流大会等の会議開催に要する経費を計上しています。

総会費については、地方総会の会場使用料の減による使用料及び賃借料の減額、委員会費について、要請活動に伴う自動車借上料の増による使用料及び賃借料の増額等があり、これらの結果、会議費全体では対前年度69万 3 千円減額の1,462万 1 千円です。

事業費は、政府・政党等に対し実施する要請活動、議会運営の研究、職員研修、自治功労者表彰等に要する経費を計上しています。

調査活動費は、要請活動等に伴う自動車借上料の増による使用料及び賃借料の増額、議会運営研究費について、最近開催実績のない行事に係る会場借り上げ費等の減額、表彰費について、自治功労表彰対象者の増及び記念品代の値上げによる増額等があり、事業費全体では、対前年度745万 6 千円増額の4,742万 4 千円です。

管理費は、人件費、事務局LAN保守費等の事務局の運営に要する経費を計上しています。

人事院勧告による給与改定による人件費の増額、複写機の機器更新による使用料及び賃借料の増額等があり、管理費は対前年度404万 8 千円増額の 2 億2,772万 2 千円です。

事務所費は、都道府県会館事務室管理料、共益費を計上しており、ほぼ前年同

額の3,171万5千円です。

繰出金は、令和8年度末に職員が自主退職したと仮定した必要所要額の不足分を退職手当積立金に積み立てる結果、対前年度700万円増額の1,700万円です。

41ページ、予備費は本年度と同額の300万円を計上しています。

財政調整積立金会計については、歳入は前年度からの繰越金2億5,208万円で歳出は一般会計への繰出4,471万5千円を計上し、8年度末は2億736万5千円の残額を見込んでいます。

退職手当積立金会計については、歳入は、前年度からの繰越金に一般会計からと議員共済会からの繰入2,350万円を加え、1億2,208万1千円を見込み、歳出は退職者2名分800万円を見込み、8年度末は1億1,408万1千円の残額を見込んでいます。

以上が、令和8年度予算案の概要です。引き続き運営経費の縮減に努めてまいります。

次に、42ページ、令和9年度以降の分担金についてです。令和8年度以降においても、引き続き人事院勧告による人件費増、物価上昇による諸経費の増等が見込まれます。令和7年度予算、令和8年度予算案では財政調整積立金を取り崩す予定であり、今後も取り崩しを行いながら財政運営をせざるを得ない状況が見込まれます。令和9年度から5年間の各都道府県の分担金総額は、このような財政状況を踏まえ引き上げさせていただくことを検討せざるを得ないと考えております。今後さらに財政状況の推計を精査し、引き上げ幅について御相談させていただきたいと思っております。

具体的には、4月の事務局長会において、今後の財政状況の推計を提示し、分担金総額の引上げ額等について議論いただきたいと思いますと考えております。

5月には人口割に用いる令和7年実施国勢調査人口（速報値）が公表予定となっており、これを踏まえて、7月の参与会、役員会及び総会において、分担金総額及び都道府県ごとの額の概算を提示したいと考えております。

7月末～8月上旬にかけて財政力割に用いる令和8年度普通交付税交付額の決定が予定され、9月には人口割に用いる令和7年実施国勢調査人口（確定値）が公表される予定ですので、これらに基づき、10月の総会において令和9年度から13年度までの5年間の分担金総額及び都道府県ごとの額を決定していただきたいと思います。

と考えております。なにとぞよろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

○全国議長会会長（藏内 勇夫君）本件について、御質疑、御意見がございましたら、御発言願ひます。

（「なし」の声あり）

○全国議長会会長（藏内 勇夫君）それでは、お諮りいたします。本件については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○全国議長会会長（藏内 勇夫君）御異議がございませんので、そのように決定いたします。

報 告

（１）厚生年金への地方議会議員の加入について

（２）主権者教育の推進について

（３）標準都道府県議会会議規則の改正について

（４）令和８年度における本会のワンヘルスに関する

取組について

○全国議長会会長（藏内 勇夫君）次は、報告事項でございます。事務総長から報告いたします。

○全国議長会事務総長（高原 剛君）資料62ページを御覧いただきたいと存じます。厚生年金への地方議会議員の加入に関しては、三議長会が連携して実現に向け要請活動を行っております。

要請活動は、藏内会長をはじめ三議長会会長により、秋の定例総会で報告した決議により、10月の与野党幹部に加え、12月も実施しました。12月は、今後、本件を御議論いただく自由民主党の鈴木総務部会長、鬼木厚生労働部会長とともに、10月に面談できなかった立憲民主党の本庄政調会長、山花ネクスト総務大臣など

に要請を行いました。決議実現のため、引き続き皆様の御理解・御支援をよろしくお願ひします。

資料63ページを御覧ください。三議長会では、主権者教育の推進について、地方議会への理解と関心を深め、多様な人材の参画を促すため、積極的に取り組んでおります。昨年12月には、議員が学校に出向くなど地方議会が主体的に行う主権者教育を学校で更に推進するため、藏内会長をはじめ三議長会会長により、次期学習指導要領に「学校と議会が連携した主権者教育の推進」について明記することを求める決議を福田文部科学大臣政務官に要請いたしました。

このほか、今後の取組として、昨年三議長会で作成した主権者教育用リーフレットを効果的に活用した事例を横展開するため、富山県議会に御協力をいただき、出前講座の取組状況を撮影した動画を制作・発信することとしております。

決議の実現及び各議会での主権者教育の取組の推進について、引き続き皆様の御理解・御協力をよろしくお願ひいたします。

資料64ページを御覧いただきたいと存じます。今年度設置した男女共同参画委員会において、女性議員・若手議員がより働きやすい議会とするため、標準会議規則中の産前産後期間に係る欠席届の対象について、現行の産前6週間から産前8週間に改正することが提案されました。

これを受けて、各議会の御意見も踏まえながら、議会運営等問題協議会で協議した結果、今回の改正案が取りまとめられ、1月19日の役員会で原案どおり決定されたものであります。改正の概要ですが、多様な人材の参画の観点から制度拡充する必要があることや、議会の制度改正への取組により社会への啓発にもつながることなどに鑑み、産前産後期間に係る欠席届の対象を産前6週間から産前8週間に改正したものです。

資料65ページを御覧願ひします。本会のこれまでのワンヘルスの推進の取組についてですが、昨年6月の藏内会長御就任以降、7月の定例総会や11月の議員研究交流大会で講演を聴取するとともに、本会提言に係る要請事項を盛り込むなど、周知・啓発や国への要請を行ってまいりました。

また、国と地方の協議の場においても、藏内会長からワンヘルスの推進について御発言いただきまして、11月の会合では、上野厚生労働大臣から「ワンヘルスの考え方は重要であり、人獣共通感染症への対策や研究を推進するとともに、ワ

ンヘルスの動きが全国に広がるよう努めたい」旨の答弁が、また、12月の会合では、鈴木農林水産大臣から「人獣共通感染症、薬剤耐性等の動物の健康など、分野横断的な課題に対して関係省庁が連携して解決に向けて取り組んでまいりたい」旨の答弁があったところであります。

このように、国においてもワンヘルスの重要性が浸透しつつある中で、本会としても更にワンヘルス推進の動きを広げていくため、資料に記載のとおり、令和8年度において3つの柱で取り組むこととしております。1つ目は、ワンヘルスの推進に関する決議を決定し、政府等に要請すること。2つ目は、各都道府県におけるワンヘルスの普及・啓発、実践の推進に向けた資料集を作成すること。3つ目は、引き続き、交流大会などを通じて普及・啓発を図ることです。

スケジュールは、7月・10月の定例総会でワンヘルスの推進に関する決議を決定し、要請活動を実施するほか、8月の女性議員研究交流大会及び11月の都道府県議会議員研究交流大会において、ワンヘルスに関する講演などを実施します。

右の青枠にある資料集の発行については、10月の鹿児島県開催の定例総会で配付を始め、様々な機会に活用したいと考えております。なお、資料集には、先進的に取り組んでいる福岡県のワンヘルスに関する条例や取組事例をはじめ、各県における取組事例を掲載したいと思っておりますので、御協力賜ればと存じます。

また、66ページには、厚生労働省の令和8年度予算案の主要事項の抜粋として、ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症対策の推進事業の資料を添付しています。

御報告は以上でございます。

○全国議長会会長（藏内 勇夫君）ただいまの報告に対し、御質疑、御意見がございましたら、御発言願います。

（「なし」の声あり）

○全国議長会会長（藏内 勇夫君）ワンヘルスの推進については、各議会の御協力もいただきながら、7月の定例総会における決議の取りまとめや、資料集の作成などの取組を進めていきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

しばらく、お待ちください。

〔原総務事務次官入室〕

○全国議長会会長（藏内 勇夫君）それでは、次の日程に移ります。

講 演

○全国議長会会長（藏内 勇夫君）日程10「講演」でございます。

本日は、10月30日に神奈川県で開催した第182回定例総会に総務大臣の代理として御出席いただき、大臣祝辞を代読していただいた、原邦彰総務事務次官にお越しいただいており、「持続可能な地方行財政のあり方」と題して御講演をいただくこととしております。

原総務事務次官におかれましては、大変御多忙の中、お引き受けいただき、また、日頃から、地方自治の発展に大変御尽力いただいていることに、深く感謝申し上げます。

それでは、早速でございますが、原総務事務次官、よろしく願いいたします。

○総務事務次官（原 邦彰君）みなさん、こんにちは。ただいま御紹介いただきました、総務省の事務次官の原でございます。

本日は、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。座って説明させていただきます。

まず、皆様におかれましては、日頃から地方議会の代表として、また地方自治の要として、その振興に多大なる御尽力をいただいておりますこと、この場をお借りして深く御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

本日のテーマは「持続可能な地方行財政のあり方」でございます。せっかくの機会ですので、目下の課題のみならず、中長期的な展望についても触れたいと考えております。

後ほど詳しくお話しいたしますが、地方行財政は今、大きな転換点を迎えています。そこで、総務省が現在どのような方向性を持ち、どのような議論を行っているかを御紹介するとともに、これから地方議会は予算編成の時期を迎えられると思いますので、地方財政や税制の動向についても、重点的に話しさせていただきます。

それでは、資料が膨大ですので、これは参考資料とってください。全部説明すると2時間くらいかかりますので、本日はポイントだけ御説明したいと思いま

す。

まず、資料の説明に入ります前に、本日お話しする内容の底流には3つのポイントがあると考えております。

1つ目は、先ほど「時代の転換点」と申し上げた点です。日本はもはや、人口減少を前提として地域をどう回していくかという時代にあります。10年ほど前、総務大臣ほか日本郵政の社長もされていた増田寛也さんが「中央公論」で、「消滅可能性利」を公表され、将来自治体がなくなってしまうという議論が起きました。当時は皆さん人口増に向けた対策をやりました。それは大変意味のあることだったと思います。しかし、10年が経過した今、一部に人口が増えた市町村はあっても、それは近隣自治体からの少子化対策等を重視した流入による面があり、日本全体で見ればゼロサムであったのではないかという反省もございます。

現在は、政府としても人口減少を前提とした政策構築を進めております。ただ、人口が減るからといって悲観する必要はありません。例えば、人口が半分になっても1人が2倍稼げばGDPは維持できるわけですから、そのような地域を目指そうということです。折しも、デジタル化やAIの活用が企業あるいは多くの自治体で普及しており、1人あたりの生産性を向上させれば人口減少を恐れるべきではないということです。もちろん少子化対策は徹底しなければなりません、人口減少を前提に、1人でより大きな付加価値を生み出す政策を組む時代に入ったというのが1点目です。

2点目は、これに関連して、国と地方の関係が変化してきているという点です。2日前に、藏内会長もメンバーである、地方制度調査会が立ち上がりました。ここでの大きなテーマは、人口減少の中でいかに地方自治を回していくかということです。私のもとに来られた市町村長の方々が真っ先に口にされるのは、「最近、人が採用できません」と。特に技術職など、専門的な職員の確保が非常に困難であるという悩みです。民間企業との人材獲得競争が激しく、小さな町や村では、およそ5年にわたり1人も採用できていない自治体も出てきております。

誤解のないように申し上げますが、これは地方分権を止めるということではありません。しかし、デジタルやサイバーセキュリティ、あるいは大規模な災害対応など、市町村単独では対応が困難な業務もございます。昨年、今治や大船渡に緊急消防援助隊を送りましたけれども、そのような場面では、県が市町村の仕事

を補完したり、場合によっては国が前面に出て支援したりといった、新たな国と地方の関係になっていくのではないかと。これが2点目のお話です。

3点目は、予算編成にも関わることですが、ようやく失われた30年、デフレの時代から脱却し、マイルドなインフレの時代に入ったという点です。物価高による生活への影響は深刻ですが、物価がある程度上がることは、賃金の引き上げにもつながります。現在は実質賃金をプラスにすることを政府の目標としておりますが、あらゆる分野でインフレを前提とした思考が求められる時代になったということだと思います。

先日、総理も予算編成のあり方について言及されておりましたが、これまで国の予算は特に当初予算はある程度対前年比で抑え、大事なことは補正予算で対応することが常態化していました。総理は、これからは必要な予算を当初予算にしっかりと組むような予算編成に変えたいということをおっしゃっておられました。我々霞が関で仕事をしている人間だと、そうだなというふうに思います。インフレ下では税収もある程度増加するため、そのように予算編成を変えることが可能になるのです。国の予算は、今年度が115兆円で次年度が122兆円で、多くのメディアで放漫財政を指摘する声もございますが、インフレ時代においては、税収が増えて予算が増えるのはある意味で当たり前ではないかという面もございます。

皆様の自治体においても、今まで人件費はあまり上がりませんでした。地方公務員の人件費も、しっかり上がっていきます。今後は人件費だけでなく、物件費や委託料、公共工事の単価を引き上げていくことが、地域の賃金上昇には不可欠です。このように、予算をインフレ時代に見合うように組むため、我々行政当局者もマインドリセットが必要であるというのが3点目です。

以上、人口が減るということ、場面によっては国が前面に出る時代になってきているということ、インフレ時代に合った予算が必要になってくるということ、この3点が大きな時代の転換点になっているのかなと思います。そういうことを底流に置きながら、あと30分ほどお話をしたいと思います。

それではまず冒頭に、地方自治のあり方についてお話しいたします。資料の3ページを御覧ください。地方制度調査会についてでございます。数ある審議会の中でも、地方制度調査会は総理大臣の諮問機関であり、大変重みのある組織です。

ここではこれから2年をかけて、この国の地方自治のあり方を議論してまいります。ページ中央にある諮問事項を読み上げてみますと、「人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める」とあります。

まさに、人口が減る中でどのように地方自治を運営していくのか、これまでのやり方のままでは立ち行かなくなるのではないかと、ということがございます。また、日本の成長は大都市が成長エンジンになりますので、大都市制度についても、現在の政令市や都道府県という枠組みのままでよいのか、といった議論も行われる予定です。

この議論のヒントとなるのが、我々総務省の中でここ1年ほどかけて研究を進めております。次の4ページを見ていただきますと、総務省の研究会による報告書の内容を掲載しております。

ポイントは、左側2の最初の矢印にありますように、事務を減らす、まとめる。自治体ごとに同様の事務を行うのではなく、国や県、あるいは特定の強い市に役割をまとめてはどうかということです。それから、担い手を広げる。行政だけでなく、民間や住民の皆様にも役割を担っていただくということです。

そして最後が最も重要で、生産性を高めることです。もちろんリスクの認識は必要ですが、公務員が担っていた業務をAIに代行してもらうという方法です。例えば窓口業務や電話相談等をコールセンターAIに任せるなど、デジタル化を徹底することで、仕事を一つひとつ見直していく議論をしたいと考えております。

すでに各都道府県において、知事主導で仕事の棚卸しを始められているところも出てきております。これらの中には運用で対応できるものもあれば、運用だけでは不可能なものもございます。例えば介護保険制度などは、現状のままでよいのか、必要に応じて国の法律改正が必要になるかもしれません。この地制調の中で議論を尽くしながら、運用の工夫で解決できることと、法律改正が必要なこととの仕分けをしっかりと行っていきたいと考えております。

5ページを御覧ください。大都市制度につきましても、総務省の研究会で議論を行っております。

現在の大都市制度には、都道府県、政令指定都市、そして中核市という区分がございます。東京都は独特の都制度や23区制度と、都の権限がかなり強くなっているのが特徴です。

一方、大阪府では「大阪都構想」の動きがございます。これまでに2回、住民投票で否決されておりますが、現在、3度目の挑戦に向けた動きが出てきております。大阪都構想とはどのようなものかといいますと、大阪市が政令指定都市であることをやめ、強い権限は大阪府が担い、住民サービスなどの身近な行政を、特別区に複数に分けて行うというものです。いわば、現在の大都市を東京都の23区のような形にしようというのが、大阪都構想であります。

その一方で、多くの政令指定都市の市長さんが提唱されているのが「特別自治市」という構想です。これは、政令指定都市が都道府県から、ある意味で「突き抜ける」という考え方です。

例えば、横浜市や福岡市が、神奈川県や福岡県から独立したような形になり、その地域の税収はすべて市が受け取り、権限もすべて市が担っていくというものです。ある意味では分かりやすい話ではありますが、このような制度を実現したいとおっしゃる市長さんもおられます。

ただ、その場合にはさまざまな課題も予想されます。昨日、知事会長さんや蔵内会長からもお話がございましたが、5ページの4番の矢印、真ん中より下のあたりを御覧ください。例えば、特定の市が特別自治市として独立してしまった場合、残された他の自治体はどうなるのかという問題です。これまで県が所有していた施設を市に移管するのか、残された市町村の行政をどう維持していくのか。例えば神奈川県で、横浜、川崎、相模原といった大きな市がすべて自立してしまったら、県の税収は減ってしまいます。また、警察組織はどうするのかという問題もございます。県警を維持するのか、あるいは県警ではなく、例えば神奈川の政令市が3つ独立したら、県警が4つになってしまうのか。このように多くの課題がある中で、これからの議論をしていこうというふうになっております。

これらと直接関係するわけではございませんが、現在、政府、与党内では、自由民主党と日本維新の会が連立与党になっております。日本維新の会からは副首都構想という提案がなされております。これは、首都直下地震などの災害が東京で発生した際に、どうするのだという議論が出発点であると思っておりますけれども、

東京に代わる拠点を大阪に設けるべきではないかという議論がなされております。

この首都機能のバックアップという議論が出てきますと、他の地域からもさまざまな声が上がります。例えば福岡県からは「大阪には南海トラフ地震のリスクがある、福岡の方が適しているのではないか」という意見や、他にも新潟県、名古屋市、あるいは熊本市こそがふさわしいといった議論が、様々な首長さんから出てきております。

バックアップ拠点のあり方は、直接的に地方自治制度の話ではありませんが、日本の東京以外の拠点をどう構築するかという問題に絡めて、地方自治、大都市制度のあり方も今後議論の対象になるかと思えます。地方制度調査会においても、これから議論が出てくるかもしれません。

これは少し中長期的な話かもしれませんが、皆様におかれましても、ぜひこの議論の行方を見守っていただければと存じます。

次に、新しい話として、2点お話しいたします。資料の9ページと10ページを御覧ください。先ほど私は「人口を奪い合うのはもうやめようではないか」というお話をしてまいりましたが、これからの地方において大事な視点は、関係人口を増やしていこうということです。すでに政府は、関係人口を1,000万人に増やすという閣議決定を行っております。その核となるのが、総務省がこれから進めようとしている『ふるさと住民登録制度』という制度です。

10ページを御覧ください。かつてふるさと二重の住民票という議論がございました。引退を表明されましたが菅義偉元総理大臣が総務大臣の時に手がけた『ふるさと納税』も、この議論が原型となっております。例えば、自分は秋田で育って現在は横浜や東京に住んでいるが、育ててもらった秋田に住民税の一部を納めたいという思いがあっても、税を2つに分けるのはやはり難しいと。そこで、寄附という形をとったのが現在のふるさと納税です。今回の制度も発想は同じで、いわば自治体の「推し活」です。山形が好きだ、福岡が好きだという思いがあれば、出身地である必要はありません。旅行で何度も訪れてファンになったという方も対象です。総務省では、すでに10ページにあるように、補正予算で32億円を確保し、専用のスマートフォンアプリを作ります。このアプリで、私は山形が、私は秋田が良い、と登録していただきます。登録証が、プレミアム登録という形になれば、年に数回現地で仕事をしたり、週末を過ごしたり、あるいは頻繁に観

光で訪れたり、そのような方をふるさと住民として登録します。

まだ決定事項ではありませんが、例えばJRや航空運賃の割引、あるいは空き家の提供などを通じて、現地を訪れ、現地で消費をしていただくような、民間サービスもこのデジタルパスポートを活用することを期待しています。住民票は移さないものの、ふるさと住民として推し活をしていただく。こうした人口を増やしていくことで、地域の活性化につなげられないか、ということのをこれからやっていきたいと考えております。これが1点目の新しい話です。

2点目は、9ページにある広域リージョン連携です。これは、観光や産業振興のクラスターなどが、もはや県単位の枠内には留まらなくなっている現状に対応するものです。例えば、熊本県では現在TSMC（台湾積体回路製造）の進出により非常に活況を呈しておりますが、その効果を九州全体に波及させることはできないだろうか。あるいは、先日閉幕し成功した関西万博のレガシーを関西全体で享受することはできないだろうか。このように、都道府県域を超えた様々な連携が必要になっています。14ページに詳細がございますが、これは道州制を導入するわけではなく、都道府県域を超えた広域的な取り組みを推進しようというものです。複数の都道府県が「我々はこのような連携をやりたい」と宣言していたらどう。ということのを、総務省で推進しております。

こうした取り組みを行う地域には、例えば地域未来交付金を優先的に配分することなどを検討しています。後ほど説明いたしますが、次年度の地方財政計画では、新たに4,000億円で『地域未来戦略基金』というものを設ける予定です。この予算をこうした広域リージョンにも活用できないかということで、都道府県の域を超えた新しい広域行政も推進してまいりたいと考えております。以上、最近の新しい話について2点御紹介させていただきました。

消防についても、詳細は割愛いたしますが、先ほど申し上げた通り、もはや1つの自治体だけで対応しきれないため、消防庁がしっかりと予算を確保し、特殊な消防車両を配備するほか、『マイナ救急』という取り組みを進めています。これは、国が全国の救急車にタブレット端末を配備するものです。具体的には、救急現場でマイナンバーカードをかざすと、搬送される方のかかりつけ医や、どのような薬を服用されているかといった情報が、社会保険診療報酬支払基金と連携することで即座に把握できるようになります。

これにより、現場での迅速な判断が可能となり、一人でも多くの命を救うことにつながります。こうした取り組みは個別の自治体だけではできません。先ほど申し上げたように、国が前面に立って、こうした消防行政もしっかりと進めていきたいと考えております。

次は、財政についてです。資料の説明に入ります前に、現在の財政状況について触れたいと思います。今度の選挙でも、食料品への消費税を恒久的にゼロにするという主張や、与党では2年間限定でゼロ税率にするといった議論がなされました。これに対し、マーケットが早速反応しています。金利が上昇しているのです。

少し前までは、皆様の地方の地方債の金利も、10年物の国債の金利も、ほとんどゼロで推移していました。ところが、インフレの定着により、10年物の超長期国債の金利は、昨日は2.3%まで上昇しました。直前で確認したところ、片山財務大臣のメッセージもあり、現在は2.2%と少し落ち着いております。

30年国債や40年国債といった超長期国債の急激な金利上昇は懸念されましたが、片山大臣がダボス会議などの場でメッセージを発信したことで、一定の落ち着きを取り戻しています。申し上げたいのは、マーケットがそれほどまでに財政政策に対して敏感に反応しているということです。したがって、我々は常に「財政規律」を意識しなければいけなくなっていることは間違いありません。

もともと、議長の皆様には釈迦に説法ではございますが、インフレ下で金利が上がることは、ある意味で自然なことです。金利はインフレ率と期待成長率を足したものであり、経済が成長すれば金利も上がります。ですから、金利上昇は必ずしも悪いことではありません。

ただし、急激な上昇は、国債を大量に保有する金融機関に含み損を出してしまいますので、マイルドな形で上昇していくことが重要です。日銀も現在、出口戦略を進めており、0.75%の短期金利も為替相場との関係を見ながら、おそらく今後段階的に引き上げられていくでしょう。日銀が量的緩和で保有する国債を減らしていく方向になれば、国債の観点からは需給が逼迫し、金利の上昇要因にもなります。

つまり、インフレ、日銀の政策、そして財政規律。この3点がミックスされた形で金利が決まるのです。本日の日本経済新聞に、国債の格付け会社のコメント

として「現在の財政政策ですぐに格付けを下げる状況にはない」という趣旨の記事がございました。最も重要なのは、日本が持続可能な成長を維持できるかどうかです。経済が成長すれば税収が増え、国債の償還にも支障は生じません。経済成長が一番大事だと格付け会社の方もおっしゃっていましたが、国と地方が一体となってしっかりと経済を回していくことが、財政において最も重要な視点であると考えております。

このような前提を踏まえ、地方財政について具体的にお話しします。資料の39ページを御覧ください。

先般成立した補正予算において、地方交付税を1.3兆円増やしております。人件費や経済対策に伴う地方負担分で増やしたところがございますが、この中に「物価対策・価格転嫁対策」として2,000億円を計上しております。物価高騰を踏まえ、自治体における発注単価を適切に引き上げていただくために、交付税を配分したものです。補正予算で物価対策のために交付税を配分するのは、今回が初めての試みです。

なぜ、これほどまでに価格転嫁のお話を強調するのか。その理由は52ページにございます。

52ページには、各都道府県のGDPに占める公的事業の割合を示しております。これは、国や県、市町村が発注する公共事業や委託料が、地域経済においてどれほどのウェイトを占めているかを示す指標です。東京都は民間需要が大きいため1割未満ですが、最も高い高知県では、経済の4割が行政からの発注事業で占められています。全国平均でも26.8%、つまり経済の約4分の1は、公務員の人件費や社会保障も含めた「公的事業」で成り立っているのです。

私が申し上げたいのは、現在、賃上げを強く求める風潮がある。大企業は自ら稼いで賃上げができますが、地域の中小企業の多くは、我々行政が発注する事業の単価が上がらなければ、収入が増えず、賃上げもできません。

したがって、これからの地方財政は、先ほど申し上げた通りインフレ型へと変わっていかねばなりません。補正予算で2,000億円を確保したのに続き、41ページを御覧ください。

来年度の地方財政対策において、(3)に「物価高・官公需価格転嫁」という項目を新設いたしました。このような項目を立てるのは初めてのことです。委託

料や維持補修費などのために、交付税を6,000億円増額しております。

補正予算で2,000億円、当初予算で6,000億円。これだけの交付税を官公需のために積み増しております。地方自治体においても、予算のシーリングに縛られるのではなく、適切な単価設定を行っていただかなければなりません。単価をしっかりと引き上げていかないと、地域の中小企業における賃上げができません。この点については、行政当局のマインドリセットが必要であり、皆様にもぜひ重点的に取り組んでいただきたいと考え、御紹介させていただきました。

続きまして、来年度の地方財政計画、41ページです。一番上の項目でございますように、自治体の皆様が自由に使える一般財源について、総額67.5兆円、対前年度比で3.7兆円の増額を確保いたしました。これは、極めて画期的な内容でございます。

少し前までは一般財源同額ルールという考え方がございましたが、現在の情勢では同額では到底足りません。今回、3.7兆円もの増額を実現したことがどれほど大きな意義を持つか、資料の46ページを御覧いただければと存じます。

46ページの推移表を御確認ください。一番右側が今回の計画ですが、平成20年以降の推移を遡っても、これほど大幅に一般財源が増えたことはございません。来年はまさに、インフレ型の地方財政計画になったということでもあります。

具体的には、人件費や社会保障費の増額に加え、物価高騰対策、さらには後ほど詳しく触れますが、給食費や私立高校の無償化といった教育負担の軽減、地域未来基金の創設など、地域の成長に資する予算を積み上げた結果、この3.7兆円という増額に至りました。

一方で、マーケットの動向にも十分配慮しております。再び41ページにお戻りください。

皆様から極めて強い御要望をいただいております、赤字地方債である臨時財政対策債については、引き続きゼロとしております。あわせて、過去に発行した臨財債を償還するための基金についても、必要な財政措置を講じております。

その他の主な項目についても御説明します。

まず、(3)にございますように、物価高騰対策として6,000億円を増額いたしました。また、(4)の教育無償化については、地方負担分として4,000億円を確保しております。生徒数に応じて、給食費や私学助成の財源が確実に自治体へ届

くよう、地方交付税での財政措置をしていきたいと思っております。

あわせて、「私学が充実する一方で、公立高校が置き去りになるのではないか」という懸念の声も伺っております。そのため、(4)の下段にありますように、公立高校をリニューアルするための特別対策もあわせて実施いたします。

さらに、(5)の「地域未来基金」についてです。これは都道府県に創設するもので、産業クラスターや地場産業の振興など、各地域が自ら議論し、活性化に取り組んでいただくための初めての基金制度です。

また、(7)の公営企業については、上下水道のインフラ老朽化対策を強化いたします。病院経営についても、多くの首長さんから「赤字で大変だ」という切実な声を伺っております。次年度は診療報酬も増やし、地方財政でできる病院への財政措置についても、しっかりと充実をさせております。

このように、今回の地方財政計画は、地域の皆様からお寄せいただいた声に対し、一定の答えを出せた内容になったと考えております。こうした手厚い措置が可能となったのは、背景としてインフレによる税収の増加があるからです。

今後とも、財政規律に十分配慮しつつ、インフレ型の予算編成へと移行していくということで、地方自治体におかれましても、この新たな局面を見据えた取り組みをお願いしたいと存じます。

最後10分ほどございますので、税についてお話しいたします。まずは、税制改正です。資料の62ページを御覧ください。

まず、いわゆる年収の壁の問題でございます。所得税については、国民民主党の御意見も踏まえた議論の末、非課税最低限となる壁が103万円から178万円へと引き上げられることとなりました。

住民税につきましても、資料にあります通り、昨年100万円から110万円に引き上げ、さらに国税との連動により119万円まで動きました。住民税の最低限につきましても、基本的にはインフレに見合った形で調整していく方針ですが、住民税は地方自治体にとって極めて貴重な基幹税です。景気対策として安易に大幅減税を行うわけにはいかないという点を御説明し、御理解をいただいた上で、今回は119万円までの調整といたしました。

次に、同じく住民税の中の利子割についてです。これまでは金利がほぼゼロでしたので、利子に関わる税金はほとんどございませんでしたが、かつては1兆円

規模の税収があった項目です。住民税は、本来居住地に納めるものですが、金融機関の口座数は人口の何倍もございます。銀行がすべての口座の住所地を特定して納税するのは困難であるため、これまでは口座のある金融機関の所在都道府県に納税されてきました。しかし最近では、口座の所在地がすべて東京にあるネットバンクが普及しております。その結果、鹿児島県や山形県にお住まいの方がネット銀行を利用すると、その利子割がすべて東京に流れてしまうという課題が生じていました。そこで今年の税制改正では、本来の居住自治体の収入となるよう、所得に応じた清算制度を創設することといたしました。

続いて63ページのふるさと納税についてです。先ほど申し上げた住民税を分割できないという課題を解決するために作られた寄附制度ですが、最近ではネットショッピング化という行き過ぎた面も見受けられます。あくまで税金であることを踏まえ、適切な見直しを行います。すでにポイント付与は廃止いたしました。今回はさらに2つの見直しを行いました。

1つ目は、いわゆる1億円の壁への対応です。「高額納税者ほど優遇されている」という議論がございまして、ふるさと納税は住民税から2割税額控除されますが、所得が多ければ多いほど、青天井で税額控除が増えてしまうのです。所得が1億円を超える方については、それ以上の納税額にかかわらず税額控除の上限を一定とするアッパーを設けました。これにより、数百万円、数千万円規模の返礼品が過度に出回るような状況を是正いたします。

2つ目は、63ページの円グラフにある経費率の問題です。地方税法では返礼品を3割以下と定めており、サイト手数料や運送費を含めた経費全体を5割以下に抑え、少なくとも寄附額の半分は自治体の手元に残るルールとなっております。しかし、最近ではサイト業者の手数料が高いとの指摘があります。一般的なネットショッピングの手数料が商品の1割程度であるのに対し、ふるさと納税では寄附額の1割を徴収するケースがあり、実質的には返礼品価格の33%に相当する手数料を取っている計算になります。

そこで法律を改正し、返礼品3割というルールは維持しつつ、手数料などの経費を1割に抑え、自治体に入るお金を6割へと増やすことといたしました。混乱を避けるため3年ほどかけて段階的に移行し、自治体に残る資金を増やしてまいります。

時間が限られておりますので、64ページの自動車・ガソリン関係についても手短かに申し上げます。環境性能割や自動車取得税、軽油引取税の暫定税率の廃止により、全体で7,000億円の財源が失われます。これについては、不交付団体も含めて地方財政の穴が空かないよう、特例交付金を創設してしっかりと対応してまいります。

最後は、地方税の偏在の問題です。本日は、東京都議会の議長様もいらっしゃいますが、決して東京都を狙い撃ちにする意図ではございません。ただ、68ページにあるように、昔は工場などが地方にあれば法人事業税も分割基準で地方に届いていたのですが、最近持株会社が東京に集中しており、工場が地方にあっても税収が本社のある東京に集まりやすい構造になっています。また69ページにある通り、地方の方がネット通販を利用しても、その収益と税収はEC販売を展開している東京の企業に集中します。そのようなIT企業の従業員の大多数が東京にいるという状況になっています。70ページのコンビニフランチャイズも同様に、地方で生み出されたロイヤリティが東京の本社へ吸い上げられる傾向にあります。

このように企業活動が大きく変化している中で、現在の税制のままでよいのかという議論をしております。大事なものは、都市の生活も、地方から供給される水や電力によって成り立っています。都市と地方が互いに協調し、日本全体が成長していくことが何よりこの議論の重要な点であると考えております。

終了の時刻が迫ってまいりました。人口減少を恐れず生産性を上げること、場面に応じて国が前面に出ること、インフレ型へと予算を転換することの3点を強調させていただきます。

衆議院の解散により予算の年度内成立が危ぶまれる状況もございますが、自動車取得税やガソリンの暫定税率の廃止等、地方税法の改正が4月1日に間に合わないと現場に混乱を招きます。地方交付税の増額や教育無償化の予算など、総理はできれば4月から予算を取っていきたいと表明されております。地方の皆様に御迷惑がかからないよう、我々としてもしっかりと対応してまいります。

皆様のさらなる御理解をお願い申し上げます。私の話を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○全国議長会会長（藏内 勇夫君）ありがとうございました。大変な熱弁、感動いたしました。

原総務事務次官におかれましては、公務のため、ここで御退席されます。本日は誠に、ありがとうございました。拍手をもってお送りいただきたいと思います。存じます。

〔原総務事務次官退室〕（拍手）

そ の 他

○全国議長会会長（藏内 勇夫君）次に、日程11「その他」でございますが、愛知県議会の川嶋太郎議長より発言の申し出があります。

川嶋議長、よろしくお願いします。

○愛知県議会議長（川嶋 太郎君）愛知県議会議長の川嶋太郎でございます。

この度は、御発言の機会を賜り、心よりお礼申し上げます。本日は、「第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会」について、皆様に御協力をお願い申し上げます。パンフレットをお手元にお配りさせていただいておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

本年9月から10月にかけて、私の選挙区でございます、名古屋市瑞穂公園陸上競技場をメイン会場に開催される両大会は、アジア45の国と地域からトップアスリートが集い、オリンピック・パラリンピックと理念を共有する、アジア最大のスポーツの祭典です。

競技は、愛知県を中心に、一部は、東京都、静岡県、岐阜県、大阪府でも開催されます。御協力いただく都府県の皆様方には改めて感謝申し上げます。

両大会では、59の競技が予定されており、陸上、水泳、サッカーをはじめ、アジア特有のセパタクローやカバディといった、多彩な競技でアジアのトップアスリートによる熱戦が繰り広げられます。選手たちが見せる挑戦と熱戦は、私たちに大きな感動と勇気を与えてくれるはずです。そして、その感動こそが、スポーツの力で国境を越えた絆と平和のメッセージを広げる原動力になると思っております。

また、日本で初開催となるアジアパラ競技大会は、障害のある選手が限界に挑む姿を通じて、障害への理解を深め、共生社会の実現に向けた大きな一歩となると考えます。スポーツの力で、多様性を尊重し合う社会を築く、かけがえのない

機会です。

さらには、両大会には国内外から多くの来訪者が見込まれます。これは、愛知・名古屋のみならず、全国の地方創生にもつながる絶好のチャンスであると思っております。交流人口の拡大、国際競争力の強化、そして地域の文化・観光・産業の魅力発信など、皆様の地域の活性化にもつながるものと考えております。

大会まで1年を切り、愛知県、名古屋市、組織委員会、全国知事会をはじめ、オールジャパンで準備を進めています。私ども愛知県議会も、機運醸成に全力で取り組んでまいります。

今後、競技日程やチケット販売開始などの情報は、Y o u T u b e や S N S を通じて発信される予定です。一人でも多くの方に大会を認知いただき、期待と関心をもって競技会場に足を運んでいただけるよう、フルスタジアムの実現を目指します。皆様方におかれましても、ぜひ両大会の周知と機運醸成に御協力くださいますよう、心よりお願い申し上げます。よろしくお願いたします。（拍手）

○全国議長会会長（藏内 勇夫君）川嶋議長、ありがとうございました。

皆様におかれても、アジア・アジアパラ競技大会の成功に向け、御支援・御協力をよろしくお願いいたします。

その他、何か御発言がございましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

閉 会

○全国議長会会長（藏内 勇夫君）それでは、御発言もないようですので、これをもちまして、定例総会を閉会いたします。

（16時46分）

第183回全国都道府県議会
議長会定例総会議決事項

令和 8 年度 予算

全国都道府県議会議長会

I 令和8年度全国道府県議会議長会一般会計予算

II 令和8年度全国道府県議会議長会財政調整積立金会計予算

III 令和8年度全国道府県議会議長会事務局職員退職手当積立金会計予算

令和8年1月21日提出

全国道府県議会議長会会長 藏 内 勇 夫

I 令和8年度全国都道府県議会議長会一般会計予算

歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入	款	項	金額
1. 分担金			291,398
		1. 分担金	291,398
2. 負担金			3,268
		1. 負担金	3,268
3. 繰入金			44,715
		1. 繰入金	44,715
4. 繰越金			0
		1. 繰越金	0
5. 諸収入			2,101
		1. 諸収入	2,101
歳入合計			341,482

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 会議費		14,621
	1. 会議費	14,621
2. 事業費		47,424
	1. 調査運動費	22,062
	2. 研究費	5,591
	3. 表彰費	19,771
3. 管理費		227,722
	1. 管理費	227,722
4. 事務所費		31,715
	1. 事務所費	31,715
5. 繰出金		17,000
	1. 繰出金	17,000
6. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
歳 出 合 計		341,482

歳入歳出事項別明細書

(総括)

(単位：千円)

歳入	款	本年度	前年度	比較増減
1.	分担金	291,398	291,398	0
2.	負担金	3,268	3,291	△23
3.	繰入金	44,715	22,131	22,584
4.	繰越金	0	5,000	△5,000
5.	諸収入	2,101	2,101	0
	計	341,482	323,921	17,561

(単位：千円)

歳出	款	本年度	前年度	比較増減
1.	会議費	14,621	15,314	△693
2.	事業費	47,424	39,968	7,456
3.	管理費	227,722	223,674	4,048
4.	事務所費	31,715	31,965	△250
5.	繰出金	17,000	10,000	7,000
6.	予備費	3,000	3,000	0
	計	341,482	323,921	17,561

(歳入)

(款) 1 分担金	目	本年度	前年度	比較	(項) 1 分担金		説明
					区	節 金額	
1.	都道府県分担金	291,398	291,398	0	都道府県分担金	291,398	対前年度同額
	計	291,398	291,398	0			

(単位：千円)

(款) 2 負担金	目	本年度	前年度	比較	(項) 1 負担金		説明
					区	節 金額	
1.	議員共済会負担金	3,268	3,291	△23	議員共済会負担金	3,268	
	計	3,268	3,291	△23			

(款) 3 繰入金

(項) 1 繰入金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 繰入金	44,715	22,131	22,584	繰入金	44,715	人事院勧告による人件費増加、自治功 労表彰対象者の増等による不足分を財 政調整積立金から繰り入れ
計	44,715	22,131	22,584			

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	0	5,000	△5,000	前年度繰越金	0	
計	0	5,000	△5,000			

(款) 5 諸収入

(項) 1 諸収入

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 預金利子	1	1	0	銀行利子	1	
2. 雑入	2,100	2,100	0	広告費	1,800	議員団体保険広告費
				保険事務手数料	300	議員団体保険集金事務費
計	2,101	2,101	0			

(歳 出)

(款) 1 会議費 (項) 1 会議費 (単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区 分	金 額	
1. 総会費	6, 872	7, 872	△1, 000	報償費	340	講師謝礼
				旅費	830	来賓旅費、地方総会事務局旅費
				需用費	2, 535	会議録、資料印刷費等
				役務費	47	録音データ反訳料
				使用料及び借借料	3, 120	会場費等
2. 役員会費	425	365	60	需用費	69	要請活動経費等
				使用料及び借借料	356	会場費、自動車借上料
3. 委員会費	1, 102	881	221	報償費	1	
				需用費	200	委員会昼食代等
				役務費	1	
				使用料及び借借料	900	会場費、自動車借上料

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
4. 交流大会費	5,807	5,731	76	報償費	646	講師、コーディネーター、パネリスト謝礼
				旅費	390	講師、コーディネーター、パネリスト旅費
				需用費	244	リーフレット等印刷費、食糧費
				役員費	2,356	オンライン配信、収録費
				使用料及び借借料	2,171	会場費、機材使用料
				需用費	115	写真データ作成費
5. 総理との懇談会費	415	465	△50	使用料及び借借料	300	送迎バス借上料
6. 諸会議	0	0	0	需用費	0	
				使用料及び借借料	0	
会議費 計	14,621	15,314	△693			

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 行政調査費	5,574	5,470	104	需用費	3,254	議長会報等印刷費等
				役務費	2,319	ホームページ、決議書等データベース保守費
				委託料	1	
2. 調査活動費	16,488	14,992	1,496	報償費	45	
				旅費	2,200	ブロック議長会、ブロック事務協議会、各種地方開催会議等
				需用費	4,587	図書、新聞購読代等
				役務費	600	通信運搬費
				使用料及び賃借料	3,890	iJAMP、判例データベース使用料 調査活動用交通費
				負担金補助及び交付金	5,166	地方自治確立対策協議会分担金等
計	22,062	20,462	1,600			

(項) 1 調査運動費 (単位：千円)

(款) 2 事業費

(項) 2 研究費 (単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 局長会・参与会費	140	262	△122	報償費	60	局長会講師謝金
				旅費	30	局長会講師旅費
				使用料及び借借料	50	局長会会場費
2. 職員研修会費	1,267	1,289	△22	報償費	180	講師謝礼
				旅費	100	講師旅費
				需用費	27	講師昼食代等
				委託料	430	東京都市町村職員研修所研修費、
				使用料及び借借料	530	会場費
3. 議会運営研究費	4,184	4,980	△796	報償費	666	法制執務アドバイザー謝礼、 地方議会関係研究会謝金等
				旅費	545	地方議会関係研究会出席旅費
				需用費	1,843	地方議会関係研究会報告書、 制度改正関係資料等
				委託料	930	ブロック参考意見DB保守
				使用料及び借借料	200	会場費
	計	5,591	6,531	△940		

(項) 3 表彰費 (単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 表彰費	19,771	12,975	6,796		14,727	自治功労表彰記念品(予定対象者583名) 正副議長顕彰記念章代
				旅費	2,430	自治功労表彰30年以上表彰者の旅費
				需用費	2,294	表彰状、感謝状書込代、 総務大臣感謝状贈呈式経費
				役務費	320	送料
計	19,771	12,975	6,796			
事業費計	47,424	39,968	7,456			

(款) 3 管理費	(項) 1 管理費			(単位：千円)			
	目	本年度	前年度	比較	節 区 分	金額	説明
1. 交際費	400	400	0		交際費	400	香典、供花料、災害見舞金
2. 一般管理費	227,322	223,274	4,048		給料	93,124	国家公務員給与と法「行政職(一)」を準用
					職員手当	84,804	国家公務員給与と法を準用 扶養手当 788 地域手当 19,869 管理職手当 6,345 超過勤務手当 3,159 住居手当 2,036 通勤手当 3,727 期末・勤勉手当 48,880
					共済費	34,801	地方職員共済組合団体負担金 健康保険料・労働保険料事業主負担金
					職員厚生費	1,225	健康診断費、産業医委嘱費等
					報償費	763	社会保険労務士相談料
					旅費	50	
					需用費	2,854	コピー、事務用消耗品費
					役務費	3,114	事務局LANシステム保守費等
					使用料及び借賃	6,282	事務局LANシステム機器リース料 セキュリティ対策ソフト使用料等
					備品購入費	300	
					負担金補助及び交付金	5	
管理費 計	227,722	223,674	4,048				

(款) 4 事務所費

(項) 1 事務所費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 事務室等使用料	31,715	31,965	△250	需用費	700	水道料、電気料
				役務費	100	修繕料
				使用料及び賃借料	30,915	事務室管理料及び共益費
事務所費 計	31,715	31,965	△250			

(款) 5 繰出金

(項) 1 繰出金

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 繰出金	17,000	10,000	7,000	繰出金	17,000	職員退職手当積立
繰出金 計	17,000	10,000	7,000			

(款) 6 予備費

(項) 1 予備費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 予備費	3,000	3,000	0	予備費	3,000	
予備費 計	3,000	3,000	0			

II 令和8年度全国都道府県議会議長会
財政調整積立金会計予算

(単位:千円)

歳 入	科 目	金 額	説 明
1.	繰越金	252,077	
2.	繰入金	0	
3.	諸収入	3	定期預金利息
	計	252,080	

歳 出	科 目	金 額	説 明
1.	繰出金	44,715	一般会計への繰出し
	計	44,715	

令和8年度末
歳入歳出差引額 (見込) 207,365 千円

Ⅲ 令和8年度全国都道府県議会議員会
退職手当積立金会計予算

(単位:千円)

歳 入	科 目	金 額	説 明
	1. 繰越金	98,562	
	2. 積立金	23,500	議長会 17,000千円、議員共済会 6,500千円
	3. 諸収入	19	定期預金利息
	計	122,081	

歳 出	科 目	金 額	説 明
	1. 退職手当	8,000	2名分
	計	8,000	

令和8年度末
歳入歳出差引額 (見込) 114,081 千円

令和8年度都道府県別分担金算出表(財政力R4)

単位:千円(人口:人)(財政力:百万円)

都道府県名	人口	財 政 力	均等割額	A	B ※1	C ※2	D	E (A+B+C)	F (E-D)
北海道	5,224,614	1,186,502	3,100	3,100	3,017	3,672	9,789	9,789	0
北海	1,237,984	341,618	3,100	3,100	715	1,057	4,872	4,872	0
道南	1,210,534	349,882	3,100	3,100	699	1,083	4,882	4,882	0
道東	959,502	294,454	3,100	3,100	554	911	4,565	4,565	0
道北	2,301,996	391,587	3,100	3,100	1,329	1,212	5,641	5,641	0
道庁	1,068,027	294,307	3,100	3,100	617	911	4,628	4,628	0
道支	1,833,152	421,142	3,100	3,100	1,059	1,304	5,463	5,463	0
東京都	14,047,594	2,413,371	3,100	3,100	8,112	7,470	18,682	18,682	0
神奈川	9,237,337	1,032,578	3,100	3,100	5,334	3,196	11,630	11,630	0
千葉	6,284,480	880,664	3,100	3,100	3,629	2,726	9,455	9,455	0
茨城	2,867,009	540,278	3,100	3,100	1,656	1,672	6,428	6,428	0
栃木	1,933,146	371,932	3,100	3,100	1,116	1,151	5,367	5,367	0
埼玉	7,344,765	997,117	3,100	3,100	4,242	3,086	10,428	10,428	0
群馬	1,939,110	374,479	3,100	3,100	1,120	1,159	5,379	5,379	0
山梨	809,974	238,623	3,100	3,100	468	739	4,307	4,307	0
長野	2,048,011	441,811	3,100	3,100	1,183	1,367	5,650	5,650	0
新潟	2,201,272	475,534	3,100	3,100	1,271	1,472	5,843	5,843	0
愛知	7,542,415	1,048,496	3,100	3,100	4,356	3,245	10,701	10,701	0
三重	1,770,254	371,953	3,100	3,100	1,022	1,151	5,273	5,273	0
海静	3,633,202	577,274	3,100	3,100	2,098	1,787	6,985	6,985	0
北岐	1,978,742	412,134	3,100	3,100	1,143	1,276	5,519	5,519	0
富山	1,034,814	266,703	3,100	3,100	598	825	4,523	4,523	0
石川	1,132,526	268,599	3,100	3,100	654	831	4,585	4,585	0
福井	766,863	230,098	3,100	3,100	443	712	4,255	4,255	0
東京都	2,578,087	442,745	3,100	3,100	1,489	1,370	5,959	5,959	0
大阪	8,837,685	1,284,396	3,100	3,100	5,104	3,975	12,179	12,179	0
兵庫	5,465,002	904,252	3,100	3,100	3,156	2,799	9,055	9,055	0
奈良	1,324,473	298,169	3,100	3,100	765	923	4,788	4,788	0
和歌山	922,584	275,969	3,100	3,100	533	854	4,487	4,487	0
滋賀	1,413,610	294,233	3,100	3,100	816	911	4,827	4,827	0
兵庫県	2,799,702	477,355	3,100	3,100	1,617	1,478	6,195	6,195	0
岡山	1,888,432	363,419	3,100	3,100	1,090	1,125	5,315	5,315	0
鳥取	553,407	198,060	3,100	3,100	320	613	4,033	4,033	0
徳島	671,126	253,915	3,100	3,100	388	786	4,274	4,274	0
山口	1,342,059	329,946	3,100	3,100	775	1,021	4,896	4,896	0

令和8年度都道府県別分担金算出表(財力R4)

単位:千円(人口:人(財力:百万円))

都道府県名	人口	財力	均等割額 A	人口按分額 B ※1	財力按分額 C ※2	7年度分担金 D	8年度分担金 E(A+B+C)	増減額 F(E-D)
香川	950,244	232,468	3,100	549	720	4,369	4,369	0
徳島	719,559	231,986	3,100	415	718	4,233	4,233	0
高知	691,527	246,672	3,100	399	764	4,263	4,263	0
愛媛	1,334,841	318,978	3,100	771	987	4,858	4,858	0
福岡	5,135,214	800,628	3,100	2,965	2,478	8,543	8,543	0
大分	1,123,852	296,469	3,100	649	918	4,667	4,667	0
佐賀	811,442	237,754	3,100	469	736	4,305	4,305	0
長崎	1,312,317	351,096	3,100	758	1,087	4,945	4,945	0
宮崎	1,069,576	297,615	3,100	618	921	4,639	4,639	0
熊本	1,738,301	382,808	3,100	1,004	1,185	5,289	5,289	0
鹿児島	1,588,256	435,212	3,100	917	1,347	5,364	5,364	0
沖縄	1,467,480	361,149	3,100	847	1,118	5,065	5,065	0
合計	126,146,099	23,536,430	145,700	72,849	72,849	291,398	291,398	0

備考 1. 「人口」は令和2年度国勢調査人口(確定値)を使用した。

2. 「財力」は総務省自治財政局の「令和4年度普通交付税交付額(令和4年7月26日)」に基づき算出した。

定例総会報告事項

第183回全国都道府県議会議長会定例総会報告資料

男女共同参画委員会提言について・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

厚生年金への地方議会議員の加入について・・・・・・・・ 107

主権者教育の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・ 108

標準都道府県議会会議規則の改正について・・・・・・・・ 109

令和8年度における本会のワンヘルスに関する取組について・・ 110

男女共同参画委员会 提言

～誰もが参画し、活躍できる議会を目指して～

令和8年1月19日

全国都道府県議会議長会 男女共同参画委员会

男女共同参画委員会について

委員会の目的

令和5年度に設置した「多様な人材が輝く議会のための懇談会」の取組を継続し、都道府県議会における男女共同参画の取組や課題について意見交換を行い、全国都道府県議会議長会への提言等を行うことを目的とする。

「①女性・若者が立候補しやすい方策、②女性・若手議員が働きやすい議会とする方策」をテーマに議論

委員名簿（10名）※順不同

安居 知世	石川県議会議長〈委員長〉	杉本 熊野	元三重県議会副議長※
工藤 大輔	前岩手県議会議長	奥野 詠子	元富山県議会副議長※
岡田 静佳	元埼玉県議会副議長※	森 礼子	元和歌山県議会議長
渡辺 淳也	山梨県議会議長	岡田 理絵	元徳島県議会議長※
神戸 洋美	元愛知県議会議長	高野 洋介	熊本県議会議長

※「多様な人材が輝く議会のための懇談会」元委員

スケジュール

- 令和7年8月～12月 委員会の開催（3回）
- 令和8年1月 全国都道府県議会議長会会長への提言手交・第183回定例総会にて委員長報告

令和7年 8月26日（火）	第1回男女共同参画委員会 ・（安居委員長）標準会議規則（欠席届出規定）の改正について提案 → 出席委員全員が賛同
11月12日（水）	第2回男女共同参画委員会 ・若者の政治参画に関する議論を深めるため、インターンシップなど学生の政治分野への参画をサポートする特定非営利活動法人トットジェイピー理事長 佐藤 大吾氏から「若者の政治参画を促すために議会ができる取組」について意見聴取 ・第1回の議論を踏まえた具体的な対応策の議論
12月22日（月）	第3回男女共同参画委員会 ・意見交換及び議論の取りまとめ
令和8年 1月19日（月）	・安居委員長から蔵内会長に全国都道府県議会議長会への提言を手交
1月21日（水）	・第183回定例総会で委員長から報告

男女共同参画委員会 提言

～誰もが参画し、活躍できる議会を目指して～

1 各議会が取り組むべき事項（9項目）

- (1) 女性・若者が立候補しやすい方策
 - 提言1 議員の役割を実践的に学ぶ主権者教育の推進
 - 提言2 議会・議員の活動の見える化
- (2) 女性・若手議員が働きやすい議会とする方策
 - 提言3 日本社会にある性別に関する意識改革
- (3) 2つのテーマ共通
 - 提言4 女性議員や若手議員等のネットワークづくり（情報・意見交換、研修の場）
 - 提言5 政党や議会・超党派の党派による政治塾や勉強会の開催
 - 提言6 ハラスメント対策
 - 提言7 出産や子育て、介護等を行う議員をサポートする体制の整備
 - 提言8 議会の働き方改革等の推進
 - 提言9 女性議員の役職就任割合の向上

2 国への要請・制度改革など議長会が取り組むべき事項（7項目）

- (1) 女性・若者が立候補しやすい方策
 - 提言10 立候補に伴う休暇制度及び議員との副業・兼業、立候補に伴う費用への対応
- (2) 女性・若手議員が働きやすい議会とする方策
 - 提言11 議員が有権者からの負託に応えるための環境整備
- (3) 2つのテーマ共通
 - 提言12 標準都道府県議会会議規則の出産による欠席規定について産前6週間を8週間に改正
 - 提言13 厚生年金への地方議会議員の加入など議員の処遇改善
 - 提言14 選挙制度の見直しなど議員を取り巻く環境の整備
 - 提言15 インターネット上の誹謗中傷やハラスメントへの対策
 - 提言16 提言の議員への周知及び各議会における検討と改善への働きかけ

1 各議会が取り組むべき事項①

(1) 女性・若者が立候補しやすい方策

提言1 議員の役割を実践的に学ぶ主権者教育の推進

議員が学校に向く出前講座などは、選挙管理委員会等とも連携しながら、対象を大学生にも広げ、より実践的な内容に改善する。議員事務所等における相応の期間のインターンシップなどの実施により、若者に議員の役割ややりがいを実践的に学ぶ機会を提供し、政治参画への意識を高め、議員という職業を通じて地域課題解決への関わりなど社会貢献ができるということを実感できる機会を設けるよう取り組む。

提言2 議会・議員の活動の見える化

分かりやすい広報やウェブサイト、SNSなどの情報発信により議会活動を可視化し、議案の概要や審議プロセス、条例においては施行後の住民生活への影響なども含め、住民に分かりやすく周知することは、開かれた議会につながる。

また、女性を含め議員が議会で活躍する様子や議員の日頃の活動及び実績を見える化し、地域が抱える問題に議員がどのように向き合い、解決に努めているかなど、議員活動の具体像を伝え、女性を含め住民が自分も議員になれると思える環境づくりを実施する。

(2) 女性・若手議員が働きやすい議会とする方策

提言3 日本社会にある性別に関する意識改革

女性の社会進出が進む一方で、女性議員が少ない現状は、アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）が社会に根差しているため、まず議員自身がこの偏見に気づき、社会全体の意識改革につなげるため、研修の実施や知事部局との連携による広報啓発を実施するよう取り組む。

1 各議会が取り組むべき事項②

(3) 2つのテーマ共通

提言4 女性議員や若手議員等のネットワークづくり（情報・意見交換、研修の場）

多様な人材が活躍できる議会を目指すため、情報・意見交換や研修の場となる超党派や自治体を超えた女性議員や若手議員等のネットワークを各地域のほか全国的にも構築し、議員同士の連携や連帯を強め、議員による推進力のある協力体制を築くことが重要である。

また、各地で展開される女性議員ネットワーク活動を全国的に広げるため、他のネットワークとの連携や議員を目指す女性や若手男性議員にも対象を広げた取組を実施する。

提言5 政党や議会・超党派の会派による政治塾や勉強会の開催

政治塾や勉強会については、議員を目指す女性や女性議員など対象の違いや目的に応じ、行政と連携するもの、政党が行うべきもの、議会や超党派によるもの等に整理し、女性の政治参画の促進や女性議員の更なる能力向上など、成果が上がるよう効果的に取り組む。

提言6 ハラスメント対策

議会がハラスメントのない安全な場所であるためには、議員一人一人のハラスメント根絶に向けた姿勢と専門相談窓口の設置など相談体制の整備が一層求められており、立候補への障壁を取り除くことにもつながる。

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」によるハラスメント防止のための研修や相談体制整備の義務化を踏まえ、各議会は相談体制の整備等に取り組む。また、議長会は、先進事例の横展開を積極的に行う。

1 各議会が取り組むべき事項③

(3) 2つのテーマ共通

提言7 出産や子育て、介護等を行う議員をサポートする体制の整備

女性の政治参画や議員活動と子育て、介護等を両立できる環境整備のため、各議会は、議事堂内での託児室や授乳スペースの設置、オンライン会議などハード面の整備だけでなく、出産による欠席規定の産前期間の拡大等、制度面の拡充への取組を推進する。また、議長会は、各議会のサポート体制整備状況を調査し、全国に横展開する。

提言8 議会の働き方改革等の推進

議員活動と育児や介護等を両立できるよう、定時終了など会議時間の見直し等を検討し、実施に向けて取り組む。議長会は、議会での議論や対応が広がるよう、先進事例を横展開し、議会への周知に努める。

提言9 女性議員の役職就任割合の向上

女性が活躍できる議会の環境づくりのため、議会や政党は、女性議員の役職登用を促進し、積極的に情報を発信する。議長会は、女性議員の役職就任割合の状況について推移を調査し、各議会に情報共有を行い、検討を促す。

2 国への要請・制度改正など議長会が取り組むべき事項①

(1) 女性・若者が立候補しやすい方策

提言10 立候補に伴う休暇制度及び議員との副業・兼業、立候補に伴う費用への対応

企業等が、立候補に伴う休暇制度を設け、議員との副業・兼業を可能とすることは、多様な人材が地方議会に参画できる一つの解決策になる。若者や女性に政治に関心があっても、家族の理解や、選挙費用などの資金面が、立候補の大きな障壁になっている。

議長会は、全国の先進的な取組事例を踏まえ、引き続き、各議会に要請し、各議会から地域の経済団体への働きかけに取り組む。

(2) 女性・若手議員が働きやすい議会とする方策

提言11 議員が有権者からの負託に応えるための環境整備

議員が有権者からの負託に応えるためには、出産や病気など会議規則上やむを得ない事情で本会議に出席できなくても、議案等に意思を表明できる仕組みが必要である。

議長会は引き続き、国に対し、オンラインによる本会議への出席などを要請し、議員が責任を果たせる環境整備を推進する。

(3) 2つのテーマ共通

提言12 標準都道府県議会会議規則の出産による欠席規定について産前6週間を8週間に改正

議員を志す方や議員活動と子育てを両立する議員の議会環境を整備するため、標準都道府県議会会議規則の出産による欠席規定について、産前6週間を8週間に改正する。

2 国への要請・制度改革など議長会が取り組むべき事項②

(3) 2つのテーマ共通

提言13 厚生年金への地方議会議員の加入など議員の処遇改善

現状の地方議会議員の処遇は、若者、子育て世代、働く女性の立候補を阻む障壁になっているため、厚生年金への加入による保障の安定化、政務活動費の使途及び議員報酬の見直しなど、議員を取り巻く処遇の改善が必要である。

議長会は、厚生年金への地方議会議員の加入を実現するため引き続き国に要請するとともに、各議会は、各議会の実情や必要性に応じ、政務活動費の使途及び議員報酬の見直しについて検討する。

提言14 選挙制度の見直しなど議員を取り巻く環境の整備

1 人区や無投票選挙区の多さが議席の固定化を招き、多様な人材の参画を阻害しているため、選挙区の弾力的な運用などの制度改革が求められる。

議長会は、地方議会議員を取り巻く環境を整備するため、都道府県議会議員の選挙区設定について、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう国に対して引き続き要請を行う。

提言15 インターネット上の誹謗中傷やハラスメントへの対策

インターネット上の誹謗中傷やハラスメントが政治家を悩ませ、立候補を諦めさせている現状を改善するため、社会全体の問題として包括的対策が必要である。

若者の政治参画の促進と議員や家族、議員活動の保護の観点から、議長会は、国に対し、迅速な対応を可能とする法整備などの対策を講じるとともに、インターネット上の誹謗中傷やハラスメント防止の周知啓発をメディアと連携して進めるよう要請を行う。

提言16 提言の議員への周知及び各議会における検討と改善への働きかけ

議長会の「多様な人材が輝く議会のための17の提言」や本委員会の提言は、各議会で実現できれば大きな変化が生まれる。

提言の実効性を高めるため、議長会は、各議会に周知を徹底し、自らの取組状況の確認を働きかけるとともに、主権者教育など全国の先進的な取組事例の情報収集と共有を図り、各議会における検証と改善を促す。

【参考】多様な人材が輝く議会のための17の提言（令和6年3月）①

1 多様な方々に議会・議員への関心・意欲を持っていただくために

◎ 主権者教育の推進

提言1 主権者教育は、議会も主体となり、知事部局や教育委員会、選挙管理委員会などと連携し、議員自ら積極的に現場に向いて地方議会や議員の活動を伝え、児童、生徒、学生と意見交換するなど、子どもたちの記憶に残るよう取り組む

提言2 主権者教育は、子どもたちが地域や政治への関心・意欲を育てるように、小学校、中学校、高校、大学など発達段階の課題や意識を踏まえた取組を実施する

提言3 主権者教育の実施前後にアンケートをとり、児童、生徒、学生の理解や意識の変化を確認するなどして取組の改善を図るとともに、好事例については全国都道府県議会議長会（以下「議長会」という。）等を通じて広く情報共有を図る

◎ 広聴・広報の充実による住民とのコミュニケーションの確保

提言4 議会広報は、議決結果だけでなく、議案の背景をストーリー化するなどの工夫を凝らし、議会が住民に身近な課題を扱っていることが伝わるものとする。

作成に当たっては若者の目線を取り入れるとともに、情報拡散力の高いSNS等のメディアを積極的に活用するなど、多様な方々に親しまれるよう努める

提言5 議会・議員は、デジタルツールの活用や対面による意見交換等を通して、女性や若者をはじめ幅広い層の住民とのコミュニケーションを図り、その意思を把握し、議会審議や施策形成、国等への要請など議会や議員の活動に反映する

◎ 開かれた議会の実現

提言6 傍聴規則を改正し、児童・乳幼児の傍聴を認めるなど、子育て世代等が傍聴しやすい環境整備を図るとともに、委員会のインターネット中継や休日議会の開催など勤労者等の住民にも配慮した議会運営上の工夫を進める

2 多様な人材が立候補しやすくするために

◎ 立候補するためのハードルを下げる方策

提言7 地方議会議員を目指す方々の立候補の手助けとなるよう、各議会や議員、政党などが説明会、勉強会、情報提供などの支援を行う

提言8 各議会は、地域の経済団体に企業の就業規則において立候補に伴う休暇制度を設けるよう働きかけを行う。
また、選挙管理委員会等と連携して立候補に係るハラスメントの防止を図る

提言9 議長会は、各議会等と連携し、弾力的な市と市の合区の実現、人口が少ない地域の議員定数の確保や、被選挙権年齢の引下げ、選挙ポスターの貼り出しの効率化など選挙活動の負担軽減等を検討し、国に要請を行う

◎ 議員として、そして退職後も安心して生活できる保障制度

提言10 各議会は、地域の経済団体へ働きかけ、勤労者が就業しながら議員活動を行う際の企業の理解を求め、
また、議長会等が中心となり、厚生年金などの社会保障制度への加入や、小規模の市町村議会における議員報酬のあり方について検討し、国へ要請を行う



全国都道府県議会議長会
定例総会決議事項

【参考】多様な人材が輝く議会のための17の提言（令和6年3月）②

3 多様な人材が働きやすい議会にするために

◎ 議会のデジタル化の推進

提言11 各議会は、議員が介護や子育てなどで議場等に参集できない際にも議会活動ができるよう、オンラインによる委員会の開催を進める。
また、議長会は、オンラインによる本会議への出席が可能となるよう国に要請を行うなど、各議会と連携し、議会のデジタル化を推進する

◎ 育児・介護等と議員活動の両立支援

提言12 各議会は、会議規則における欠席の規定に出生や育児、介護などを例示するとともに、議会活動における通称（旧姓）使用を認める規定整備や、保育サービスの導入及び子育てスペースの設置など子育てを行う議員への配慮、会議時間の見直しや計画的な休憩の導入など議会の働き方改革を進める

◎ ハラスメント防止対策の実施

提言13 議会のハラスメントを防止するための条例の制定など、各都道府県でハラスメントを防止するための規定整備を進め、市町村を包含した相談窓口の設置や研修の実施など具体的な取組を行う

◎ 議員同士の交流

提言14 多様な人材が議会に参画し、生き生きと働けるよう、議員同士が連携し、意見交換などを通して課題の解決や意識改革に努める

4 その他

提言15 少子高齢化や人口減少など、社会情勢の変化を踏まえて、多様な人材が輝く議会とするための取組を継続して実施する

提言16 多様な人材が輝く議会の実現のために、議会や議員、三議長会、政党、報道機関、民間団体、住民等が連携して取り組んでいく

提言17 投票を通して政治への興味・参画を促し、多様な人材の議会への参画を進めるため、投票環境の整備など、だれもが投票しやすい環境の実現を国等へ働きかける



全国都道府県議会議長会
定例総会決議事項

男女共同参画委员会 報告書

令和8年1月19日

全国都道府県議会議長会 男女共同参画委员会

目次

○本報告書は、男女共同参画委員会の提言を策定するに当たり、各委員から出された意見を取りまとめたものです。

・男女共同参画委員会 提言	2
・提言に関する各委員の意見・取組事例等	3
1 各議会が取り組むべき事項（9項目）	
（1）女性・若者が立候補しやすい方策	3
（2）女性・若手議員が働きやすい議会とする方策	6
（3）2つのテーマ共通	7
2 国への要請・制度改正など議長会が取り組むべき事項（7項目）	
（1）女性・若者が立候補しやすい方策	14
（2）女性・若手議員が働きやすい議会とする方策	15
（3）2つのテーマ共通	17
・その他の意見	23

男女共同参画委員会 提言

～誰もが参画し、活躍できる議会を目指して～

1 各議会が取り組むべき事項（9項目）

- (1) 女性・若者が立候補しやすい方策
 - 提言1 議員の役割を実践的に学ぶ主権者教育の推進
 - 提言2 議会・議員の活動の見える化
- (2) 女性・若手議員が働きやすい議会とする方策
 - 提言3 日本社会にある性別に関する意識改革
- (3) 2つのテーマ共通
 - 提言4 女性議員や若手議員等のネットワークづくり（情報・意見交換、研修の場）
 - 提言5 政党や議会・超党派の党派による政治塾や勉強会の開催
 - 提言6 ハラスメント対策
 - 提言7 出産や子育て、介護等を行う議員をサポートする体制の整備
 - 提言8 議会の働き方改革等の推進
 - 提言9 女性議員の役職就任割合の向上

2 国への要請・制度改革など議長会が取り組むべき事項（7項目）

- (1) 女性・若者が立候補しやすい方策
 - 提言10 立候補に伴う休暇制度及び議員との副業・兼業、立候補に伴う費用への対応
- (2) 女性・若手議員が働きやすい議会とする方策
 - 提言11 議員が有権者からの負託に応えるための環境整備
- (3) 2つのテーマ共通
 - 提言12 標準都道府県議会会議規則の出産による欠席規定について産前6週間を8週間に改正
 - 提言13 厚生年金への地方議会議員の加入など議員の処遇改善
 - 提言14 選挙制度の見直しなど議員を取り巻く環境の整備
 - 提言15 インターネット上の誹謗中傷やハラスメントへの対策
 - 提言16 提言の議員への周知及び各議会における検討と改善への働きかけ

提言に関する各委員の意見・取組事例等

1. 各議会が取り組むべき事項
(1) 女性・若者が立候補しやすい方策

提言 1 議員の役割を実践的に学ぶ主権者教育の推進

議員が学校に向く出前講座などは、選挙管理委員会等とも連携しながら、対象を大学生にも広げ、より実践的な内容に改善する。議員事務所等における相応の期間のインターンシップなどの実施により、若者に議員の役割ややりがいを実践的に学ぶ機会を提供し、政治参画への意識を高め、議員という職業を通じて地域課題解決への関わりなど社会貢献ができるということを実感できる機会を設けるよう取り組む。

委員の意見

<第1回委員会>

○出前講座など主権者教育について、政治参画の意識を高める観点から、若者が立候補を想定できるよう、投票だけでなく議員の役割を実践的に学ぶ機会を提供する。議員のやりがいや自分の時間を調整しやすく働きやすいというプラスの側面も伝えながら、一過性ではない議会におけるインターンシップなど、高校生や大学生が地域の課題解決の検討を通じて、社会を変えられることを実感できる取組とすべきである。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

委員の意見

< 第2回委員会 >

○県内の私立大学と政策協定を結び、毎年5日間ほどインターンシップ生を受け入れているが、大学の授業の一環として行われ、議事事務局を中心に各会派に学生を割り振る形式であるため、議員個人の日常生活や活動に深く関わる機会が少ない。現在の形式も、学生が政治や県庁の仕事に関心を持つ窓口としては十分に意義があるとしても、より深い学びを提供するためには、大学の長期休暇などを利用して、希望する学生を受け入れるインターンシップ制度を議会として設けるべきである。

○毎年実施している高校生県議会について、今年も、高校生の質問作成の段階から議員が学校に出席して研修する形式を導入したことにより、高校生はよりリアルな議会を体験でき、非常に手応えがあった。主権者教育は、対象を大学生に広げることを含め、議員が積極的に関与することが重要である。

○これまで議会で進めていた主権者教育を発展させ、初めて選挙管理委員会と合同で高校での出前講座を生徒たちが主体となるワークショップ形式で実施した。生徒たちは「クラスで30万円の予算をどう使うか」という具体的なテーマで政策を議論し、グループ代表が選挙さながらに演説を行った後、実際の選挙で使われる投票箱と投票用紙を使って模擬投票を実施し、当選者は当選の弁まで行うという非常に実践的な内容であった。この取組は、生徒たちの積極的な参加を引き出し、「行政の役割」「選挙の意義」「地方議員の仕事」など多岐にわたる学びにつながる「一石三鳥」の効果があった。議会と選挙管理委員会が連携し、一連の流れとして実施したことで、生徒の興味・関心をより引き出すことができた。

○過去に20人を超える学生と議員が一堂に会する「マッチングの場」を設けて、学生が話を聞きながらインターン先を選ぼうという取組を実施してきた。ただ、インターンシップの期間が2ヶ月程度では短く、夏休みや春休みは、学生にとってクラブ活動などもあり、実質的な活動期間はさらに短くなる。もう少し長ければ、議員側も余裕を持って学生に学んでもらえると思っている。

○長年行ってきた高校生向けの主権者教育や模擬議会の高校生議会に加え、今年度は、新たに県立大学のゼミの協力を得て、議長、副議長、常任委員長らが車座形式で大学生との意見交換会を実施した。学生たちが新聞を読まず、SNSでも政治に関する情報にはほとんど触れないという、若者の政治離れの現実を目の当たりにし、議会の情報発信や広報活動にさらなる工夫が必要だと痛感した一方で、対話を通じて学生の政治への関心が高まり、中には「将来、県議会議員になってみたい」という声も上がるなど、手応えも感じた。今後は、議員の仕事を見てもらうといった、インターンシップのようなより実践的な政治教育に繋げていきたい。これは、議会・議員活動の見える化にも貢献する。

○主権者教育は、自治体によって取組に差がある。数が多く手が回らない小中学校は市町村、高校や大学は県議会が担当するなど、役割分担により進めることで、より効果的に教育を広げられるのではないかと。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

1. 各議会が取り組むべき事項
(1) 女性・若者が立候補しやすい方策

提言2 議会・議員の活動の見える化

分かりやすい広報やウェブサイト、SNSなどの情報発信により議会活動を可視化し、議案の概要や審議プロセス、条例においては施行後の住民生活への影響なども含め、住民に分かりやすく周知することは、開かれた議会につながる。

また、女性を含め議員が議会で活躍する様子や議員の日頃の活動及び実績を見える化し、地域が抱える問題に議員がどのように向き合い、解決に努めているかなど、議員活動の具体像を伝え、女性を含め住民が自分も議員になれると思える環境づくりを実施する。

委員の意見

<第1回委員会>

○女性・若者が立候補しやすく、女性・若者議員が働きやすい議会の実現には、議会活動を可視化し、住民に分かりやすく周知することが重要であり、開かれた議会につながる。

○一般の方々も議員の日頃の活動内容を十分に知らないことが、若者や女性の立候補の障壁になっている。議員の活動を「見える化」することが重要。議員の仕事内容や実績を明確に示し、若者や女性と意見交換することで、彼らが抱える問題に議員がどのように向き合い、解決に努めているかを示すべき。本県の政党では政治塾を立ち上げているが、日頃からのコミュニケーションを通じて政治への興味を持ってもらうことが重要である。

○女性が「自分も議員になれる」と政治を身近に感じるきっかけづくりが大切である。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

1. 各議会が取り組むべき事項
(2) 女性・若手議員が働きやすい議会とする方策

提言3 日本社会にある性別に関する意識改革

女性の社会進出が進む一方で、女性議員が少ない現状は、アンコンシヤスバイアス（無意識の思い込み）が社会に根差しているため、まず議員自身がこの偏見に気づき、社会全体の意識改革につなげるため、研修の実施や知事部局との連携による広報啓発を実施するよう取り組む。

委員の意見

<第1回委員会>

○女性の社会進出が進む一方で、家庭内の家事育児負担が依然として女性に偏っている現状を改善するため、社会全体の意識改革を促す必要がある。

○多様な人材が輝く議会を目指すためには女性議員の数が少ない現状がある。根底にはアンコンシヤスバイアス（無意識の思い込み）があり、日本の社会が持つ性別に関する偏見を打破する必要がある。そのためには、まず議員が無意識の思い込みに気づくための学習機会が重要である。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

1. 各議会が取り組むべき事項

(3) 2つのテーマ共通

提言4 女性議員や若手議員等のネットワークづくり（情報・意見交換、研修の場）

多様な人材が活躍できる議会を目指すため、情報・意見交換や研修の場となる超党派や自治体を超えた女性議員や若手議員等のネットワークを各地域のほか全国的にも構築し、議員同士の連携や連帯を強め、議員による推進力のある協力体制を築くことが重要である。

また、各地で展開される女性議員ネットワーク活動を全国的に広げるため、他のネットワークとの連携や議員を目指す女性や若手男性議員にも対象を広げた取組を実施する。

委員の意見

< 第1回委員会 >

○女性議員や若者の交流会、ネットワークづくりなど、情報・意見交換、研修の場の設定を求める声が本議会内の女性や若手の議員からあった。

○女性議員同士の連携や連帯を強く求めている議員は多いので、地方自治体や所属団体を超えた女性議員ネットワークの構築が必要である。

○初当選時に議員活動のノウハウがなく苦労した経験から、女性議員の活動ノウハウを共有するため、女性議員同士の連携や勉強会が非常に大事である。本県議会でも超党派の勉強会を実施したが、議会の中での団結力にもつながる。

○女性や若者など、多様な人材が活躍できる議会を目指す取組として、多様な人材活躍のためのシンポジウムを開催した。

○超党派で活動してきた女性議員ネットワークを正式な組織として発足させた。知事に予算化を含めた政策提言も行った。継続的な活動が重要である。

○市町村議会の女性議員が孤立しないように、超党派の女性議員ネットワークを形成し、互いに連携していくことが重要である。

○女性議員だけでなく若い世代もネットワークに入れると、さらに協力体制が築けるのではないかと。若手議員も含めた連携体制を整えるべき。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

委員の意見

<第2回委員会>

○県議会議員が主体となり、市町村議会の女性議員も巻き込み、年1回の集まりやLINEによる情報交換を行っており、問題意識の共有や連帯感を醸成する重要な機会となっている。ネットワークの目的として、1人会派などで孤立しがちな市町村の女性議員を支えることもあり、勉強会に集まると、「議会で自分の主張が通らない」といった悩みが共有され、「みんながそう思うから自信を持って議会で主張しよう」と互いに勇気づけ合う場になっている。

○全国都道府県議会議長会が主催する「議員研究交流大会」について、現状の幅広い年齢層が参加する形式に加え、45歳以下の若年層対象など参加者を限定したイベントを設けることで、参加者同士の交流が深まり、議論も活発化する。議長会として検討してもらいたい。

<参考>

全国都道府県議会議長会では、2025年8月26日に本会初となる女性議員研究交流大会を開催。

【基調講演】 野田聖子衆議院議員

【各界で活躍する女性による鼎談】

テーマ「これまでのキャリア形成、指導的地位に占める女性の割合増加に向けて」

登壇者

工藤 禎子（一般社団法人）日本経済団体連合会ダイバーシ

ティ推進委員会企画部長・三井住友銀行 代表取締役兼副

頭取執行役員

岡田 恵子 内閣府男女共同参画局長

谷口 尚子 慶應義塾大学法学部政治学科教授



女性議員研究交流大会の様様

提言に関する各委員の意見・取組事例等

1. 各議会が取り組むべき事項 (3) 2つのテーマ共通

提言5 政党や議会・超党派の会派による政治塾や勉強会の開催

政治塾や勉強会については、議員を目指す女性や女性議員など対象の違いや目的に応じ、行政と連携するもの、政党が行うべきもの、議会や超党派によるもの等に整理し、女性の政治参画の促進や女性議員の更なる能力向上など、成果が上がるよう効果的に取り組む。

委員の意見

<第1回委員会>

○議員を目指す女性を対象に、各政党が政治大学院や勉強会を開催し、SNS対応なども含めて政治への理解を深めてもらうことが大事である。

○立候補を考えている方々へのアプローチは、政党の役割が大きい。

○政党単位で勉強会を開くことが効果的である。

○政党による取組は大事だが、政党色が出ると違う意見が聞きにくくなるので、議会として地元の大学と連携し、政治サークルがない地方大学でも学生が政治に関心を持つ機会を提供すべきである。

○党派を問わず、フラットな形で女性と政治参画に関する企画や勉強会を行うことで、新たな候補者が出てくる可能性がある。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

委員の意見

< 第2回委員会 >

○県の男女共同参画基本計画に基づき、政策方針決定過程への女性の参画が少ないという課題認識から男女共同参画センターが女性限定の政治参画に関する講座を実施したが、30名ほどの参加者の中から2名の市議会議員が誕生した。この要因は、特定の政党色がない行政主催の事業であったため、政治に関心はあるものの政党には抵抗を感じる一般の女性たちが気軽に参加でき、生活課題を政治につなげる視点を学ぶことができたことだ。参加した6名の県議会議員も多様な党派で構成され、バランスの取れた議論ができた。

○自分が関わった女性議員の勉強会は、行政主導ではなく、超党派の女性議員たちが自主的に集まって始まったものであり、講師を招いて勉強会を行ったり、女性を取り組むべき政策テーマを議論して一般質問に繋げたり、自分たちの手で行ってきた。男性議員から「なぜ他党の議員も含めて女性ばかりで集まるのか」という批判的な声が上がる中では行政が積極的に関与しにくいという背景もあったが、だからこそ、「私たちがやろう」と立ち上がった。自分たち自身でできることはもっと多いので、主体的にアクションを起こしていくべきだ。

○党女性局の勉強会が非常に有益であるので、これに倣い、党の女性県議会議員が女性市町村議員を集め、勉強会を初めて開催したところ大変好評であった。3年前から参加している「全国都道府県女性議員の会」は有志の集まりで、議員が事務局を担い、開催地の議員が中心となって勉強会を企画しているが、勉強会のテーマは農業や産業など多岐にわたるため非常に勉強になる。

○本県では、参加者の段階によってサポートの主体が分かれている。まず、政治への関心を持ってもらう入口では、県の男女共同参画センターがワークショップなどを企画し、幅広い層にアプローチしている。次に、政治への関心が高まり、より具体的に活動したいと考えた人々の受け皿として、各政党が主催する政治学校や党青年局・女性部などが機能している。さらに、当選後の議員を支える仕組みとして、市町村議員も含む超党派の連絡協議会が20年以上の歴史を持って活動しており、議員同士の仲間づくりや情報交換の場となっている。このように、対象者に応じて、行政、政党、議員ネットワークがそれぞれ異なる役割を担い、階層に分かれてサポートする体制がある。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

1. 各議会が取り組むべき事項
(3) 2つのテーマ共通

提言6 ハラスメント対策

議会がハラスメントのない安全な場所であるためには、議員一人一人のハラスメント根絶に向けた姿勢と専門相談窓口の設置など相談体制の整備が一層求められており、立候補への障壁を取り除くことにもつながる。

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」によるハラスメント防止のための研修や相談体制整備の義務化を踏まえ、各議会は相談体制の整備等に取り組む。また、議長会は、先進事例の横展開を積極的に行う。

委員の意見

< 第1回委員会 >

○ 議会がハラスメントのない安全な場所であるために、ハラスメント専門相談窓口の設置など、相談体制の仕組みの整備と議員一人一人によるハラスメント根絶に向けた姿勢が必要である。立候補への障壁を取り除くことにもつながる。

○ 県・市・町全体で女性議員ネットワークを通じてハラスメント防止規定を含めた取組を進めたい。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

1. 各議会が取り組むべき事項 (3) 2つのテーマ共通

提言7 出産や子育て、介護等を行う議員をサポートする体制の整備

女性の政治参画や議員活動と子育て、介護等を両立できる環境整備のため、各議会は、議事堂内での託児室や授乳スペースの設置、オンライン会議などハード面の整備だけでなく、出産による欠席規定の産前期間の拡大等、制度面の拡充への取組を推進する。また、議長会は、各議会のサポート体制整備状況を調査し、全国に横展開する。

委員の意見

< 第1回委員会 >

○議員になってからの出産・子育て経験から、議事堂内での子育てスペース設置などハード面の整備だけでなく、産後休暇の拡大や育児休業など制度面の拡充が必要である。

○議員活動と子育てを両立できる環境整備が必要。育児中の議員を支援するため、託児室や授乳スペースの設置、オンラインによる会議参加の活用などの充実が重要である（一時預かり託児施設を紹介）。

○育児休業の制度の周知や休業制度の実効性の確保、託児サービスの充実など、議員が利用しやすい環境整備が必要である。

○介護と子育てが重なった自身の経験から、介護支援の充実が必要ではないか。特に、介護が必要な家族がいる場合の支援。子育てについては、既存の施設を活用した庁内保育所の設置などが必要である。

○本県議会では、会議規則の欠席について産前6週間を都道府県職員と同等の8週間に変更した。標準会議規則も同様に改正することを提案したい。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

1. 各議会が取り組むべき事項 (3) 2つのテーマ共通

提言8 議会の働き方改革等の推進

議員活動と育児や介護等を両立できるよう、定時終了など会議時間の見直し等を検討し、実施に向け取り組む。議長会は、議会での議論や対応が広がるよう、先進事例を横展開し、議会への周知に努める。

委員の意見

- <第1回委員会>
- 議員活動と育児や介護を両立できるよう、定時終了など会議時間を見直す。

提言9 女性議員の役職就任割合の向上

女性が活躍できる議会の環境づくりのため、議会や政党は、女性議員の役職登用を促進し、積極的に情報を発信する。議長会は、女性議員の役職就任割合の状況について推移を調査し、各議会に情報共有を行い、検討を促す。

委員の意見

- <第1回委員会>
- 女性の役職登用はとも少ない。女性が議会や各政党で役職を持ち、発言できる立場を増やすことで、活躍できる環境づくりが進む。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

2 国への要請・制度改正など議長会が取り組むべき事項 (1) 女性・若者が立候補しやすい方策

提言10 立候補に伴う休暇制度及び議員との副業・兼業、立候補に伴う費用への対応

企業等が、立候補に伴う休暇制度を設け、議員との副業・兼業を可能とすることは、多様な人材が地方議会に参画できる一つの解決策になる。若者や女性が政治に関心があっても、家族の理解や、選挙費用などの資金面が、立候補の大きな障壁になっている。

議長会は、全国の先進的な取組事例を踏まえ、引き続き、各議会に要請し、各議会から地域の経済団体への働きかけに取り組む。

委員の意見

< 第1回委員会 >

- 県内4経済団体に要請した。今年度、正副議長が4経済団体を集め、議論、意見交換を行う予定である。
- 会社員と市議会議員を兼務している事例がある。副業・兼業が地方議会議員の働き方の一つの解決策になるのではないか。
- 若者や女性が政治に関心があっても、家族の理解や選挙費用などの資金面が立候補の大きな障壁になっているので、その部分をどのようにカバーしていくか。

委員の意見

< 第3回委員会 >

- 議員の副業・兼業には賛成するが、政治の公平性を保つため、公共事業の割合が高い企業は対象としないを加えるべきでないか。地方自治法上、議員は、地方公共団体と請負を行う法人等の取締役等でなければ、一般の社員との兼業は可能である。議員の副業・兼業には大賛成であるが、一般の社員だったとしても、例えば議長や所管委員会委員長等の要職に就任すると、様々な情報に触れることも多く、県民から見ると公平性が保たれているのか懸念がある。公共事業の割合の高い法人にまであえて議会側から副業・兼業を促す必要があるのか疑問があり、問題提起させていただいた。そうした意識を本委員会を確認するべきと考えている。
- 一般世間でどう見られているかの視点から、議員の副業・兼業については、しっかりと表現した方がよい。
- 各業界をよく知る議員からの意見などを踏まえ、行政や議会がしっかり中立性、公平性を保ち、それぞれの地域の県民からの信頼を得ることが重要である。
- 全国議長会の提言で、地方自治法上の制限にさらに厳しい制限をかけることは馴染まないのではないか。公共事業に関係する法人等への意識は、議員誰もが持っているもので、まず地方自治法に定められていることが大前提だと思う。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

- 2 国への要請・制度改正など議長会が取り組むべき事項
(2) 女性・若手議員が働きやすい議会とする方策

提言11 議員が有権者からの負託に応えるための環境整備

議員が有権者からの負託に応えるためには、出産や病気など会議規則上やむを得ない事情で本会議に出席できなくても、議案等に意思を表明できる仕組みが必要である。

議長会は引き続き、国に対し、オンラインによる本会議への出席などを要請し、議員が責任を果たせる環境整備を推進する。

委員の意見

<第1回委員会>

○議員の特別休暇について、単に理由を明文化するだけでなく、「どんな理由で休んでも議員としての仕事ができる、有権者からの負託を行使できる」という担保を設けることで、本当の意味で休みやすい制度となる。オンライン本会議もなぜ必要なのかの意義付けが明確でない。議会は議決により地方公共団体の重要な意思を決定することや議員は住民の負託を受けて誠実に職務を行うことが自治法で明文化されたので、これを実装することでやむを得ず欠席する際にも気兼ねすることなく、働きやすい環境をつくることができる。

委員の意見

<第2回委員会>

○議員が出産や病気など、どんな理由で休んでも、有権者の負託に応えられるような環境整備が必要である。その手段として、本会議のオンライン化もあるが、設備投資に必要な時間もかかるため、これだけに限らず、欠席議員が議案に対する賛否を届出できる何らかの手続きを整備することが重要であり、議員の負託を担保するための必要な法律や規則の改正が求められる。

○本県議会でも本会議のオンライン出席などが議論となったが、総務省の見解としては、議員本人の自由な意思表示を疑義のない形で行うためには、議員が議場で行う必要があるとのことであり、紙による議案賛否の提出は難しいのではないかと。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

委員の意見

<第3回委員会>

○議員が有権者からの負託に応えるための環境整備については、オンライン本会議に限定されないことを問題提起として共有させていただきたい。

一つは、総務省が地方自治法第113条の「出席」を「現に議場にいること」と解釈していることである。本会議の議事は、地方自治法第116条1項により「出席議員の過半数」で議決される。第113条で出席を「現場にいること」に限定し、議事も現場にいる議員だけで議決するという二段階の構造になっており、検討の余地があるのではないか。

もう一つは、総務省は、「書面による意思表示が本人の自由な意思か疑義が生じる」と解釈していることである。日本の行政手続きは、これまで書面を基本としている。例えば、憲法の請願権ですら書面提出が求められている。

あえて、オンライン本会議に限定しなかった背景として、様々な検討の余地があることを踏まえて申し上げた。御理解いただきたい。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

2 国への要請・制度改正など議長会が取り組むべき事項 (3) 2つのテーマ共通

提言12 標準都道府県議会会議規則の出産による欠席規定について産前6週間を8週間に改正

議員を志す方や議員活動と子育てを両立する議員の議会環境を整備するため、標準都道府県議会会議規則の出産による欠席規定について、産前6週間を8週間に改正する。

委員の意見

<第1回委員会>

○本県議会では、会議規則の欠席について産前6週間を都道府県職員と同等の8週間に変更した。標準議会規則も同様に改正することを提案したい。

委員の意見

<第3回委員会>

○都道府県職員に合わせた改正となっているが、なぜ8週間に延ばすのかしかりとした理由を明記した方が皆様に理解していただきやすいと考える。出産による欠席規定は、議会改革として取り組まれ、全国の地方議会に浸透されてきているが、改正の理由付けをしつかり行うことで、各議会にも関心を持って進めていただけたらと考える。

○提案者として申し上げる。議員という職業柄、多忙を極める中での出産・育児は、心身ともかなりの負担を強いる。委員からも議員になってからの出産、育児は、精神的にも肉体的にも辛かったとの発言があった。議員に限らず、高齢出産や不妊治療など、早産や多胎出産など母体への負担が大きいうちも増え、医学的にも産前の母体への配慮が求められる。また、議会が積極的に制度改正に取り組むことで、民間企業など社会への啓発にもつながると考える。こうした趣旨から提案させていただいた。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

2 国への要請・制度改正など議長会が取り組むべき事項 (3) 2つのテーマ共通

提言13 厚生年金への地方議会議員の加入など議員の処遇改善

現状の地方議会議員の処遇は、若者、子育て世代、働く女性の立候補を阻む障壁になっているため、厚生年金への加入による保障の安定化、政務活動費の使途及び議員報酬の見直しなど、議員を取り巻き巻く処遇の改善が必要である。

議長会は、厚生年金への地方議会議員の加入を実現するため引き続き国に要請するとともに、各議会は、各議会の実情や必要性に応じ、政務活動費の使途及び議員報酬の見直しについて検討する。

委員の意見

< 第1回委員会 >

○厚生年金への加入、政務活動費の拡充など、地方議員を取り巻き環境整備が必要である。

○年金など議員の保障の安定化も考慮すべきだ。

○議員報酬の見直しなど待遇面の改善が必要。特に市町村議会における議員報酬の低さが若者や子育て世代、働く女性の立候補を阻む障壁になっている。生活安定のため専業で活動できる水準が望ましい。

委員の意見

< 第2回委員会 >

○議員の処遇改善について、本県議会では、長い間、議員報酬が上がっていない。全国では、議員報酬を上げている都道府県もある中、他の自治体の状況を意見交換しながら、議員の処遇改善に取り組みむことも大事である。

○人口減少を踏まえ、議員報酬を減らしてでも議員定数を確保する議論があった。議員報酬の議論は、県の所得水準から引上げには慎重な意見があるほか、議員定数の問題と密接に絡んでいるなど、各県の事情も異なるので、県全体の負担を考慮しながら広く考えていく必要がある。

○議員報酬の見直しは、自治体の特別職等報酬審議会で検討されるが、定期的に開催されないのが、例えば、数年に一度、各都道府県の経済動向などから議員報酬を評価し、外部委員会や検討会のような第三者機関を設け、機関からの提言や勧告に基づいて各議会が議員報酬の改定を検討する客観的な仕組みが必要ではないか。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

2 国への要請・制度改正など議長会が取り組むべき事項 (3) 2つのテーマ共通

提言14 選挙制度の見直しなど議員を取り巻く環境の整備

1 人区や無投票選挙区の多さが議席の固定化を招き、多様な人材の参画を阻害しているため、選挙区の弾力的な運用などの制度改正が求められる。
議長会は、地方議会議員を取り巻く環境を整備するため、都道府県議会議員の選挙区設定について、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう国に対して引き続き要請を行う。

委員の意見

< 第1回委員会 >

- 公職選挙法の見直しなど、地方議員を取り巻く環境整備が必要である。
- 賛否両論があるが、投票権だけでなく、政策提言・決定に直接関わるための被選挙権年齢引き下げの議論を深めていくべき。
- 1人区や無投票選挙区の多さが議席の固定化を招き、多様な人材の参画を阻害しているため、選挙区の弾力的な運用などの制度改正が求められる。

委員の意見

< 第2回委員会 >

- 女性議員を増やすための具体的な方策として、「クオータ制」や「パリテ制度」の研究を国に要請すべきである。
- 国への要請事項として、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は、2018年に議員立法で成立したが、女性議員が期待通りに増えていないことについて検証を求めたい。
- 視察した台湾・高雄市では、クオータ制により女性議員比率が3分の1から半分に達しており、議会が非常に明るく、女性参画の意義を感じた。国会でも検討していると思うが、他国の事例を地方議会でも共有し、国に訴えかけていくべきである。

委員の意見

< 第3回委員会 >

- 提言には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、男女の比率が同一になるよう選挙制度の見直しを行うよう要請することを加えるべきと考える。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

2 国への要請・制度改正など議長会が取り組むべき事 (3) 2つのテーマ共通

提言15 インターネット上の誹謗中傷やハラスメントへの対策

インターネット上の誹謗中傷やハラスメントが政治家を悩ませ、立候補を諦めさせている現状を改善するため、社会全体の問題として包括的対策が必要である。
若者の政治参画の促進と議員や家族、議員活動の保護の観点から、議長会は、国に対し、迅速な対応を可能とする法整備などの対策を講じるとともに、インターネット上の誹謗中傷やハラスメント防止の周知啓発をメディアと連携して進めるよう要請を行う。

委員の意見

<第1回委員会>

○立候補したいという意欲があっても、誹謗中傷への恐れから出馬を諦める人がいる現状がある。特に、インターネット上での匿名による誹謗中傷は、候補者本人だけでなく家族や子どもにも影響を与え、若い世代の政治参画への大きな障壁になっている。国として世の中全体が変わらないと若い世代は議員になりたいと思わない。

○ハラスメント問題は、ハラスメントをする側がその行為を自覚していないケースが多い。民間企業ではハラスメント対策が進んでいる一方で、有権者との関わりの中で発生するハラスメントの解消には世論がなく、国、マスメディアが一体となって広報すべきである。

委員の意見

<第2回委員会>

○SNSにおける誹謗中傷の問題は、議員に限らず、最近では民間人にも被害が広がっているため、社会全体の問題として、国が早急により強化された対策を講じるよう、議長会として強く要望すべきである。

○インターネット上の誹謗中傷問題について、知人がある政党から公認候補として立候補を決意したものの、その情報が公になった途端、顔写真や名前がネット上で拡散され、激しい誹謗中傷に晒された。誹謗中傷は本人に留まらず、家族にまで及んだため、最終的に立候補を断念せざるを得ず、有望な人材が失われ非常に残念であった。国には、将来の議員のなり手を守るためにも、議員を守る体制を強化し、加害者を罰する、誹謗中傷した人物の名前がすべて分かるなど、迅速な対応を可能にする法整備を早急に行うよう提言すべきである。

○兵庫県議会議員に関わる事件もあり、同じ県議会議員として本当に重く受けとめている。インターネット上でのハラスメント対策は喫緊の課題である。全国の議会共通の問題として、議長会として国に強く対策を求めざるべきである。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

- 2 国への要請・制度改正など議長会が取り組むべき事
(3) 2つのテーマ共通

提言16 提言の議員への周知及び各議会における検討と改善への働きかけ

議長会の「多様な人材が輝く議会のための17の提言」や本委員会の提言は、各議会で実現できれば大きな変化が生まれる。

提言の実効性を高めるため、議長会に周知を徹底し、自らの取組状況の確認を働きかけるとともに、主権者教育など全国の先進的な取組事例の情報収集と共有を図り、各議会における検証と改善を促す。

委員の意見

<第1回委員会>

○地方議会全体において、提言した内容が実際にどれだけ実行されているのか議長会が調査・追跡し、成果を広げていく必要がある。

委員の意見

<第2回委員会>

○「多様な人材が輝く議会のための懇談会」でまとめられた「17の提言」は、これを実現できればかなりの変化が生まれる。いかにこの実効性を高めていくかがすごく大事である。これが各議会で議員に共有されているのかどうかも課題である。正副議長や議事事務局だけが分かっていてもだめで、実際に取り組むのは議員である。例えば、提言の実効性を高めるため、各議会の議会運営委員会が視察調査の議会改革のテーマとして、「17の提言」の内容の調査や報告を積極的に取り入れてはどうか。先進事例を学ぶ機会として進めていただきたい。

○「多様な人材が輝く議会のための懇談会」の「17の提言」について、提言の実効性を高めるための具体的なツールとして、各議会がどこまで実現できているかを自己評価できるチェックリストを作成して各議会に提供してはどうか。各議会が取り組むべき事項を客観的に把握することで、取組を進めやすくなるのではないか。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

委員の意見

<第2回委員会>

○全国の都道府県には多くの先進事例があるはずなので、全国都道府県議会議長会には、主権者教育や議会の見える化に関する先進事例を収集し、各議会に情報発信してほしい。

○全国都道府県議会議長会が作成した漫画「葬送のフリーレン」を活用したリーフレットについて、現場で本当に使いやすかったかどうか検証していただきたい。関心を集める効果はあると思うが、その実効性を評価し、改善に繋げてもらいたい。

○女性議員のネットワーク活動を、全国都道府県議会議長会が中心となるか、各都道府県で実施するかは議論の余地があるが、毎年定例で開催するよう希望する。女性議員が自信を持ち、新たな女性の立候補者を増やすため、女性議員の声を聞きながら取り組んでほしい。

委員の意見

<第3回委員会>

○本委員会でもとめられたこの素晴らしい提言について、全く知らない議員がいれば残念なことである。まず、各都道府県議会の議長が、自らの議会で提言を説明する機会を設けることがスタートではないか。

その他の意見

委員の意見

<第1回委員会>

○女性議員が議員活動と家庭生活を両立している事例をストーリー形式で紹介し、女性の政治参加を身近に感じてもらうことが必要である。

○SNSの活用が選挙活動に大きな影響を与える。議員の具体的な仕事内容や実績を「見える化」するツールを作り、写真や動画を通じて瞬間的に有権者に発信してもらいたい。子どもたちへの主権者教育である出張授業の経験から、議会と知事、住民の関係性を具体的に教え、議員の仕事が社会を動かす上で重要であることを認知してもらうことも重要である。

委員の意見

<第2回委員会>

○女性総理が誕生したことで、社会における女性議員への注目度が格段に高まり、女性というだけで注目される時代は終わった。これからは、女性議員もその活動内容や政策で評価される時代であり、もはや「ロールモデルが必要」という段階ではない。地方議員もこの新しい環境に適応し、活動の質を問われるという意識で熱心に取り組んでいくべきである。

令和7年10月・12月 三議長会による厚生年金への地方議会議員の加入を求める要請活動

時期	要請先 (順不同)	要請先の反応
令和7年 10月22日 ～29日	自由民主党 日本維新の会 立憲民主党 国民民主党 公明党 日本共産党 れいわ新選組	鈴木俊一幹事長、小林鷹之政務調査会長 中司宏幹事長、斎藤アレックス政務調査会長 安住淳幹事長、本庄知史政務調査会長※ 榎葉賀津也幹事長、浜口誠政務調査会長 西田実仁幹事長、岡本三成政務調査会長等 山添拓政策委員長 高井崇志幹事長 ※事務局を通じ決議を提出
12月10日	自由民主党 立憲民主党	鈴木英敬総務部会長※、鬼木誠厚生労働部会長 本庄知史政務調査会長、山花郁夫ネクスト総 務・政治改革担当大臣、高松智之政務調査会長 補佐、西川厚志政務調査会長補佐 ※秘書を通じ決議を提出



鈴木自民党幹事長への要請 (右から2人目)
小林自民党政務調査会長への要請 (右から2人目)

厚生年金への地方議会議員の加入を求める決議 (三議長会) 決議文

地方議会は、投票率の低下や無投票当選の増加、議員の性別や年齢構成の偏り、議員のなり手不足などの課題を抱えている。各議会や三議長会では、こうした課題に対応するため、令和5年4月に成立した「地方議会が地方公共団体の重要な意思を決定する」ことの明確化などを内容とする改正地方自治法を踏まえ、議会とは何かを住民にしっかり理解いただき、女性や若者など多様な人材の議会への参画を進める環境整備を積極的に進めている。

これまで三議長会では、多様な人材の地方議会への参画を進めるため、議会に対する関心を高め理解を深める主権者教育の推進、標準会議規則に議会の欠席理由の例示として「育児、介護」、出産の欠席期間の明記に加え、経済団体に企業等の就業規則において立候補に伴う休暇制度を設けることについての要請などを行ってきた。

また、国に対しては、立候補に伴う企業等による休暇の保障や厚生年金への地方議会議員の加入など立候補環境の改善のための法整備、小規模議会の議員報酬の適正な水準への引き上げのための財政支援、議会のデジタル化についての支援などを要請してきた。

特に、厚生年金については、就業者の9割を会社員等の被用者が占めている状況に鑑み、会社員等が議員に転身しても切れ目なく社会保障制度を継続できるようにし、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補するための喫緊の課題となっている。先の通常国会では年金制度改革関連法が成立し、短時間労働者は賃金要件が撤廃され、企業規模要件は段階的に撤廃することとなった。加えて、常時5人以上の者を使用する個人事業所も事業の種類にかかわらず適用対象となり、厚生年金の適用対象は大幅に拡大した。

現在の地方議会における投票率の低下や無投票当選の増加など、議会への関心の低下や議員のなり手不足が深刻化している状況を打破するためにも、早急に検討すべき事項である。

人口減少や高齢化など社会を取り巻く環境が更に厳しさを増す中、住民自治の根幹をなす地方議会として、多くの住民の声を集約し、多様な人材が参画するための環境整備等を図るため、厚生年金への地方議会議員の加入について早急に実現するよう強く求める。

(備考) 令和6年11月～令和7年2月の間にも、三議長会会長が、総務省、自由民主党、公明党、立憲民主党、国民民主党、日本維新の会に対する要請活動を実施

三議長会による学習指導要領への「議会と連携した主権者教育の推進」の明記を求める要請活動

日 程

令和7年12月10日

要請者

全国都道府県議会議長会 会長 勇夫 (福岡県議会議長)
 全国市議会議長会 会長 善弘 (山形市議会議長)
 全国町村議会議長会 会長 正廣 (広島県安芸太田町議会議長)

要請先

福田かおる 文部科学大臣政務官



左から2人目が福田文部科学大臣政務官

学習指導要領に「学校と議会が連携した主権者教育の推進」について明記を求める決議

(令和7年12月10日・三議長会)

地方議会は、投票率の低下や無投票当選の増加、議員の性別や年齢構成の偏り、議員のなり手不足などの課題を抱えている。各議会や三議長会では、こうした課題に対応するため、令和5年4月に成立した「地方議会が議決により地方公共団体の重要な意思を決定する」ことなどを明確化した改正地方自治法を踏まえ、議会とは何かを住民にしっかり理解いただき、女性や若者など多様な人材の議会への参画を一層進める環境整備を積極的に進めている。

特に、三議長会では、主権者教育を国民運動として取り組んできており、昨年6月には議会の主権者教育の先進事例を取りまとめ各議会に情報共有を行うとともに、本年3月にはいわゆる出前議会や模擬議会など議会が主体となって行う主権者教育での活用を目的に、人気漫画「葬送のフリーレン」のキャラクターを使用したリリーフレットを作成した。

議員が学校に出向くなど地方議会が主体となって行う主権者教育は、こどもたちが議員と接することにより、政治や議会・議員を身近に感じ、政治や選挙に参加することの大切さを理解してもらうことに最大の意義がある。

学校での主権者教育は、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を身に付けさせることなどを目的に取り組むという非常に重要な意義を有している。

しかし、全国都道府県議会議長会が全国の公立・私立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に対し、令和5年における外部団体と連携した主権者教育の実施状況について行った調査では、議会事務局と連携した割合はわずか3.9%という結果であった。

今後は、学校・教員の負担軽減、政治的中立性に配慮しつつ、より効果的な主権者教育を実現するため、学校と議会が更に連携を深めていくことが必要である。

人口減少や高齢化など社会を取り巻く環境が更に厳しさを増す中、将来の地方自治を担うこどもたちの住民自治の根幹をなす地方議会への関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進するため、現在、中央教育審議会で改訂に向けた審議が行われている学習指導要領に「学校と議会が連携した主権者教育の推進」について明記するよう求める。

要請先の主な反応

- ・ 子供の段階から政治や選挙への参加の重要性を学び、自らが社会の形成者であるという主体的意識を醸成することは極めて重要。
- ・ 現在、中央教育審議会において学習指導要領改訂の議論が行われているが、主体的な社会参画を促す観点から、本日示された意見もしつかりと伝えていきたい。次期学習指導要領の検討を含め、主権者教育のより一層の充実を努めていく。

標準都道府県議会会議規則の改正について

背景・経過

- 令和7年8月26日、第1回男女共同参画委員会が開催され、女性議員・若手議員がより働きやすい議会とするため、標準会議規則中の産前産後期間に係る欠席届の対象を、現行の産前6週間で産前8週間に改正することが提案され、委員全員の賛同を得た。
- 同年10月23日の役員会決定を受けて、議会運営等問題協議会において、改正案が取りまとめられた。
 ※ 議会運営等問題協議会：標準会議規則等に関する事項等について協議を行うため、全国各ブロック1名の議会事務局長で構成される機関
- 令和8年1月19日、役員会において、欠席届の対象を産前8週間に改める改正案が審議され、原案どおり決定された。

男女共同参画委員会（敬称略）

委員長：

安居知世（石川県議会議長）

委員：

工藤大輔（岩手県議会議員） 岡田静佳（埼玉県議会議員）
 渡辺淳也（山梨県議会議長） 神戸洋美（愛知県議会議員）
 杉本熊野（三重県議会議員） 奥野詠子（富山県議会議員）
 森礼子（和歌山県議会議員） 岡田理絵（徳島県議会議員）
 高野洋介（熊本県議会議長）

改正の概要

- 産前産後期間に係る欠席届の対象を、産前8週間に改める（第2条第2項）

多様な人材の参画の観点から制度拡充する必要があること、議会の制度改正への取組により社会への啓発にもつながること等に鑑み、産前産後期間に係る欠席届の対象を、産前6週間から産前8週間に改める。

新旧対照表

改正後		改正前	
(欠席の届出)		(欠席の届出)	
第2条 略		第2条 略	
2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		

令和8年度における本会のワンヘルスに関する取組について

1. ワンヘルスの推進に関する決議を決定し、政府等に要請(「国と地方の協議の場」等においても要請)
2. 「各都道府県におけるワンヘルスの普及・啓発、実践の推進に向けて(資料集)」(仮称)を発行
3. 昨年度に引き続き、交流大会などにおいて普及・啓発の取組を実施

本会の諸会議、要請活動など		ワンヘルスの普及・啓発の取組
7月22日(水)	第184回定例総会 (都道府県会館) ワンヘルスの推進に関する決議を決定 (各委員会提出の提言に決議の趣旨を反映)	ワンヘルスの推進に関する取組を 全国各地に広げていくため、 「各都道府県におけるワンヘルス の普及・啓発、実践の推進に向けて (資料集)」(仮称)を発行
7月23日(木)	役員会、各委員会による要請活動	
8月25日(火)	女性議員研究交流大会 ワンヘルスに関する講演	
10月29日(木)	第185回定例総会 (鹿児島県) ワンヘルスの推進に関する決議・提言を決定	10月の定例総会、11月の要請活動、 交流大会などで資料集を配付 (他にも、議長が出席する会議等、 様々な機会に活用)
～11月上・中旬	役員会、各委員会による要請活動	
11月10日(火)	第26回都道府県議会議員研究交流大会	

ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症対策の推進

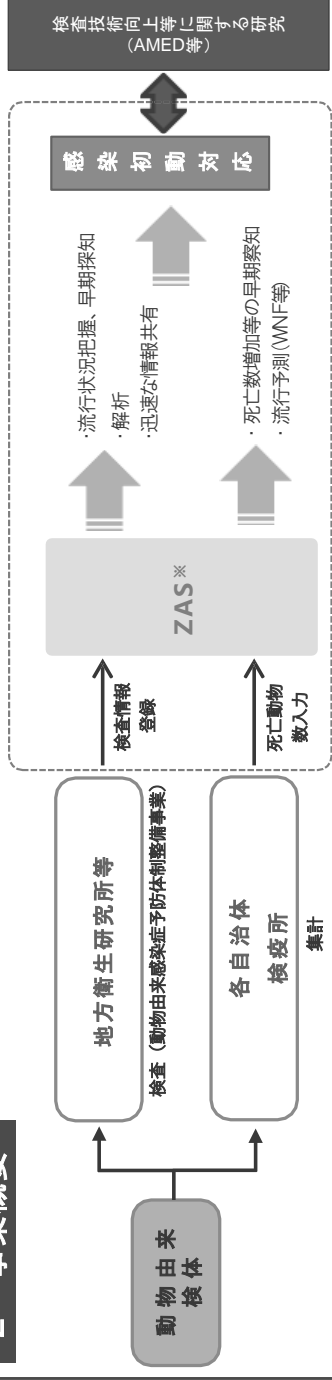
健康・生活衛生局感染症対策部
感染症対策課（内線2376）

令和8年度当初予算案 26百万円（26百万円） ※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の背景・目的

- 重症熱性血小板減少症候群（SFTS）や狂犬病などの人獣共通感染症対策として、野生動物（野鳥含む。）における死亡動向及び平時の感染症流行状況を把握することは、新興・再興感染症の早期探知等の観点、ヒトへの感染予防の観点から重要。
- これまで、野生動物の死亡数の変動を集計・閲覧するための死亡動物調査（Dead animal surveillance: DAS）システムを構築・運用するとともに、厚生労働科学研究等において同システムを活用した国内の野生動物の感染症流行状況把握のための体制整備を行ってきたところ。
- 「国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等に関する基本戦略」（令和5年4月7日 国際的に脅威となる感染症対策強化のための国際連携等関係閣僚会議）において、ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症対策の重要性が指摘され、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）において、ワンヘルス・アプローチを推進する旨記載されている。
- また、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（令和6年7月2日閣議決定）において、「国は、野生動物や家さん等に由来する新型インフルエンザ等の発生を予防するため、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、国際的な人獣共通感染症の予防・防疫に係る取組等を推進する。」としている。
- 本事業では、野生動物の死亡数の変動の集計や動物の病原体検出情報を収集することで、動物由来感染症の発生状況把握、早期探知、情報解析を行う。

2 事業概要



※ ZAS：人獣共通感染症病原体監視システム（Zoonotic Agents Surveillance System、旧DASシステム）

3 実施主体等



（厚生労働省「令和8年度予算案の主要事項」抜粋）

原 邦 彰 講 師
說 明 資 料

持続可能な地方行財政のあり方

令和8年1月21日

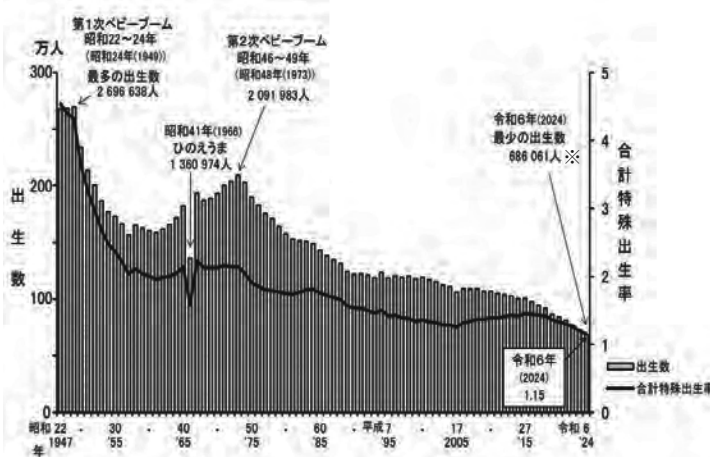
総務事務次官 原 邦彰

令和6年人口動態統計(確定数) (令和7年9月16日 厚生労働省)

令和6年結果のポイント

- ・ 出生数は、686,173 人で過去最少（9年連続減少）（対前年 41,115 人減少）
- ・ 合計特殊出生率は、1.15 で過去最低（9年連続低下）（同 0.05 ポイント低下）
- ・ 死亡数は、1,605,378 人で過去最多（4年連続増加）（同 29,362 人増加）
- ・ 自然増減数は、△919,205 人で過去最大の減少（18年連続減少）（同 70,477 人減少）

出生数及び合計特殊出生率の年次推移



都道府県別の合計特殊出生率

都道府県	令和6年	令和5年	都道府県	令和6年	令和5年
北海道	1.01	1.06	滋賀県	1.32	1.38
青森県	1.14	1.23	京都府	1.05	1.11
岩手県	1.09	1.16	大阪府	1.14	1.19
宮城県	1.00	1.07	兵庫県	1.23	1.29
秋田県	1.04	1.10	奈良県	1.19	1.21
山形県	1.17	1.22	和歌山県	1.24	1.33
福島県	1.15	1.21	鳥取県	1.43	1.44
茨城県	1.16	1.22	島根県	1.43	1.46
栃木県	1.15	1.19	岡山県	1.27	1.32
群馬県	1.20	1.25	広島県	1.29	1.33
埼玉県	1.09	1.14	山口県	1.36	1.40
千葉県	1.09	1.14	徳島県	1.32	1.36
東京都	0.96	0.99	香川県	1.36	1.40
神奈川県	1.08	1.13	愛媛県	1.28	1.31
新潟県	1.14	1.23	高知県	1.25	1.30
富山県	1.29	1.35	福岡県	1.22	1.26
石川県	1.23	1.34	佐賀県	1.41	1.46
福井県	1.46	1.46	長崎県	1.39	1.49
山梨県	1.26	1.32	熊本県	1.39	1.47
長野県	1.30	1.34	大分県	1.37	1.39
岐阜県	1.27	1.31	宮崎県	1.43	1.49
静岡県	1.19	1.25	鹿児島県	1.38	1.48
愛知県	1.22	1.29	沖縄県	1.54	1.60
三重県	1.24	1.29	全 国	1.15	1.20

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(5) 持続可能な地方行財政基盤の強化

急速な人口減少や東京一極集中により深刻化する地方公共団体における地域の担い手を始めとする**資源の不足や偏在に対応し、将来にわたり持続可能な形で行政サービスを提供していく観点から**、市町村に対する垂直補完、市町村間の水平連携、多様な主体との連携、デジタル技術の活用といった取組を推進し、地方公共団体における事務執行上の課題に対応するため、**国・都道府県・市町村の役割の見直しを含めた課題解決に向けた議論を促進する。**

2

地方制度調査会について

1. 概要

- 地方制度調査会は、地方制度調査会設置法により、昭和27年12月、総理府（現：内閣府）に設置。内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議する。
- 委員は、内閣総理大臣が任命することとされており、30人以内で構成。任期は2年で国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等及び学識経験者により構成。

2. 第34次（今回）の諮問事項

- 令和8年1月19日に第1回総会が開催され、総理より諮問。

【諮問事項】 人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、**国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。**

○ 委員

【学識経験者18名】

- 荒見玲子 名古屋大学教授
- 市川晃 住友林業株式会社代表取締役会長
- 伊藤正次 東京立大学教授
- 岩崎尚子 早稲田大学電子政府・自治体研究所教授
- 大橋真由美 上智大学教授
- 谷屋雄裕 慶應義塾大学教授
- 辻口尚子 慶應義塾大学教授
- 土山琢也 一橋大学教授
- 林山希美枝 法政大学教授
- 原田大樹 東京大学教授
- 牧原出子 京都大学教授
- 松永桂子 大阪公立大学教授
- 御手洗瑞子 株式会社気仙沼ニッティング代表取締役
- 村木美貴 千葉大学教授
- 安田充 自治体国際化協会理事
- ★ 山本隆司 東京大学教授
- 横田響子 株式会社コラボ代表取締役

【国会議員6名】

- 島尻安伊子 衆議院議員
- 橘慶一郎 衆議院議員
- 奥野総一郎 衆議院議員
- 井上英孝 衆議院議員
- 江島潔 参議院議員
- 岸真紀子 参議院議員

【地方六団体6名】

- 阿部守一 長野県知事（全国知事会会長）
- 内勇夫 福岡県議会議長（全国都道府県議会議長会会長）
- 松井一實 広島市長（全国市長会会長）
- 丸善弘 山形市議会議長（全国市議会議長会会長）
- 棚野孝夫 北海道白糠町長（全国町村会会長）
- 中本正 広島県安芸太田町議会議長（全国町村議会議長会会長）

（◎：会長、○：副会長、★：専門小委員会委員長）

3

- 急速な人口減少・少子高齢化により人材不足が深刻化する中で行政サービスの提供を持続可能なものとするため、国と地方が連携して、市町村における各事務の処理に関する課題に応じた対応方策を検討し、これまでとは異なる新たな視点で運用や制度の見直しの議論を進める
- 各都道府県において見直しの議論を行うとともに、必要なものについては、国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度見直し
⇒ 市町村が本来注力すべき事務に注力して自主性・自立性を発揮できるようにし、各地域が個性豊かで活力に満ちた分権型社会を実現

1. 人材不足等の状況

- 生産年齢人口はピーク時から約1100万人（総人口比約10ポイント）減少し、既に自治体では専門人材等の人材不足が喫緊の課題
- 団塊ジュニア世代（毎年約200万人出生）の退職によって今後は一般行政職員を含め人材不足が深刻化

2. 事務処理に関する課題と対応

- 対応方策は、事務を減らす、まとめる（水平連携・垂直補完）、担い手を広げる（民間活用・住民参加）、生産性を高めること
- 個別の事務プロセスまで踏み込んで、以下の検討の視点を参考に課題分析を行い、対応方策を検討する必要

- ① 事務量
 - ② 事務内容
 - ・事務の性質（企画立案～定型業務）
 - ・国・都道府県・市町村間の事務内容の共通性
 - ③ 事務処理に必要なリソース
 - ・事務処理に求められる人材の専門性
 - ・事務処理の難しさ、経験・知見の必要性
 - ④ その他事務処理のあり方
 - ・対面や実地での事務実施の必要性
 - ・事務処理に当たり踏まえるべき地域の事情・特性
 - ・行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携の必要性
- ※ デジタル技術の活用は、事務のあり方の前提を変え得る

- 各都道府県が、地域の状況を踏まえ、市町村の検討を支援
- 国としても具体的な対応方策について一定の選択肢を示す
- 地方の検討状況を踏まえ、国として制度上対応すべきものについては、国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度見直し

3. 公務人材の確保

- 都道府県が市町村の公務人材確保を支援するなど、更に踏み込んだ対応が必要

4. 地方議会議員のなり手不足対策

- 早急ななり手不足対策が必要。女性等が参画しやすくなる環境整備を進めるとともに、兼職のあり方等の制度的課題は引き続き検討

5. 産業・観光等の民間との連携が不可欠である分野における対応

- 産業・観光等の分野は、都道府県域を超える広域単位で多様な主体が連携した取組（広域リージョン連携）を推進する環境を整備

6. 税財政面での課題等

- 行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある自治体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むことが必要

- ・市町村優先の原則は、今後も重要な原則
- ・事務の高度化やリソースの減少、デジタル技術の活用可能性の増大等により、各事務の精査の結果、従来とは異なる事務処理主体・手法がより適切となることもある

大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ報告書(概要)

- 大都市制度改革について提言を行った第30次地制調査申から10年以上が経過し、急速な人口減少や人材不足の深刻化、デジタル化の進展などの変化が見られる中、大都市制度のあり方や大都市圏での広域的な取組に関し、論点を整理するとともに対応の方向性を検討*1。

*1：以下の4.について論点整理を行い、その他の項目について対応の方向性を検討

1. 大都市を取り巻く現状と検討の視点

- 全国的な人口減少が進む中、特別区は2045年頃まで人口の増加が続き、大都市*2への人口の集中度合は一貫して高まることが予想
- 東京圏への人口集中や経済・生活圏と行政区域との不整合などの課題が挙げられる中で、地域住民の意向の反映や国全体の政治・行政や社会経済への影響という観点から、どのような大都市地域にどのような大都市制度が求められるかについても議論を深めていくことが重要

*2：本WGでは、指定都市制度及び都区制度が適用されている区域を「大都市」と呼称

2. 指定都市制度

- 指定都市への更なる権限移譲に向けた検討だけでなく、人材不足の顕在化を見据え、事務の性質に応じた、道府県との間での事務の一元化・共同化についても検討

3. 都区制度

- 特別区部の都市としての一体性を重視しつつ、特別区においても技術系職員の確保が困難になっていることやデジタル技術の進展などを踏まえ、都が積極的に役割を果たすことも検討

4. 新たな大都市制度としての「特別市」制度

(1) 「特別市」制度の意義

- 様々な評価が見られることから、制度導入の目的や住民にとってのメリットなどの観点から、引き続き議論が必要

(2) 制度を検討する際の課題

- 以下の項目について、議論を深める趣旨で、論点を整理

【広域自治体が分割されることによる影響】

- ① 警察、医療提供体制、都市計画など、残存する道府県の事務処理への影響とその対応策
- ② 「特別市」に移行する区域に道府県が有している施設の取扱い
- ③ 「特別市」が周辺市町村において果たすべき役割
- ④ 行政サービスの提供に影響が生じないための財政面での対応

【住民自治の確保】

- ・「特別市」の区等での住民自治や住民代表機能の確保について

【「特別市」移行の要件・手続】

- ・手続の端緒や国の役割、住民投票の要否・範囲等について

5. 大都市圏における広域的な課題への対応

(1) 都道府県の区域を超えた圏域行政への対応

- 経済・生活圏が都道府県域を超えて広がっている東京圏では、少子化対策や高齢社会対策、大規模災害対策などの広域的に調整を行いながら取り組むべき課題に対し、圏域で一体となって実効性のある調整を行うための仕組みの構築が必要
- 国と連携・調整を行うための仕組みを広げていくことや、防災や子育て、介護、交通などの市町村が重要な役割を果たしている分野の課題について、市町村の意見を反映するための仕組みを設けることも必要

(2) 指定都市を含む市町村間の広域連携

- 地方圏では、指定都市が中心となり、法令に基づく事務や専門人材の確保、公共施設の集約化等に重点を置いた連携が必要
- 三大都市圏では、規模・能力が同程度の市区町村間での連携に加え、比較的リソースを有する指定都市等を中心とした連携の枠組みについても検討

広域連携の仕組みと運用について

	共同処理制度	制度の概要	運用状況(R5.7.1現在)
別法人を設立しない仕組み	連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。	○締結件数:467件 ○連携中枢都市圏の形成に係る連携協約:348件(74.5%)、その他:119件(25.5%)
	協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。	○設置件数:227件 ○主な事務:消防59件(26.0%)、救急26件(11.5%)、広域行政計画22件(9.7%)
	機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	○設置件数:445件 ○主な事務:介護区分認定審査128件(28.8%)、公平委員会106件(23.8%)、障害区分認定審査106件(23.8%)
	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。	○委託件数:6,815件 ○主な事務:住民票の写し等の交付1,338件(19.6%)、公平委員会1,167件(17.1%)、競艇864件(12.7%)
	事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。	○代替執行件数:3件 ○上水道に関する事務:1件、簡易水道に関する事務1件、公害防止に関する事務:1件
別法人を設立する仕組み	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	○設置件数:1,392件 ○主な事務:ごみ処理387件(27.8%)、し尿処理304件(21.8%)、消防・救急各267件(19.2%)
	広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	○設置件数:117件 ○主な事務:後期高齢者医療52件(44.4%)、介護区分認定審査45件(38.5%)、障害区分認定審査30件(25.6%)

- (注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。
 (注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。
 (注3) 協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

6

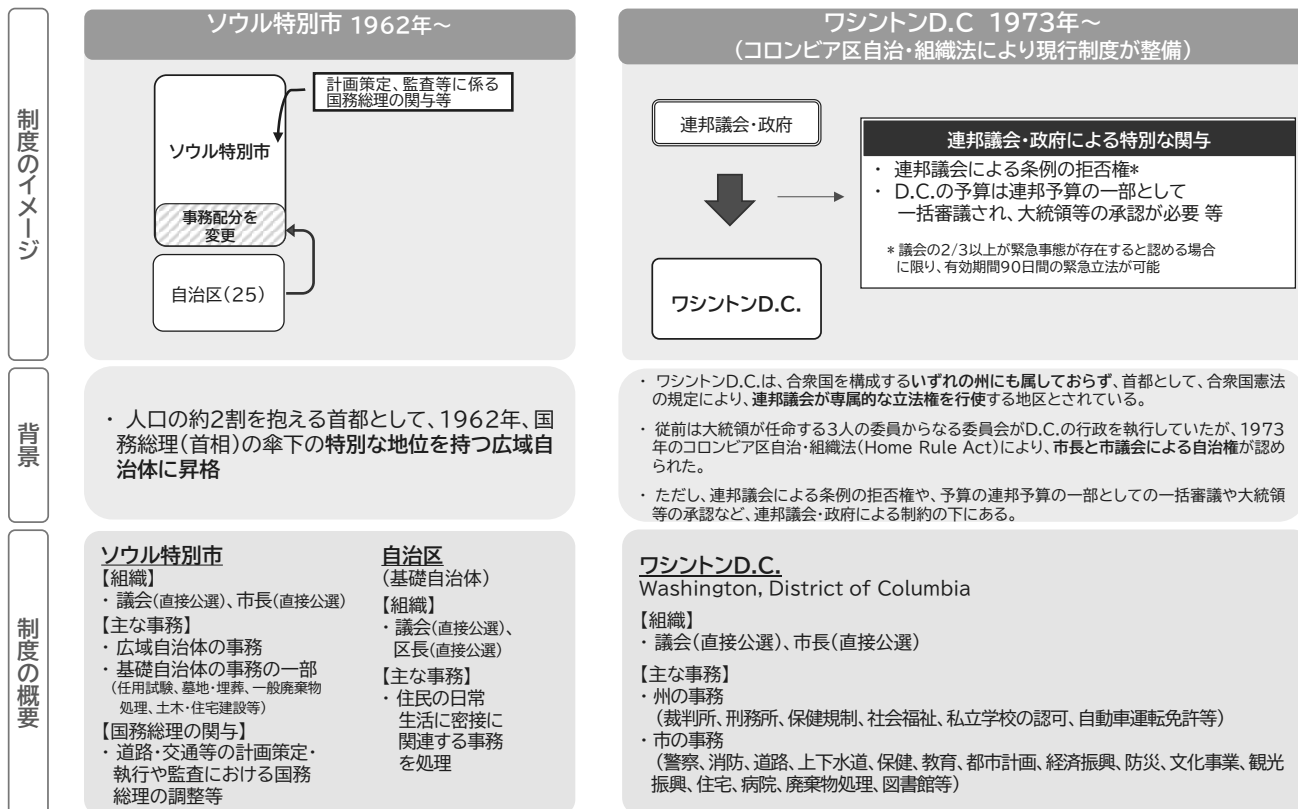
諸外国における大都市等に関する制度(ロンドン・パリ)

	ロンドン 2000年～ (GLA創設後)	パリ 2016年～ (グラン・パリ・メトロポール創設後)
制度のイメージ	<p>凡例 実線囲み:直接公選の議会を有する法人格のある団体 点線囲み:上記以外</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">大ロンドン (GLA)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">ロンドン区(32)と シティ</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">州 (イル・ド・フランス)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">グラン・パリ・メトロポール(MGP)</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 5px auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">パリ市 (2019年に県と合併)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">県(3)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">県(4)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 5px auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">テリトワール(11)</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">コミューン間 広域行政組織</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 5px auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">区(20)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">コミューン(130) ※ 3県以外のコミューンを 一部含む。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">コミューン (市町村)</p> </div> </div>
背景	<ul style="list-style-type: none"> GLC廃止後、広域行政に関する権限の細分化やリーダーシップの不在等が指摘され、ブレア労働党政権の下で、ロンドン全域を管轄する新たな広域行政組織(GLA)を創設 	<ul style="list-style-type: none"> フランス国土全体の競争力強化やコミューン間の格差縮小等を目的として、特別な法的地位を有するコミューン間広域行政組織であるグラン・パリ・メトロポール(MGP)を創設、その下にMGPと構成コミューン間の調整機能を担う機関としてテリトワールを設置
制度の概要	<p>大ロンドン(GLA) Greater London Authority *人口:約891万人(2021年)</p> <p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長(直接公選)、議会(直接公選) 職員約1,000名 実務機関(警察、消防、交通、都市開発等) <p>【主な事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通、地域開発等の企画調整と戦略策定 	<div style="display: flex;"> <div style="width: 45%;"> <p>グラン・パリ・メトロポール(MGP) Métropole du Grand Paris *人口:710万人(2021年)</p> <p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> パリ市、周辺3県の全コミューン、隣接する6コミューンで構成 議会(直接公選)、議長(執行機関) <p>【主な事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域開発、住宅政策、経済振興、環境対策等 合意に基づき国から事務の移譲を受けることが可能 </div> <div style="width: 45%;"> <p>テリトワール Territoire</p> <p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口30万以上の11圏域(パリ市を除く)に設置 議会(各コミューンにおいて選出されたMGP議員で構成)、議長(執行機関) <p>【主な事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> MGP議会から委託された都市政策、文化教育施設管理、上下水道、廃棄物処理等の事務 </div> </div>

参考文献:自治体国際化協会(2024)「英国の地方自治 令和5年度改訂版」、内貴滋(2024)「英国版道州制・都構想・特別自治市の成功と挫折、そして未来への挑戦」、竹下謙(2009)「ロンドンは如何に治められてきたか」等
自治体国際化協会(2023)「フランスの地方自治」、植村哲ほか(2019)「グラン・パリの展開—フランスの首都圏の変遷と挑戦」等

7

諸外国における大都市等に関する制度(ソウル・ワシントンD.C.)



参考文献: 稲垣英明(2023)「韓国における地方自治の状況」、自治体国際化協会(2015)「韓国の地方自治(2015年改訂版)」、自治体国際化協会(2009)「新しい地方自治体「済州特別自治道」の軌跡」等
 東京都政策報道室(1999)「諸外国における大都市制度のあり方に関する調査報告書(その2)」、自治体国際化協会(1990)「コロンビア特別区に見る自治制度・首都ワシントンの制度的性格と今後の展開」等

『地方創生に関する総合戦略』(令和7年12月23日閣議決定) (抜粋)

●ふるさと住民登録制度の創設

・ 関係人口に着目し、住所地以外の地域に継続的に関わる者を登録する仕組みを創設する。できるだけ多くの人々が地域との関わりを深められるよう、誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、また地方公共団体の既存の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みとし、関係府省庁が連携してプラットフォームとなるシステム構築の検討を進め、関係人口を拡大し、地域の担い手確保や地域経済の活性化等につなげることを目指す。

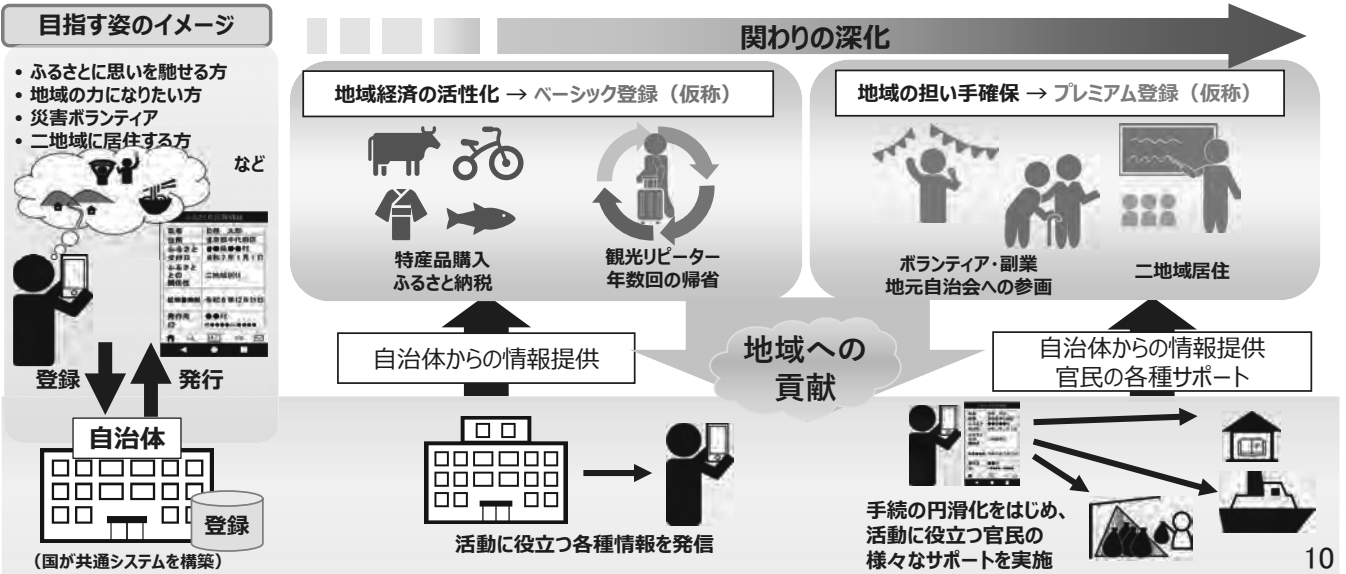
●広域リージョン連携の推進

・ 複数都道府県の区域における地方公共団体と経済団体等の多様な主体による構成体が、複数のプロジェクトに連携して取り組むことを宣言する広域リージョン連携の取組を推進する。広域リージョンとして実施するプロジェクトに対しては、省庁横断的に支援を行い、成長やイノベーション創出のための取組を面的かつ分野横断的に広げる。

ふるさと住民登録制度のシステム構築

R7補正予算：32.1億円（デジタル庁一括計上）

- 関係人口の規模や地域との関係性を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」を創設。
- 具体的には、「ふるさと住民登録」により、各種情報提供や行政手続きの円滑化をはじめ、地域での活動に役立つ官民の様々なサポートが受けられる仕組みを想定。
- 誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、担い手活動等を通じて地域との関わりを深められるよう、プラットフォームとなるシステムを構築。



ふるさと住民登録制度モデル事業

令和7年度補正予算（総務省予算）：3.5億円

- 全国自治体の取組の参考となる事例を創出するとともに、アプリの利便性等の実証を行うため、アプリの正式リリースに先立ち、関係人口施策への取組状況や人口規模等に応じたモデル事業を実施。

事業イメージ

【対象自治体】

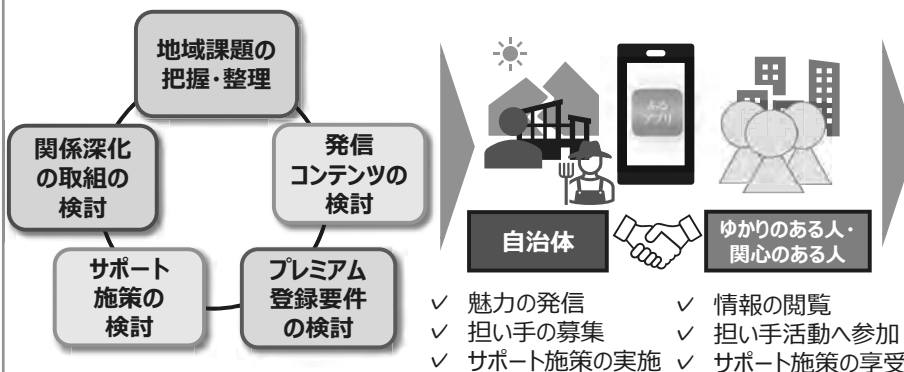
- <タイプA：先行型> 先行して関係人口施策を進めている自治体
- <タイプB：後発型> これまで関係人口施策に取り組んでいない自治体
- <タイプC：広域型> 都道府県と市町村で連携して取組を進める自治体

人口規模や地域の
バランス等に配慮し、
計10～20団体程度選定

STEP1：取組内容の検討

STEP2：ふるさと住民アプリで実証

STEP3：効果検証・横展開



- ✓ 取組内容やアプリを活用した事務の流れ等を整理
- ✓ 必要に応じ実証結果をアプリの機能等に反映
- ✓ ガイドラインや全国説明会にて周知を図り、好事例を横展開

(※) 事業途中においても進捗状況等を周知。



(参考) 関係人口の類型とその拡大に向けた自治体の取組事例

地域経済の活性化	地域の担い手確保
類型① 実際に地域を訪問はしないが、地域産品の購入やふるさと納税等により経済的に貢献する	類型③ 副業やボランティア活動など、定期的に地域を訪問し、担い手として活動する
類型② 年に数回程度、継続的に地域を訪問し、観光・買い物や体験活動などを楽しむ	類型④ 地域に居所をもち、行政サービスや公共施設についても一定の利用がある（二地域居住等）

類型①関係 宮城県気仙沼市「気仙沼ファンクラブ」

(取組概要) 震災後気仙沼市を応援してくれた方に気仙沼ファンになってもらうこと、気仙沼出身者にふるさと納税の近況を知ってもらうこと等を目的として実施。

(登録制度) 会費無料の会員登録が必要

(対象者) 市外在住者（気仙沼市出身者を含む）

(会員数) 21,807人（令和7年3月31日時点）

(会員特典)

- 手作り木製の気仙沼ファンクラブ会員証の発行
- メールマガジン（ふるさと納税の案内等）の定期配信は年4回
- 会員証提示による店舗特典（R7：対応店舗74店）（各種店舗での割引、美術館等の入館料割引 等）



「世界にひとつ」あなただけの会員証

類型③関係 岐阜県山県市 地域活性化起業人の活用

(取組概要) 山県市が地域活性化起業人の制度を活用し、都市部の企業社員と契約を締結。当該社員がマネジメント経験等を活かし、山県市商工会議所の業務効率化に向けたITツールの導入等による業務サポートを実施するため、月に数回勤務（副業）。

(活用制度) 自治体が三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れて地域活性化を図る取組に対する特別交付税措置

- (活用条件)
- 企業に所属する個人と自治体が契約を締結
 - 月4日以上、かつ、月20時間以上の勤務
 - 受入自治体に月1日以上滞在

(対象経費) 副業期間中に要する経費（報酬・旅費）



類型②関係 新潟県南魚沼市ほか「帰る旅」

(取組概要) 一般社団法人 雪国観光圏とじゃらんリサーチセンター（株式会社リクルート）が協働で推進。

宿泊滞在拠点やシェア型拠点の利用・スタディツアーへの参加を通じて地域の人たちとの関係性を育み、その地域を定期的に来訪する「支援者・コアファン・仲間」になっていただくことを目指す。

(登録制度) メンバーシップ登録が必要

(特典) なりわいとする家業・事業のお手伝い及び自室清掃を実施すれば宿泊料免除。



類型④関係 福島県「ふくしまぐらし。×テレワーク支援補助金」

(取組概要) 県が移住や二地域居住の希望者または継続的な関係づくりを希望する福島県外の在住者が福島県内に滞在し、コワーキングスペース等でテレワークを行った費用等を補助。

(対象者) ふくしまファンクラブの会員であって、福島県外在住の雇用者、法人、福島県外在住の個人事業主等に該当する者

(補助内容)

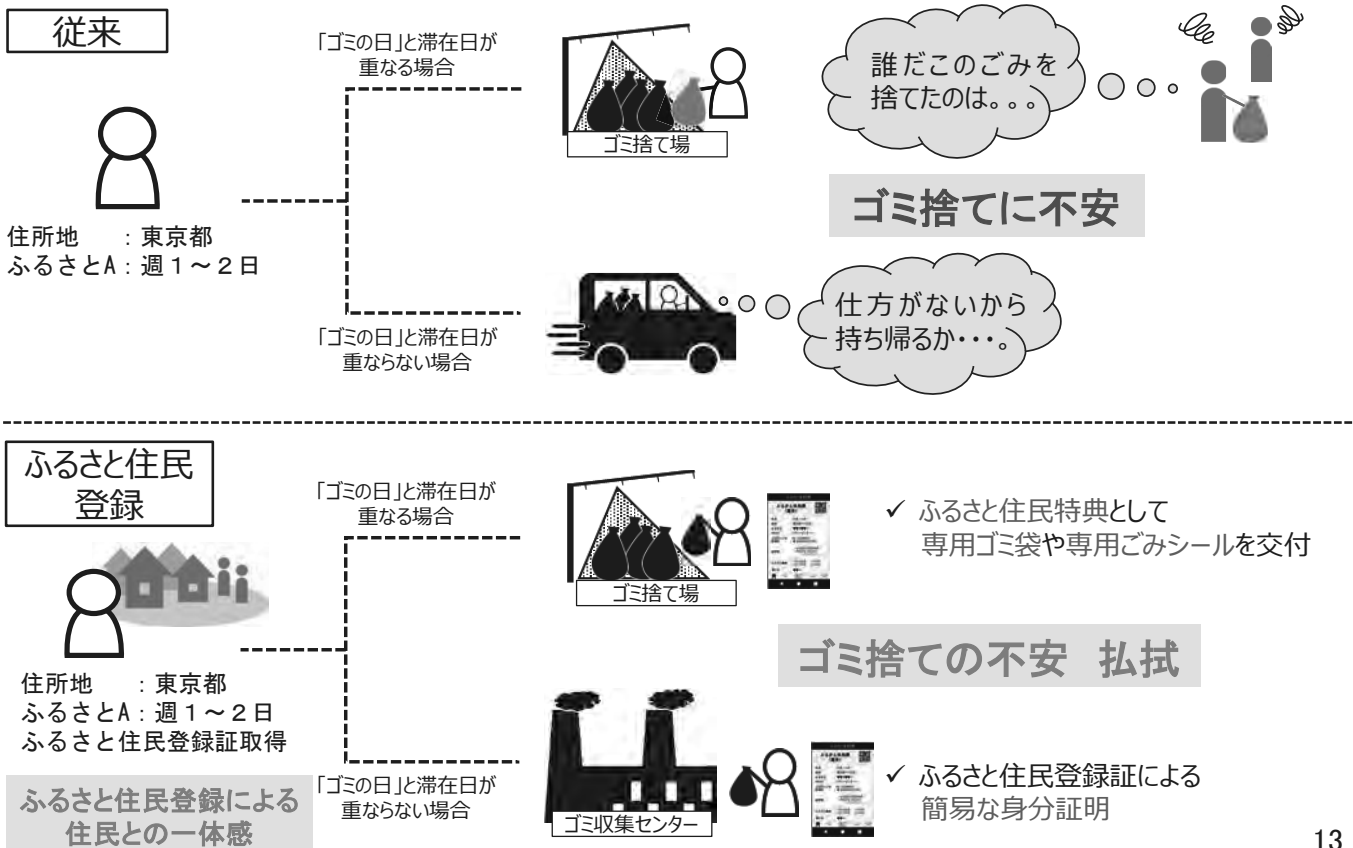
- ふくしま「ロング・テレワーク」体験コース：3/4補助（上限30万円/人）
- ふくしま「ショート・テレワーク」体験コース：1/2補助（1万円/泊・人）

(対象経費)

- 宿泊費（飲食代除く）、交通費、コワーキングスペース等の施設利用料、レンタカー代（燃料代除く）



ふるさと住民登録を用いたゴミ出し（イメージ）



「広域リージョン連携」について

- 「地方創生2.0基本構想」(令和7年6月13日閣議決定)において、政策の5本柱の1つとして「広域リージョン連携」の推進を決定。
- これを踏まえ、産業政策や観光振興など地域の成長につながる施策を、都道府県域を超えた多様な主体の連携により、点から面に展開する枠組みを創設。総務省において、「広域リージョン連携」の進め方を示す「広域リージョン連携推進要綱」を制定・発出(令和7年9月2日)。

「広域リージョン連携」(要綱のポイント)


主体	複数都道府県の区域における自治体と経済団体等の多様な主体による構成体
対象事業	産業政策や観光振興など、点から面に展開すべき複数のプロジェクトを実施
手続	①構成団体が共同で広域リージョン連携宣言を実施 ②広域リージョン連携ビジョンを策定 ・具体的なプロジェクトの内容 ・実施主体間の役割分担や効率的な実施体制 等に言及
国の支援	地域未来交付金や各府省の補助事業等によるソフト事業の支援、地域の要望を踏まえた規制の緩和等を実施(関係府省と調整中)。

順次、各地域において「広域リージョン連携宣言」(※)を行い、プロジェクト実施に向けた準備を開始。


※ 東北地域、北陸地域、中部地域、関西地域、中国地域、九州地域は宣言済み。

各府省と調整の上、広域リージョンのプロジェクトを推進するための国の支援措置を提示予定。


<参考：都道府県域を超えた官民連携の事例>



○ 半導体産業の強化を目指し、九州地域の知事会、経済団体等の多様な主体が連携し、人材育成や技術開発、情報共有体制を整備する「新生シリコンアイランド九州」構想を推進(九州地域)



○ 関西広域連合と関西経済連合会が中心となり、関西の公設試験研究機関を核に様々な機関が連携し、企業の研究開発段階から事業化までを支援するプラットフォームを構築(関西地域)



○ 地方公共団体と経済団体等が設立した協議会の下で、インバウンド誘致や高付加価値旅行者の誘客に向けた人材育成・コンテンツ開発等を実施(中国地域)

「広域リージョン連携」の取組状況

- 以下のとおり、各地域において、順次「広域リージョン連携宣言」(※)が行われ、プロジェクト実施に向けた準備が進められる見込み。 ※東北地域、北陸地域、中部地域、関西地域、中国地域、九州地域は宣言済み。
- 総務省では、今後、各府省と調整の上、広域リージョンのプロジェクトを推進するための国の支援措置を提示予定。

中国地域

9月3日に宣言を実施済
以下の分野を中心に取り組む予定

- ・観光分野
- ・産業振興分野



北陸地域

10月20日に宣言を実施済
以下の分野を中心に取り組む予定

- ・スタートアップ支援、企業誘致等の産業振興分野
- ・伝統工芸品等の輸出拡大

北海道地域

農林水産業や観光分野を中心に、取組を検討中。

東北地域(新潟県を含む)

11月27日に宣言を実施済
以下の分野を中心に取り組む予定

- ・観光分野
- ・地域産品の国内外への販路拡大
- ・産業クラスターの形成等の産業振興分野

九州地域(山口県、沖縄県を含む)

10月20日に宣言を実施済
以下の分野を中心に取り組む予定

- ・半導体産業の振興、ベンチャー支援、食の輸出等の産業振興分野
- ・観光分野
- ・MaaS等の交通分野



中部地域(三重県、滋賀県を含む)

11月26日に宣言を実施済
以下の分野を中心に取り組む予定

- ・観光分野
- ・産業振興分野

関西地域(鳥取県、徳島県を含む)

10月23日に宣言を実施済
以下の分野を中心に取り組む予定

- ・公設試験研究機関のプラットフォーム事業や万博で披露された最先端技術の実装化等の産業振興分野
- ・観光分野





自治体情報システム標準化に向けた総務省としての主な取組

1. 仕様書の公表

標準化対象業務のうち、住民基本台帳など総務省所管の業務について、「自治体システム等標準化検討会」（R元年8月～）を開始し、システムの機能や様式・帳票の標準仕様書を策定し、公表。

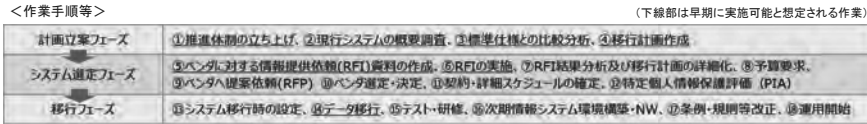
住民記録システム
印鑑登録システム
戸籍附票システム

税務システム
・固定資産税
・個人住民税
・法人住民税
・能自賠率税

選挙人名簿管理システム

2. 手順書の公表

標準準拠システムへの円滑な移行に資するよう、標準化の作業手順等をまとめた手順書を策定し、公表。



3. 財政支援

標準準拠システムへの移行に資するよう、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に基金を設け、自治体の取組を支援。基金の設置年限を5年延長(令和12年度末まで)。

<施策スキーム>



<基金の主な使途>
・標準準拠システムへの移行準備経費
(現行システムの概要調査・比較分析、移行計画作成等)
・システム移行経費(データ移行等) など

従前の予算額: 7,182億円
(うち令和2年度予算: 1,509億円、令和3年度予算: 317億円、令和5年度予算額: 1,163億円、令和6年度予算: 194億円)
↓ 地方からの要望や経費調査の精査結果を踏まえ
予算額: 7,742億円
(令和7年度予算額659億円を追加)

4. 進捗状況の把握・情報提供等(PMO)

各自治体における移行作業の進捗状況等を把握するとともに、標準化に係る助言や情報提供等を体系的に実施。



5. アドバイザー派遣

地方公共団体金融機構が実施する「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、移行準備等に関する技術的・専門的な支援を実施。(R5年度～)

課題対応アドバイス事業(都道府県・市区町村向け)
標準化、マイナンバーカードの普及を契機として、先進的な業務の効率化や住民の利便性向上に取り組む団体に対する手挙げ型の支援

課題達成支援事業(都道府県・市区町村向け)
R7年度までに、すべての地方団体が標準化に対応できるよう、事業進捗が遅れている団体に対するプッシュ型の支援

啓発・研修事業(都道府県向け)
都道府県が市区町村等の啓発のため支援分野の研修会・相談会を行う場合に、当該都道府県に対してアドバイザーを派遣する支援

※ 標準化法共管、共通基準作成などデジタル庁との協議・調整事務

16

自治体情報システム標準化・ガバクラ移行後の運用経費の増加への対応

運用経費の増加要因の分析を踏まえ、一時的に増加している運用経費を計画的に抑制・適正化し、運用の最適化を図るための国庫補助事業について、令和7年度補正予算において措置。

【参考】「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定)(抄)

自治体情報システム標準化・共通化、ガバメントクラウドへの移行を進めるとともに、移行後の運用経費の増加への対応を含めて、安定的な運用のために必要な措置を講じる。

【具体的な措置内容】

「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」

概要: 国の支援の下、地方公共団体が「地方公共団体情報システム運用最適化計画」を策定するとともに、計画に基づき実施する運用最適化を図るための事業(運用経費を含む。)を補助することにより、標準化・ガバクラ移行後に一時的に増加している運用経費の抑制・適正化を含めた運用の最適化を図る。

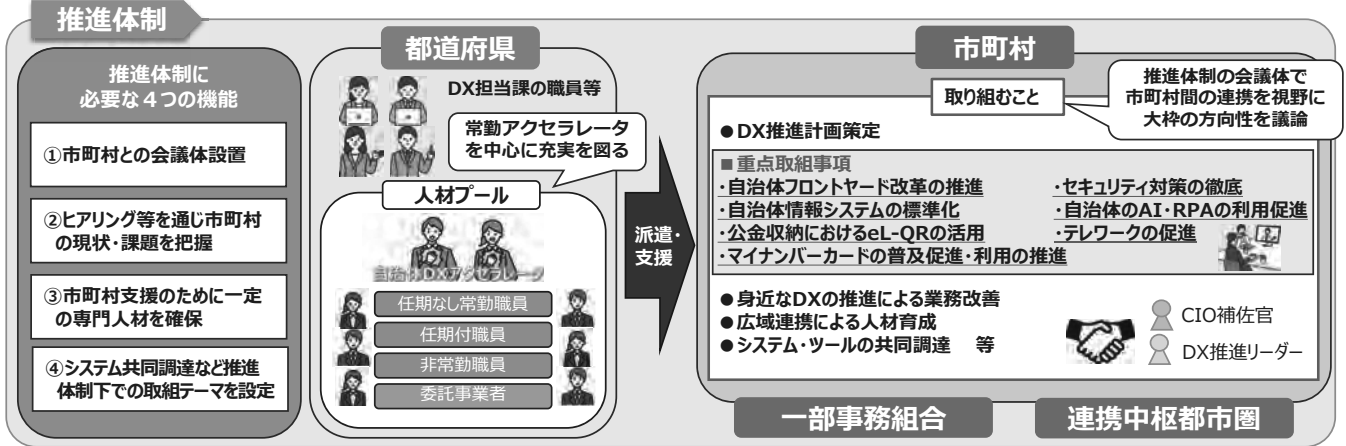
補助対象: 市区町村及び都道府県 ※運用経費の増が一定以上となる計画策定団体

予算額: 補助対象経費700億円(国費350億円(補助率1/2))
※地方負担についてはその全額を普通交付税措置

17

都道府県と市町村が連携したDX推進体制と人材プール機能の確保

- 令和7年度中に、全ての都道府県で市町村と連携したDX推進体制を構築できるよう取組を推進
- 都道府県において、市町村支援に向けたデジタル専門人材のプール機能を確保し、段階的充実を図る
- 総務省としても、必要なノウハウの提供をはじめ、各都道府県における取組推進を総合的にサポート



総務省による取組支援

【人材確保・育成のノウハウ提供】

- ①DX推進体制の構築に向けた伴走支援
- ②「ガイドブック」「参考事例集」
- ③自治大学校等関係機関での研修

【全国的広報】自治体の採用活動を広報

デジタル庁とも連携

【アドバイザー派遣】

- ①DXアドバイザー
(主に自治体DX、地方公共団体金融機構と共同)
- ②地域情報化アドバイザー
(主に地域社会DX分野)

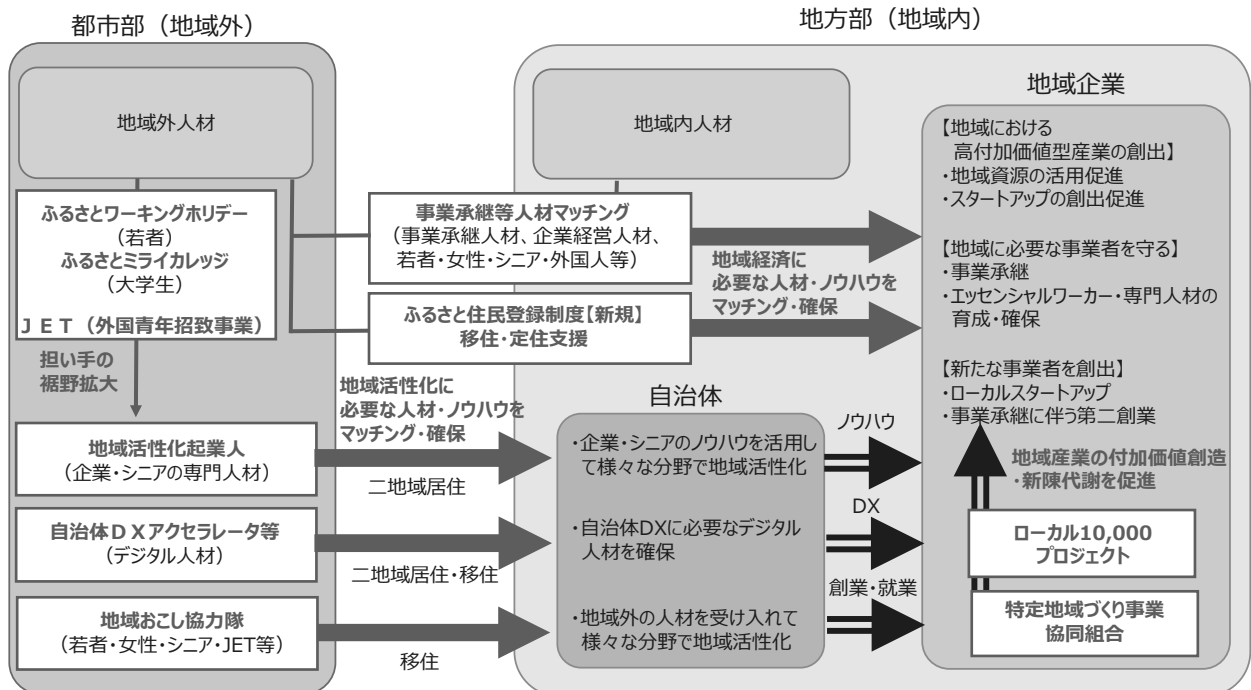
【財政措置】

- ①都道府県等による市町村支援のデジタル人材確保に要する経費、市町村によるCIO補佐官任用等に要する経費、DX推進リーダー育成経費について**特別交付税措置**
- ②令和7年度から、アクセラレータのうち**常勤職員の人件費について普通交付税措置**

18

地域活性化・地域経済に必要な人材・ノウハウの地方への流れの創出・拡大

- 「ふるさと住民登録制度」の創設等、関係人口へのアプローチを強化し、更なる地域の担い手確保・地域活性化を実現



19

地方への人の流れの創出・拡大等

1. ふるさと住民登録制度の推進に係る特別交付税措置の創設

- 関係人口を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」が令和8年度に創設されることを踏まえ、自治体による幅広い取組を後押しするため、特別交付税措置を創設(措置率0.5)

2. 地域おこし協力隊に係る特別交付税措置の拡充

- 地域おこし協力隊の任期延長特例の導入
 - ・ 地域協力活動として地場産業等に従事し、任期終了後に一定の要件の下で当該地場産業等に係る起業・事業承継を行うこととする場合、活動期間を最大5年に延長可能。
- 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費に対する特別交付税措置の拡充
 - ・ 対象期間を延長(任期2年目から任期後1年以内 → 任期2年目から任期後3年以内)
 - ・ 新たな雇用の創出等の要件を満たす場合、上限額を引上げ(100万円/人→200万円/人)



(伝統産業の承継)



(農業技術の習得)

3. 地域力創造アドバイザーに係る特別交付税措置の拡充

- 現行では3年間となっている活用期間について、期間経過後に異なるアドバイザーを活用する場合には、さらに3年間活用可能とする
- 1市町村あたり上限額590万円/年→610万円/年とする ※謝金単価の上限を国の諸謝金等使用基準(9,300円/時)とする

4. 外国人との秩序ある共生社会の構築のための地方財政措置の拡充

- 在留外国人への対応に必要な環境整備に係る特別交付税措置(措置率0.5)の対象経費を追加(地域社会のルール等の習熟の取組、そのために必要な日本語の指導など)
- JET-CIR(国際交流員)について、環境整備の取組への積極的な活用を行うこととし、都道府県分の普通交付税について、国調人口に応じた算定から任用数に応じた算定に見直し



(JET-CIRIによる日本語の指導)

20

地域おこし協力隊について

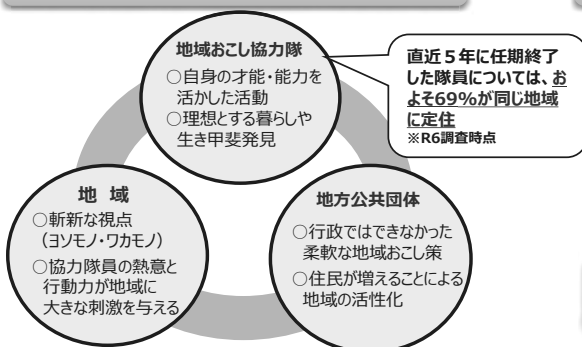
令和6年度：7,910人

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

- 実施主体：地方公共団体
- 活動期間：概ね1年以上3年以下
- 地方財政措置：<特別交付税措置：R7>
 - ・ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円/団体を上限
 - ・ 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円/団体を上限
 - ・ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円/団体を上限 等
 - ・ 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円/人を上限(報償費等：350万円、その他活動経費：200万円)
 - ・ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円/団体を上限
 - ・ 地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
 - ・ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5
 - ・ JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費(200万円/団体を上限)
 - ・ 外国人の隊員へのサポートに要する経費(100万円/団体を上限)
- ※このほかJETプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、地域要件を緩和(R7~)

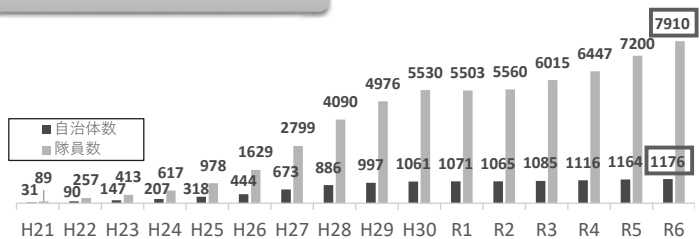
地域おこし協力隊導入の効果

~地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組~



隊員数、取組自治体数の推移

⇒ 令和8年度に10,000人を目標



隊員の約4割は女性

隊員の約6割が20歳代と30歳代

直近5年に任期終了し定住した隊員については、およそ46%が起業 ※R6調査時点

21



1. 地場産業等の起業・事業承継をする隊員の任期延長特例の新設

○地域協力活動として地場産業等に従事し、任期終了後に一定の要件（※）の下で当該地場産業等に係る起業・事業承継を行うこととする場合、活動期間を最大5年に延長可能とする。

※ 新たに雇用を創出する場合に限る（事業承継については、被雇用者がある場合にはその数を維持する場合も可）等の要件を設定。

2. 起業・事業承継に要する経費の拡充

○「起業・事業承継に要する経費に対する特別交付税措置」について、対象期間を延長することとし、新たな雇用の創出等の要件を満たす場合において特別交付税措置の上限を引き上げ。

・対象期間の延長

【R7】任期2年目から任期終了後1年以内 ⇒ 【R8】任期2年目から任期終了後3年以内

・新たな雇用の創出の要件（事業承継については、被雇用者がある場合にはその数を維持する場合も可）を満たす場合、上限額を引き上げ

【R7】100万円/人 ⇒ 【R8】200万円/人

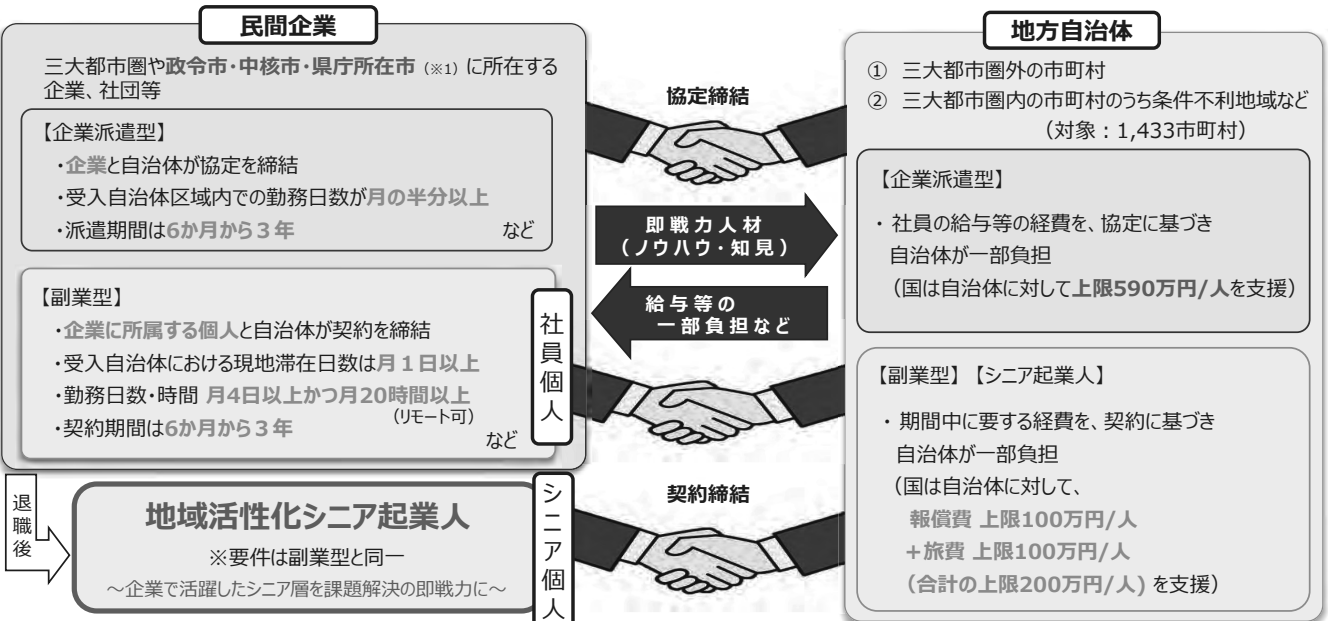
地域活性化起業人

令和6年度：871人



ポイント

- 企業の社会貢献（市町村との連携協定の具体的方策として活用など）
- 社員のスキルアップ（提携先市町村を通じた地域企業とのネットワーク形成など）
- シニア社員の退職後の新たな活躍の場として【R7.4～新規：地域活性化シニア起業人】

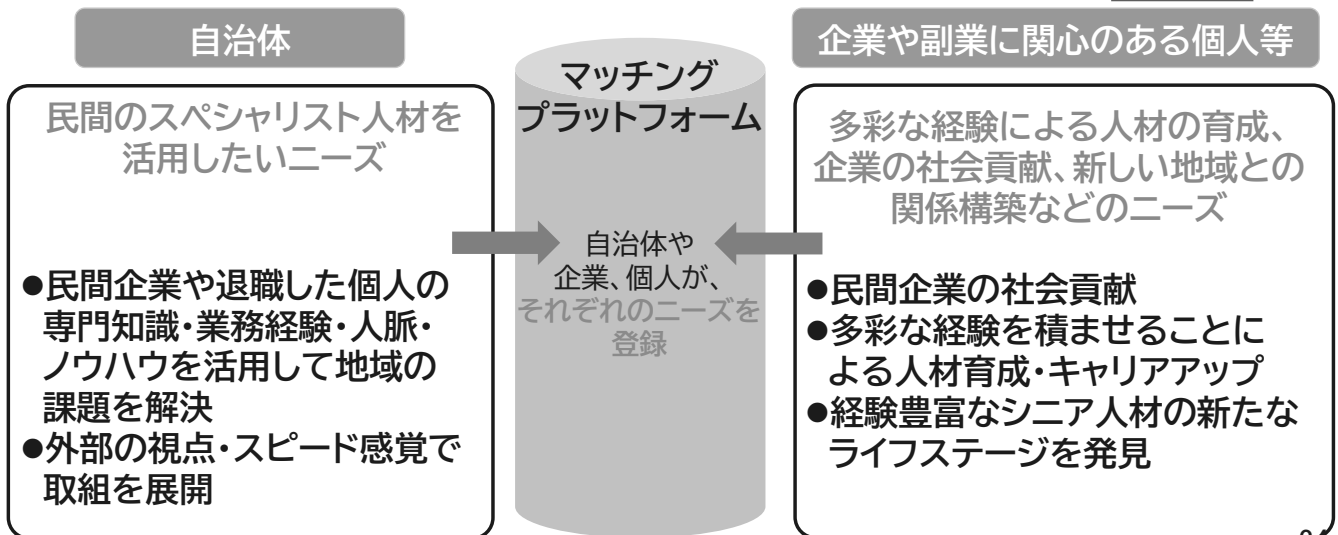


※1 三大都市圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在地市も対象に

地域活性化起業人のマッチングプラットフォーム

地域活性化起業人制度の更なる推進のため、自治体や企業、副業に関心のある個人等が、それぞれ、抱える課題や来てもらいたい民間のスペシャリスト人材、自らが提供できるソリューションを登録し相互に交流できる場を構築しました！

登録・活用はこちらから→



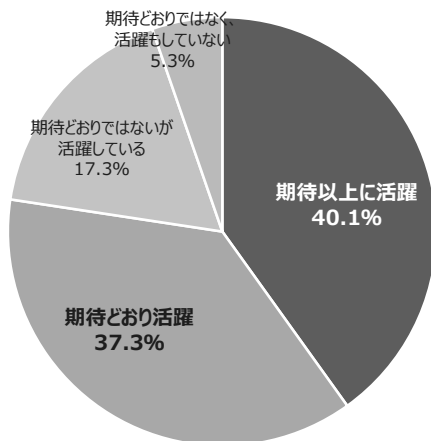
24

地域経営人材の活躍状況

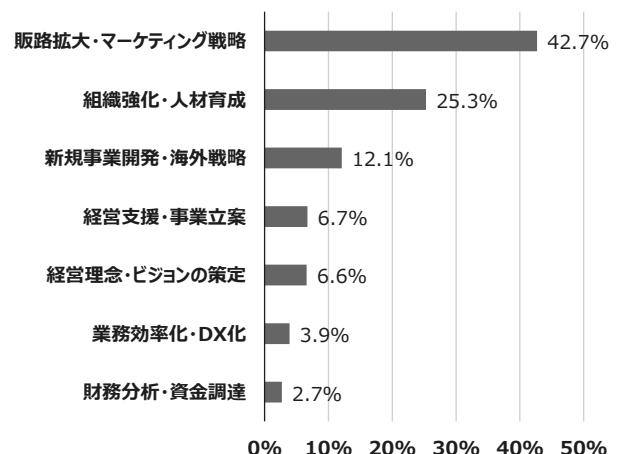
令和7年6月13日
第36回新しい資本主義実現会議資料

- 鳥取県が実施している「とっとり週1副社長プロジェクト」は、県内企業と都市部の人材のマッチングを行い、都市部の人材に副業・兼業の形で、鳥取県企業の「副社長」として、週1回程度、企業経営に携わってもらう仕組み（「プロフェッショナル人材事業」における取組）。
- 当該プロジェクトにより採用された「週1副社長」について、受入れ企業の8割が「期待以上・期待どおりに活躍している」と高く評価。販路拡大・マーケティングや、組織強化、新規事業開発など、多方面で活躍している。

「週1副社長」の活躍状況
(受入れ企業に対する調査、単数回答)



「週1副社長」の採用時のミッション
(受入れ企業に対する調査、単数回答)



(注) 2023年度までに「週1副社長」を受け入れた鳥取県内企業143社に対するアンケート調査（うち75社が回答）。
(出所) とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点「週1副社長プロジェクト 週1ととりで副業兼業」を基に作成。

25

特定地域づくり事業協同組合の概要

PR動画は
こちら→



令和7年12月時点：135組合

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保する必要があるが、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る

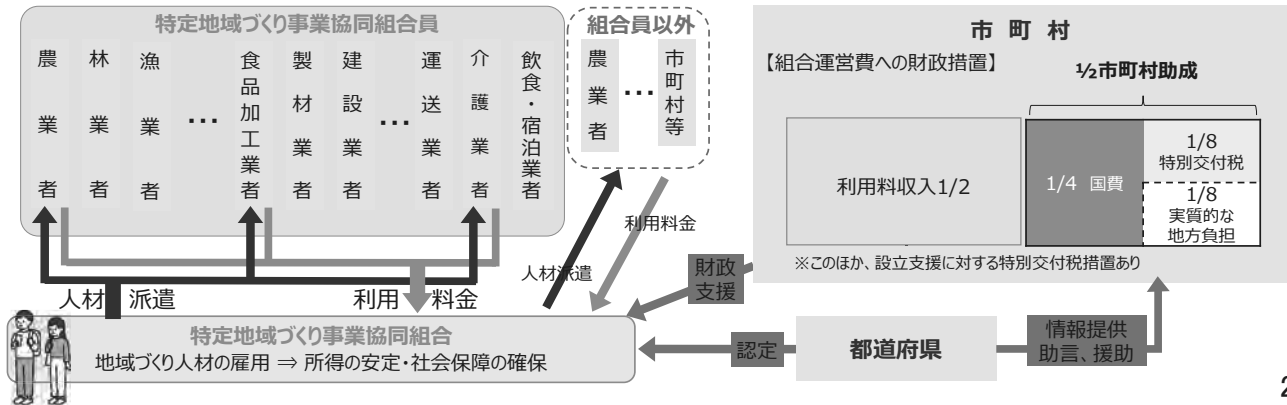
事業背景

人口急減地域において
 ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
 ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

取組内容

・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
 ⇒地域の担い手を確保

- 対象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能 ※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- その他 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和（員内利用の20%まで → 市町村等への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の50%まで緩和）



26

地方公務員の兼業

助言通知の概要（令和7年6月11日発出）

助言通知のポイント

- ◆ **許可制は維持。**各地方公共団体は、地方公務員法制定時の考え方に立ち返りつつも、職員や社会情勢の変化も踏まえた内容の許可基準について、法の趣旨の範囲内で創意工夫して設定。
 - 国家公務員では原則として認められていない営利企業の従業員との兼業も可能。
 - 国家公務員では自営業を行う場合、不動産賃貸等一部を除き、家業を継承したものであることが承認条件（注）となっているが、これに該当しない職員個人のスキルや地域の実情を踏まえた自営業を行うことも可能。
 - 他方、許可基準の設定・運用に当たって、留意すべき事項を確認。

（注）人事院は、令和7年12月に「人事院規則14-8（営利企業の役員等との兼業）の運用について」を一部改正し、家業継承の場合以外であっても、職員の有する知識・技能をいかした事業及び社会貢献に資する事業に関する自営業が承認可能となるよう承認基準を新設した。（R8.4.1施行）

※ 地方公務員の働き方に関する分科会報告書の内容も踏まえ、上記のポイントや、留意すべき事項を次のとおり地方公共団体へ明示し、地方公務員が兼業しやすい環境整備を促す。

1 地方公務員の兼業許可及び許可基準の設定について

- 許可基準を設定していない地方公共団体においては、詳細かつ具体的な許可基準を設定し、また、許可基準を設定している地方公共団体においても、更なる環境整備を図ることを要請。
- 全体の奉仕者としての性質上、職員が兼業を行う際には、
 - ① 職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと（公務能率の確保）、
 - ② 相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他職務の公正を妨げるおそれがないこと（職務の公正の確保）、
 - ③ 職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと（職員の品位の保持）、
 の3点の基本的な原則（以下「基本的原則」という。）を満たすことについて確認することが求められていることから、任命権者の許可制とされている趣旨を前提に、以下の点に留意。

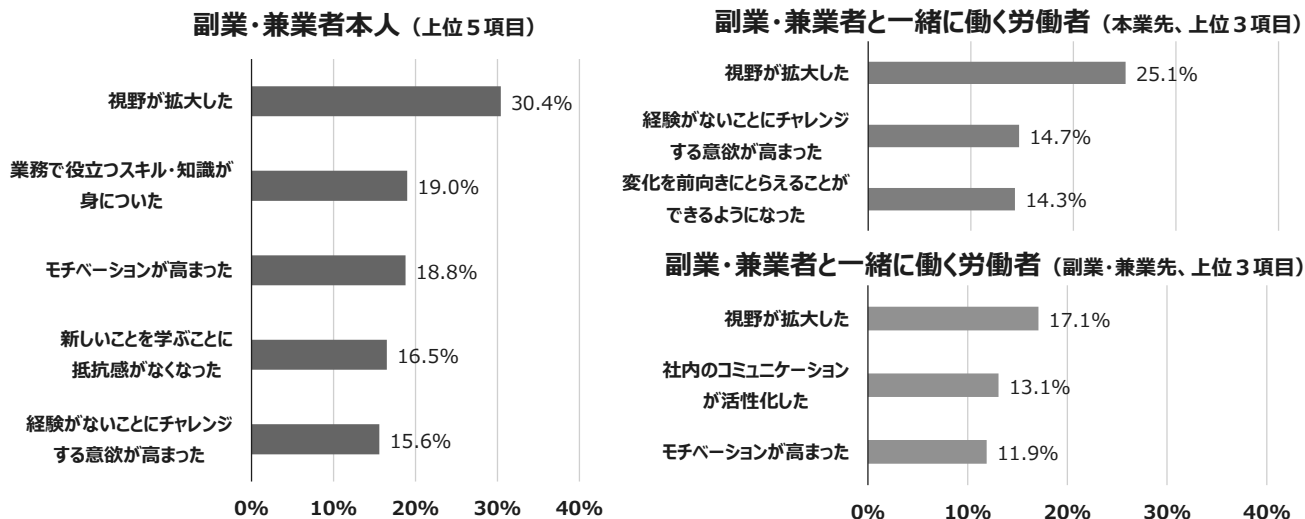
27

副業・兼業からの学びによる効果

令和7年6月13日
第36回新しい資本主義実現会議資料

- 副業・兼業を行っている労働者が、副業・兼業からの学びによって自分自身が感じている効果を尋ねると、「視野が拡大した」、「業務で役立つスキル・知識が身についた」、「モチベーションが高まった」との回答が多い。
- 加えて、副業・兼業者と一緒に働く労働者にとっても、「視野が拡大した」、「経験のないことにチャレンジする意欲が高まった」、「社内コミュニケーションが活性化した」などの効果を実感している。

副業・兼業からの学びによる効果（複数回答）



(注) 2023年7月26日-8月1日に従業員数10人以上の企業で働く20-59歳の正社員に対して実施したアンケート調査の結果（副業・兼業者2,000人、本業先1,000人、副業・兼業先1,000人）。上記は、「副業からの学びによる効果があった」と回答した者（副業・兼業者の68.0%、本業先の61.7%、副業・兼業先の65.6%）への設問。
(出所) パーソル総合研究所「第三回 副業の実態・意識に関する定量調査」を基に作成。

28

「衆議院議員の定数削減等に関する法律案」について

「自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書（令和7年10月20日）」を踏まえ、第219回国会に以下の法案が両党から共同提出され、継続審議となっている。

法律案のポイント

第1 衆議院の定数は、420人を超えない範囲で、かつ、現行の定数465人の1割を目標として削減する。

第2 削減の方法と期限

- (1) 削減の具体的な方法は、衆議院議長の下に設置され、各会派の衆議院議員により構成される協議会において選挙制度と併せて検討を加え、結論を得る。
- (2) 協議会の結論に基づく法制上の措置は施行後1年以内に講じる。

第3 1割削減の実効性を担保するため、第2に関して1年以内に結論が出ない場合には小選挙区を25議席、比例代表を20議席削減する。

※ 第3により小選挙区定数が削減される場合、さらに1年以内に衆議院議員選挙区画定審議会が区割り改定案を勧告する。政府は、当該勧告に基づき、必要な法制上の措置（区割り改定法案の提出）を行う。

29

基本計画の改定

- 緊急消防援助隊基本計画は、消防組織法に基づき総務大臣が策定する計画。緊急消防援助隊の編成（隊の構成単位、任務、装備等の基準など）、登録目標隊数、施設整備計画などが定められている。
- おおむね5年ごとに改定しており、新たに第5期基本計画（R6～R10年度）を策定。

1 目標隊数

- 近年の実災害での教訓等を踏まえ、南海トラフ地震など甚大な被害が想定される大規模災害に的確に対応できるよう、引き続き、緊急消防援助隊の登録隊数の増隊を図る。

登録目標隊数：6,600 隊 → 7,200 隊

<主な増隊の内容> ※ 1

- | | | | |
|------------------|-------|----------------------|--------|
| ① 統括指揮支援隊及び指揮支援隊 | + 10隊 | ⑤ 消火小隊、救助小隊 | |
| ② 情報統括支援隊（新設） | + 10隊 | 救急小隊の主要3小隊 + 410隊※ 2 | |
| ③ 安全管理部隊（新設） | + 50隊 | 後方支援小隊 | + 100隊 |
| ④ 救急特別編成部隊（新設） | + 50隊 | ⑦ 航空小隊 | + 5隊 |

※ 1 重複登録を含む

※ 2 特殊装備小隊から救助小隊へ移行分を含む

【目標隊数と登録隊数の変遷】

第1期（4,000隊） （H16-H20）	4,165隊（H21.4）
第2期（4,500隊） （H21-H25）	4,694隊（H26.4）
第3期（6,000隊） （H26-H30）	6,258隊（H31.4）
第4期（6,600隊） （H30-R5）	6,661隊（R6.4）
第5期（7,200隊） （R6-R10）	

※（隊）は目標隊数

2 新規部隊の創設

- 情報統括支援隊**
DX資機材を活用して情報収集・整理・共有・分析を行い、統括指揮支援隊を支援する部隊として、情報統括支援隊を創設
- 安全管理部隊**
緊急消防援助隊の隊員の安全管理（二次災害防止・健康面）を専門的に行う部隊の創設
- 救急特別編成部隊**
多数の傷病者が発生する事故や大人数の転院搬送など、一時的に多数の救急車が必要となる場合に、複数都道府県大隊の救急中隊を一体的に運用する救急特別編成部隊を創設

3 運用面の見直し

近年の大規模災害時の課題への対応や、緊急消防援助隊の災害対応能力の向上等を図るため、次の見直し等を行う。

- 能登半島地震等の教訓を踏まえた部隊運用の強化
- 大型で猛烈な台風、線状降水帯等の際の出動準備都道府県の柔軟な対応
- 都道府県大隊の分割

※全国規模の訓練を令和8年度に開催し、運用の定着を促す

30

国土強靱化実施中期計画期間中（R8～R12）における消防庁の取組

- 南海トラフ、首都直下、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震への備えや大船渡市林野火災の教訓を踏まえ、国土強靱化実施中期計画の「推進が特に必要な施策」として、

「緊急消防援助隊」「消防庁ヘリ」「消防団」「DX・新技術」「マイナ救急」「Jアラート」等に関する施策を盛り込んだところ。

⇒ 今後、同計画に基づき、消防防災力強化を着実に推進。

①緊急消防援助隊

林野火災等に対応した車両等の配備増強（無償使用）



海水利用型消防水利システム（スーパーポンパー）



大型水槽付放水車

【実施中期計画での施策名】

緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化

②消防庁ヘリ

消防庁ヘリ（現行5機）の配備増強（更新及び新規配備）



消防庁ヘリコプター



能登半島地震における救助活動

【実施中期計画での施策名】

緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化

③消防団

林野火災等も踏まえた消防団の災害対応能力の強化

（消防車両の無償貸付や資機材整備への補助）



小型動力ポンプ積載車（3.5t未満）



背負い式消火水のう

【実施中期計画での施策名】

消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策

④DX・新技術

官民連携による研究開発の推進や消防本部における新技術活用に向けたモデル事業の実施



消火用ドローン



安全管理のための位置把握システム

【実施中期計画での施策名】

消防分野におけるDX・新技術の活用に関する対策

⑤マイナ救急

全国の救急車でマイナ救急の実施に向けた環境整備（端末整備支援等）や機能拡充の推進



実証事業の様子

【実施中期計画での施策名】

マイナ救急の全国展開・機能拡充

⑥Jアラート

災害情報の迅速かつ確実な伝達に向けた機能及びセキュリティの強化（システム更改）



操作画面

【実施中期計画での施策名】

Jアラートによる住民に対する災害情報の迅速かつ確実な伝達

※ 上記のほかにも、「消防指令システムの高度化」や「情報伝達手段の多重化・多様化」等に関する施策も推進

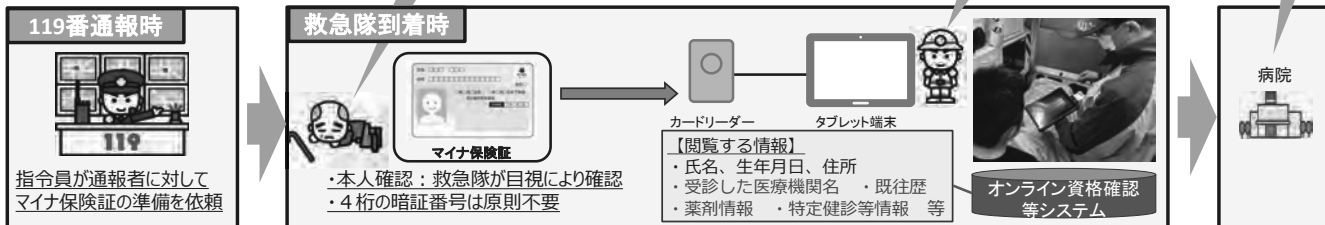
31

マイナ救急〔マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化〕

事業概要

▶マイナ救急とは、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組

1. マイナ救急の流れ



2. 令和6年度実証事業の結果

- ・67消防本部660隊において、約2ヶ月間の実証を行った(※)。
- ・マイナ救急により、情報閲覧した件数は**11,398件**
- ※令和4・5年度の検討を踏まえ運用を改善し実施

【実証事業に参加した救急隊からの声】

- ・医療機関に情報共有し、早期に緊急手術を行うことができ、一命を取り留めた。
- ・高齢者夫婦のみで、情報収集が困難だったが、マイナ保険証から情報を取得できた。
- ・外出先の事故でお薬手帳を所持していなかったが、薬剤情報が分かった。
- ・意識障害で、家族も傷病者の情報を把握しておらず、マイナ救急が活動に役立った。

3. 令和7年度実証事業

全国すべての720消防本部、5,334隊(常時運用救急隊98%)において、救急現場での操作性に優れた専用システムを活用した実証事業を実施
10月1日から全国一斉に開始

4. 令和7年度補正予算(抜粋)

- マイナ救急の全国展開・機能拡充 【新規】2.2億円
- ・タブレット端末等購入費への補助制度を創設するとともに、厚生労働省と連携し、マイナ救急で得た情報等を医療機関へ一斉送信し、より効率的に搬送先を選定する仕組み等を検討

5. マイナ救急の広報について

- ・マイナ救急の認知度向上を図るため、動画・ショートムービーを作成し、SNS(YouTube、消防庁X等)で広報を行うとともに、全国の消防本部、都道府県等へ提供



- ・政府広報によるテレビ、ラジオ、新聞広告、パナー広告、雑誌など多様なメディアを活用した積極的な広報を実施するとともに、引き続き、国と自治体とで連携した広報を実施

消防団員の退職報償金の勤務年数「35年以上」区分の導入について

- 消防団員の処遇改善を図ってきたが、その一環として、長年勤務された消防団員の労苦に報いる「退職報償金」について、シニア層の団員の活躍促進を図る観点から、「30年以上」区分で頭打ちとなっていた**最高勤務年数区分を拡大**。
- 今回の新たな区分導入に伴う**退職報償金の引上げ額は一律10万円**。

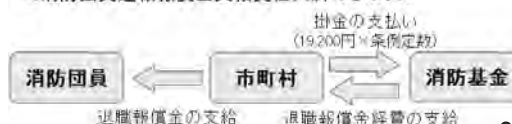
- 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について(令和7年4月1日施行)
別表(消防団員退職報償金支払額表)

階級	勤務年数							
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上	
団長	239	344	459	594	779	979	1,079	
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009	
分団長	219	318	413	513	659	849	949	
副分団長	214	303	388	478	624	809	909	
部長/班長	204	283	358	438	564	734	834	
団員	200	264	334	409	519	689	789	

(参考)退職報償金の概要

- 退職報償金は、市町村が、消防団員が退職した際にその労苦に報いるため、慰労金の性格として団員の階級及び勤務年数に応じ、条例により支給。
- 消防団員等公務災害補償等共済基金が、市町村からの掛金を財源に政令(別表)に定める額を市町村に支給。

<消防団員退職報償金支給責任共済のしくみ>





今後の消防防災対策

第1 林野火災における予防・警報のあり方

1. 予防・警報のあり方

- (仮称) 林野火災注意報・(仮称) 林野火災警報の創設・的確な発令

	(仮称) 林野火災注意報	(仮称) 林野火災警報 (既存の消防法に基づく火災警報の制度を活用)
発令指標 (案)	前3日間の合計降水量が1mm以下 + 前30日間の合計降水量が30mm以下、または、乾燥注意報が発表 ※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、この限りでない。	上記の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合
内容	屋外での火の使用等について注意喚起(罰則なし)	屋外での火の使用等の制限(罰則あり)

※ 各市町村において、地域の特性等に応じて発令指標に調整を加えることや、対象地域を限定することを可能とする。
※ 市町村に、来年の林野火災の危険性が高まる時季(1月～5月)に間に合うよう、火災予防条例の改正を要請

2. 林野火災に係る広報・啓発の強化

- 少雨の状況の全国的な広がりがある場合、**気象庁と消防庁との合同による臨時的記者会見等**を通じた注意喚起・解説を実施
- 政府広報やSNS等の活用により、**たき火等の行為者やレジャーによる入山者等**も含め広く国民に対して注意喚起

第2 大規模林野火災に対応できる消防体制のあり方

1. 緊急消防援助隊を含めた常備消防の体制強化

- 夜間の監視に対応できるドローン等を整備



夜間監視・熱源探査ドローン

- 自然水利を利用できるスーパーポンプや、大型水槽付き放水車を整備、消防防災ヘリの増強



海水利用型消防水利システム(スーパーポンプ)



大型水槽付き放水車

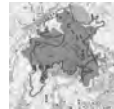
2. 消防団の体制強化

- 残火処理に有効な**背負い式消火水**の等の整備

第3 大規模林野火災に備えた多様な技術の活用・開発

1. 新技術・新装備の研究開発の推進

- 林野、市街地にまたがる火災に対応できる**延焼シミュレーション**技術の研究開発



林野火災延焼シミュレーション

2. 消火薬剤の効果的な活用の検討

- R8年の林野火災に向けて、**散水場所が限定等される場合(残火処理等)の活用要領を明確化**
- 空中消火を含む一般的な活用については、**個別の消火薬剤の有効性や、健康・環境への影響に関する評価方法等とともに、R8年中を目途に具体化**

令和7年度 総務省消防庁補正予算の主要事業

130.8億円

前年度補正予算比 +30.5億円 30.4%増

(参考: 令和6年度 消防庁補正予算100.3億円)

危機管理投資・成長投資による強い経済の実現(防災・減災・国土強靱化の推進)

【林野火災や大規模災害に備えるための緊急消防援助隊の充実強化】

- 大船渡市林野火災等を踏まえた緊急消防援助隊の車両・資機材等の配備 19.5億円
- 消防庁ヘリコプターの配備 45.0億円
- 大規模災害時に活用する特殊車両等の配備 19.1億円
- 緊急消防援助隊の全国合同訓練 3.3億円



【海水利用型消防水利システム(スーパーポンプ)】



【大型水槽付き放水車】



【林野火災対応ユニット車】



【消防庁ヘリコプター】



【緊急消防援助隊全国合同訓練】

【消防防災分野の新技術・DX推進】

- 消防技術の研究開発 1.0億円
- 消防力の充実・強化のための新技術現場実装モデル事業 0.5億円
- マイナ救急の全国展開・機能拡充 2.2億円
- 消防指令システムにおけるAI実証事業 2.0億円



【拠点機能形成車】



【緊急消防援助隊全国合同訓練】

【消防団の更なる充実強化】

- 救助用資機材等を搭載した消防車両の無償貸付 20.7億円
- 救助用資機材等の整備に対する補助 3.0億円
- 消防団ドローン・DX推進事業 0.4億円



【マイナ救急イメージ】

【火災予防対策の推進】

- 著しく危険な密集市街地に対する感震ブレーカーの普及推進 0.3億円
- 林野火災に係る広報・啓発等モデル事業 0.1億円



【小型動力ポンプ積載車(3.5t未満)】



(ドローン)



(背負い式消火水)の例

防衛力と外交力の強化(外交・安全保障環境の変化への対応)

- 特定臨時避難施設(シェルター)の整備 1.6億円

【救助用資機材等の例】

令和8年度 総務省消防庁予算案の主要事業

○一般会計 130.0億円

(対前年度比+3.8億円、3.0%増)

○復興特別会計 1.8億円

(対前年度比 △6.1億円、76.7%減)

(一般会計)

R8当初予算(130.0)+R7補正(130.8):260.7億円

(+34.2億円、15.1%増)

(参考) R7当初予算+R6補正:226.5億円

1. 緊急消防援助隊の充実強化 58.1億円

- 緊急消防援助隊設備整備費補助金 54.9億円
- 緊急消防援助隊の全国合同訓練 1.0億円
- 緊急消防援助隊への救助技術の高度化及び普及事業 0.1億円
- 緊急消防援助隊受援アドバイザー派遣事業 0.03億円



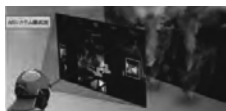
【緊急消防援助隊設備整備費補助金の補助対象例】
(消防ポンプ自動車)



【緊急消防援助隊全国合同訓練】

2. 消防防災分野の新技術・DX推進 7.8億円

- 消防技術の研究開発 1.4億円
- 消防の現場ニーズと技術シーズのマッチング促進等 0.6億円
- AIを活用した救急隊運用最適化等救急需要増加への対応策の研究 0.4億円



【研究開発の例】
(AI等を活用して濃煙中でもリアルタイムで視界を確保する技術)



【消防の現場ニーズと技術シーズのマッチングイベントのイメージ】

3. 消防団等の充実強化 7.9億円

- 消防団の力向上モデル事業 3.9億円
- 消防団入団促進広報事業 1.4億円
- 自主防災組織等活性化推進事業 1.0億円

4. 常備消防等の充実強化 16.6億円

- 消防防災施設整備費補助金(耐震性貯水槽など) 13.7億円
- ドローン活用人材育成事業 0.1億円

5. 火災予防対策の推進 3.2億円

- 住宅火災対策等の推進 0.2億円
- 消防用機器等の海外展開 0.4億円

6. 自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化 13.0億円

- 国民保護共同訓練の充実強化 1.2億円
- Jアラートの確実な運用と安否情報システムの稼働体制の確保 4.1億円

7. 消防防災分野における女性や若者の活躍推進 7.7億円

- 女性消防吏員の更なる活躍推進等 0.7億円
- 消防本部におけるハラスメント対応策 0.1億円

36

経済財政運営と改革の基本方針2025 (抄)

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

1. 「経済・財政新生計画」の推進

(経済再生と財政健全化の両立の重要性)

(前略)同時に、国債需給の悪化等による長期金利の急上昇を招くことのないよう、国内での国債保有を一層促進するための努力を引き続き行う必要がある。また、頻発する自然災害や安全保障環境の変化の中で、有事に備えた財政余力の確保の重要性は一層増しており、今後も市場で国債を安定的に発行できる環境を整えつつ、財政余力の確保のため、財政健全化に取り組んでいく必要がある。

(「経済・財政新生計画」に基づく今後の取組方針)

(前略)そうした中、金利のある世界において、我が国の経済財政に対する市場からの信認を確実なものとするため、財政健全化の「旗」を下ろさず、長期を見据えた一貫性のある経済財政政策の方向性を明確に示すことが重要である。このため、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。(中略)その上で、「経済・財政新生計画」の期間を通じて、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、PBの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる。

(中略)今後も、状況に応じて必要な政策対応を行っていくことに変わりはないが、PBの黒字化を達成した後、黒字幅が一定水準を超えた場合には、経済成長等に資するような政策の拡充を通じて経済社会に還元することを予めルール化することについても検討に着手していく。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

1. 「経済・財政新生計画」の推進

（「経済・財政新生計画」に基づく今後の取組方針）（抄）

予算編成においては、**2027年度までの間、骨太方針2024で示された歳出改革努力を継続しつつ**、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、**経済・物価動向等を踏まえ、各年度の予算編成において適切に反映する**。とりわけ社会保障関係費については、医療・介護等の現場の厳しい現状や税収等を含めた財政の状況を踏まえ、これまでの改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。具体的には、高齢化による増加分に相当する伸びにこうした経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する。非社会保障関係費及び**地方財政についても、第3章第4節「物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し」も踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映する**。

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（5）持続可能な地方行財政基盤の強化（抄）

地方公共団体が行う公共事業や施設管理、サービス等における価格転嫁の推進等や、地域を支える老朽インフラの適切な管理、地域医療提供体制の確保等のための取組を進めるとともに、**地方の一般財源の総額を確保して²⁶⁷**、地域における賃上げを起点とした成長型経済の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する。

※267 骨太方針2024においては、2025年度から2027年度までの3年間について、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することされている（第3章第1節（「経済・財政新生計画」に基づく今後の取組方針）も参照）。

第4章 当面の経済財政運営と令和8年度予算編成に向けた考え方

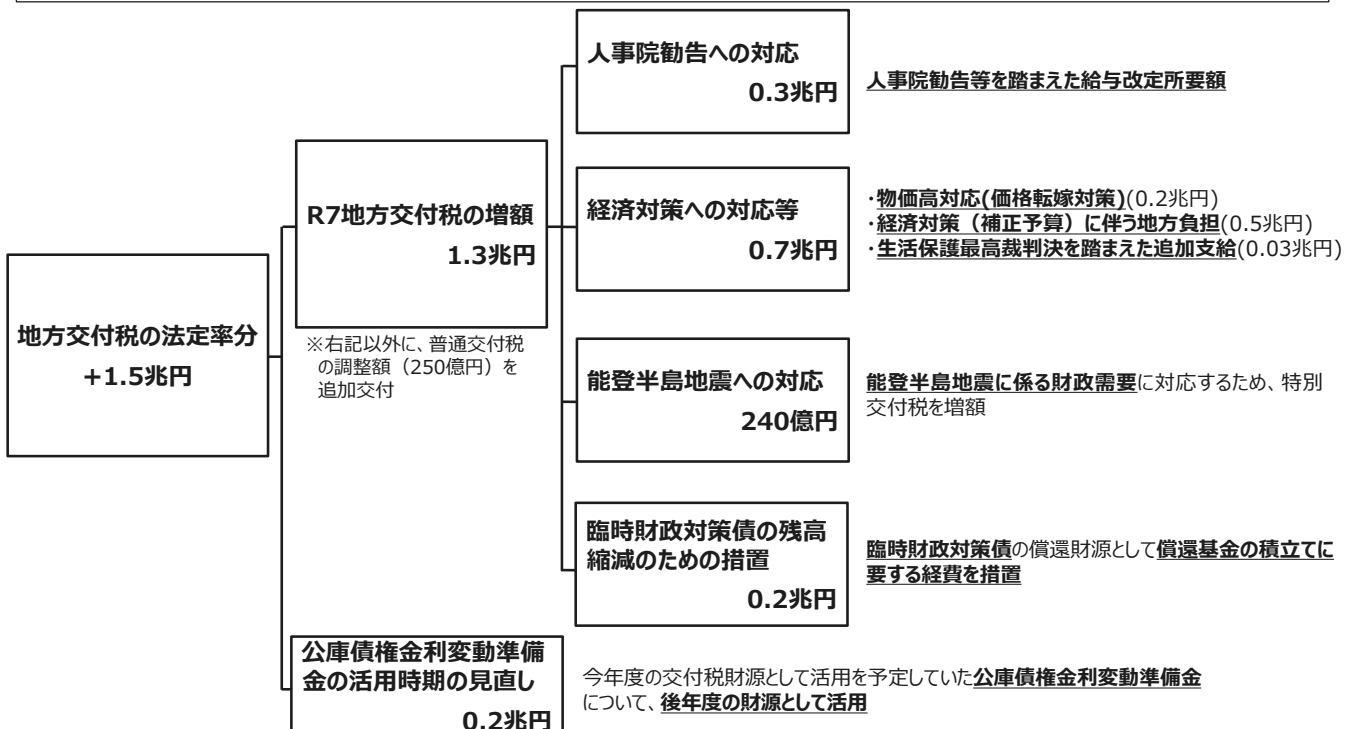
2. 令和8年度予算編成に向けた考え方（抄）

② **令和8年度予算は、本方針及び骨太方針2024に基づき、中期的な財政運営の枠組みに沿った編成を行う**。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。

38

令和7年度補正予算に伴う地方交付税の取扱い

○ 国の補正予算により増額された令和7年度分の地方交付税（1.5兆円）について、**1.3兆円を令和7年度に交付するとともに、公庫債権金利変動準備金（0.2兆円）の活用を取りやめ**。



※ 上記の内容を実施するため、臨時国会において、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を提出

39

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 追加額 : 2.0兆円
- 対象事業 : エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
①食料品の物価高騰に対する特別加算	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備
②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
③物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑧農林水産業における物価高騰対策支援
④消費下支え等を通じた生活者支援	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法 : 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定（都道府県、市町村）

40

令和8年度地方財政対策のポイント①

1. 通常収支分

総務省自治財政局

(1) 一般財源総額の確保

- ・ 一般財源総額(交付団体ベース)を**67.5兆円(対前年度比+3.7兆円)**確保
- ・ 地方交付税総額を**20.2兆円(対前年度比+1.2兆円)**確保

・ 一般財源総額(交付団体ベース)	67.5兆円	対前年度比 +3.7兆円 ※
・ 地方税・地方譲与税	51.0兆円	同 +2.6兆円
・ 地方特例交付金等	0.8兆円	同 +0.6兆円
・ 地方交付税	20.2兆円	同 +1.2兆円

※「地域未来基金費(仮称)」及び「臨時財政対策債償還基金費(仮称)」を除くと対前年度比+2.5兆円

- ・ 当分の間税率(軽油引取税等)、環境性能割(自動車税等)廃止に伴う令和8年度の減収について、地方特例交付金により全額補填

(2) 地方財政の健全化

- ・ 引き続き臨時財政対策債の新規発行額をゼロとした上で、「臨時財政対策債償還基金費(仮称)」(0.8兆円)を創設。交付税特別会計の借入金残高を2.9兆円縮減

(3) 物価高・官公需の価格転嫁への対応

- ・ 物価高を反映し、地方団体の委託料、維持補修費、投資的経費等について、0.6兆円増額計上するとともに、普通交付税の算定で地方団体の価格転嫁の取組を反映

41

令和8年度地方財政対策のポイント②

(4) いわゆる教育無償化への対応

- ・ いわゆる教育無償化に係る地方負担(0.4兆円)について、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保
- ・ 公立高校における人材育成の取組を推進するため、「高等学校教育改革等推進事業費(仮称)」(0.1兆円)を計上し、「高等学校教育改革等推進事業債(仮称)」を創設

(5) 「地域未来基金費(仮称)」の創設

- ・ 都道府県における産業クラスターの形成・拡大や地場産業の付加価値向上と販路開拓を推進するため「地域未来基金費(仮称)」(0.4兆円)を創設

(6) 防災・減災対策の推進

- ・ 「緊急防災・減災事業費」、「緊急自然災害防止対策事業費」の対象事業を拡充した上で、事業期間を令和12年度まで延長

(7) 公営企業の経営基盤の強化

- ・ 地方団体が公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、「公営企業経営改善特例債(仮称)」を創設(地方財政法を改正)
- ・ インフラ老朽化に対応するため、上下水道事業に係る地方財政措置を拡充
- ・ 地域医療提供体制を確保するため、病院事業に係る地方財政措置を拡充

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税(0.1兆円)の確保

42

令和8年度地方財政対策のポイント③

主な歳入歳出の概要 (通常収支分)

(単位:兆円、%)

区分	8年度				7年度			
	A	B	C=A-B	C/B	A	B	C=A-B	C/B
入								
地方税	47.8	45.4	2.4	5.2				
地方譲与税	3.2	3.0	0.2	7.7				
地方特例交付金等	0.8	0.2	0.6	321.3				
地方交付税	20.2	19.0	1.2	6.5				
国庫支出金	17.7	17.2	0.5	2.9				
地方債	6.1	6.0	0.2	3.1				
うち臨時財政対策債	0.0	0.0	0.0	0.0				
その他	6.6	6.3	0.2	3.8				
計	102.4	97.1	5.4	5.5				
一般財源	72.0	67.5	4.4	6.6				
(交付団体ベース)	67.5	63.8	3.7	5.9				
出								
給与関係経費	24.0	22.9	1.1	5.0				
退職手当以外	22.8	21.7	1.1	5.0				
退職手当	1.2	1.1	0.1	5.4				
一般行政経費	45.5	43.8	1.7	4.0				
補助	28.0	26.6	1.3	5.0				
単独	14.4	14.0	0.4	2.8				
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.6	1.5	0.1	4.7				
地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0				
地域デジタル社会推進費	0.15	0.20	▲0.05	▲25.0				
地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0				
地域未来基金費(仮称)	0.4	0.0	0.4	皆増				
公債費	10.8	10.7	0.0	0.4				
臨時財政対策債償還基金費(仮称)	0.8	0.0	0.8	皆増				
維持補修費	1.6	1.6	0.1	5.0				
投資的経費	12.5	12.1	0.3	2.8				
直轄・補助	5.7	5.7	▲0.1	▲1.0				
単独	6.8	6.4	0.4	6.2				
うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0				
うち 緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0				
うち 脱炭素化推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0				
うち 高等学校教育改革等推進事業費(仮称)	0.1	0.0	0.1	皆増				
公営企業繰出金	2.4	2.3	0.1	3.1				
水準超経費	4.5	3.8	0.7	18.8				
計	102.4	97.1	5.4	5.5				

※ 精査中のものであり、今後、異動する場合があります。

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合があります。

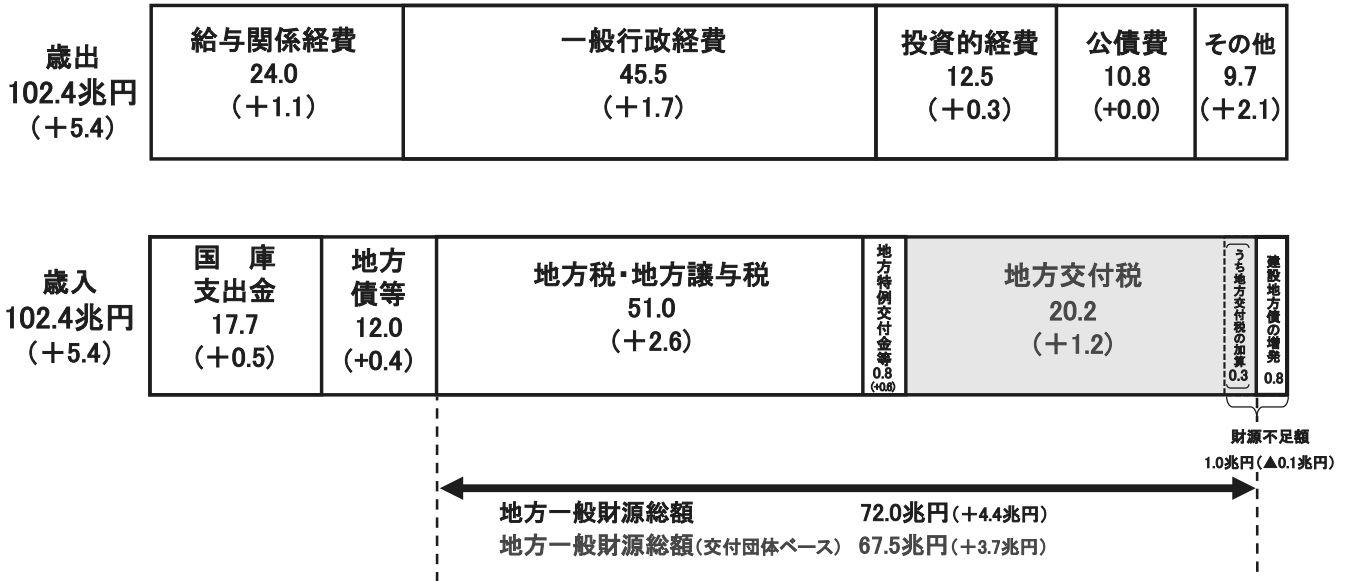
※ 令和7年度は令和7年度政府予算案等の国会修正を反映。

※ 給与関係経費及び一般行政経費の令和7年度の額は、令和8年度との比較対照のため、会計年度任用職員に係る給与等に移し替えている。

43

令和8年度 地方財政対策

(単位:兆円)

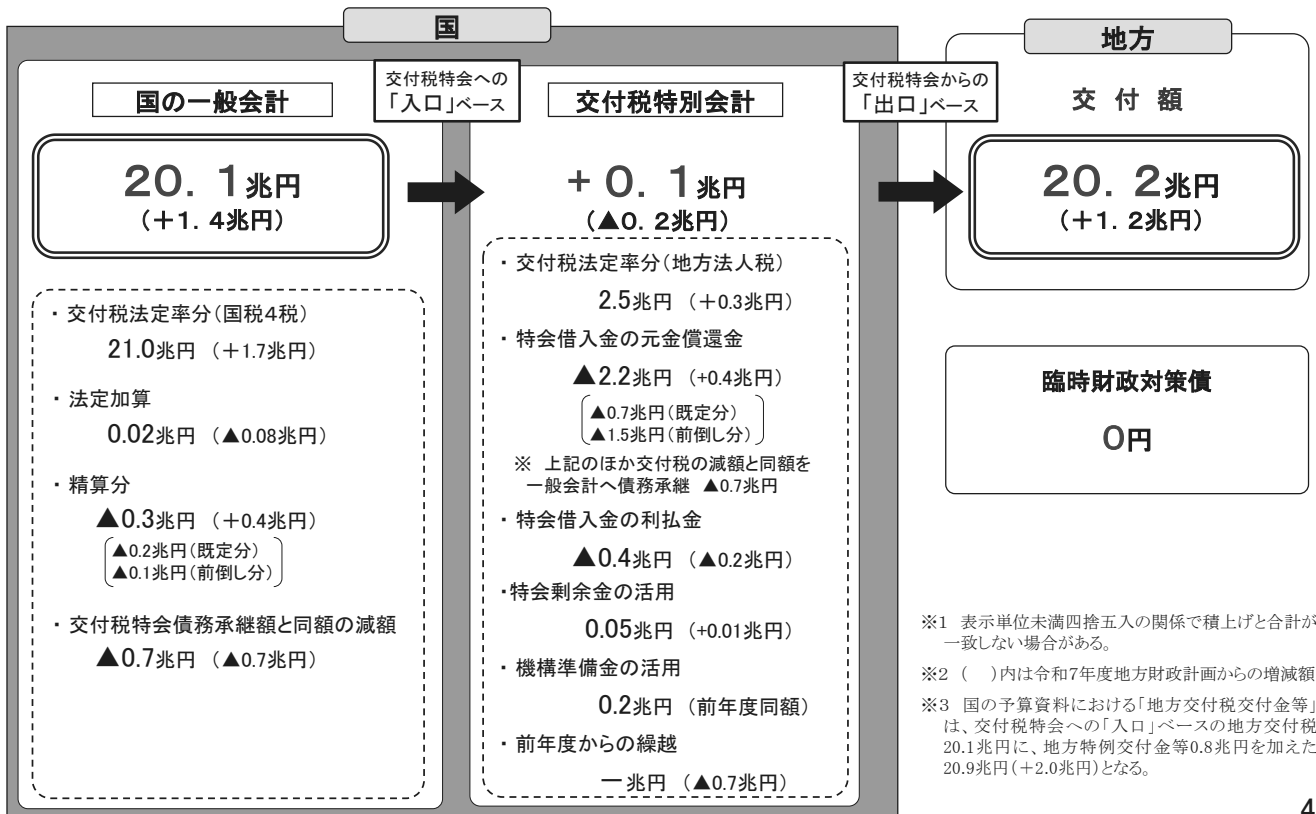


注1:表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

注2:()内は令和7年度地方財政計画からの増減額。給与関係費及び一般行政経費の令和7年度の額は、令和8年度との比較対照のため、会計年度任用職員に係る給与等を移し替えている。

44

令和8年度地方交付税の姿

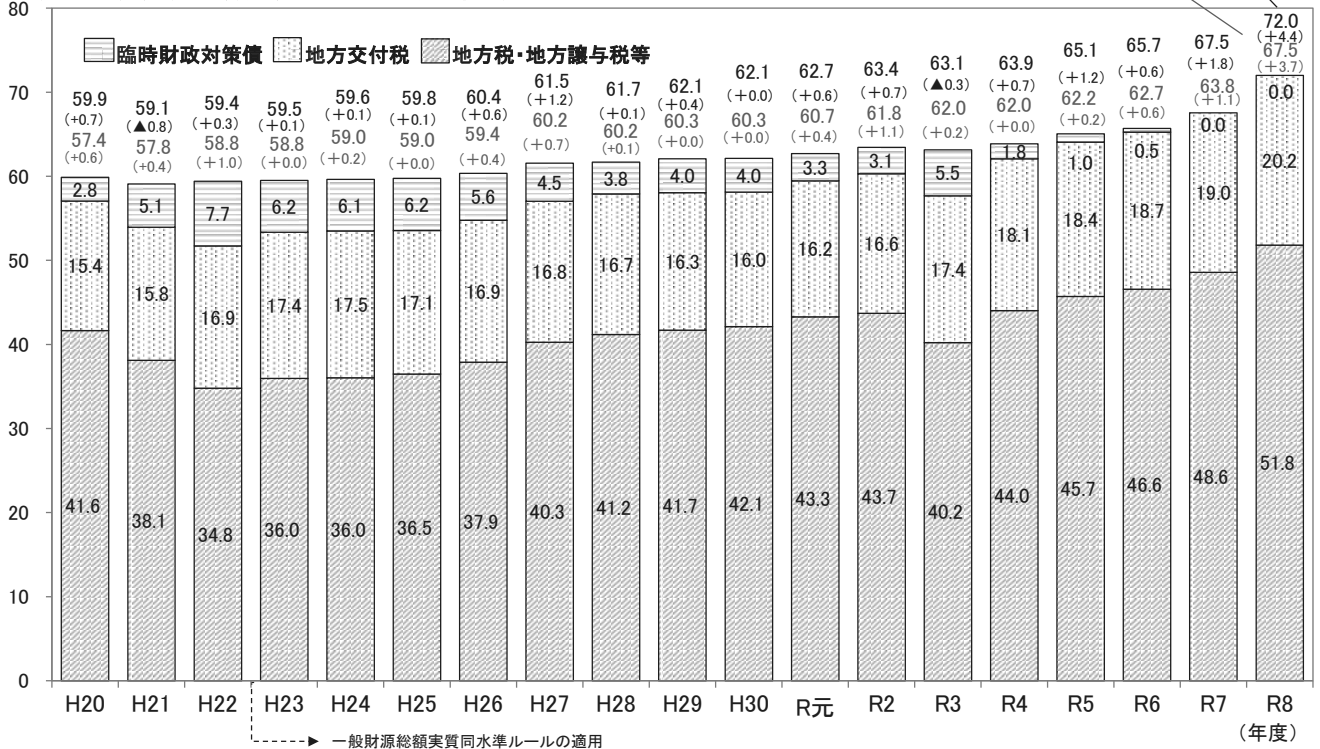


45

地方一般財源総額の推移

(兆円) 【地方一般財源総額(地財計画ベース)の推移】

一般財源総額(交付団体ベース) 一般財源総額

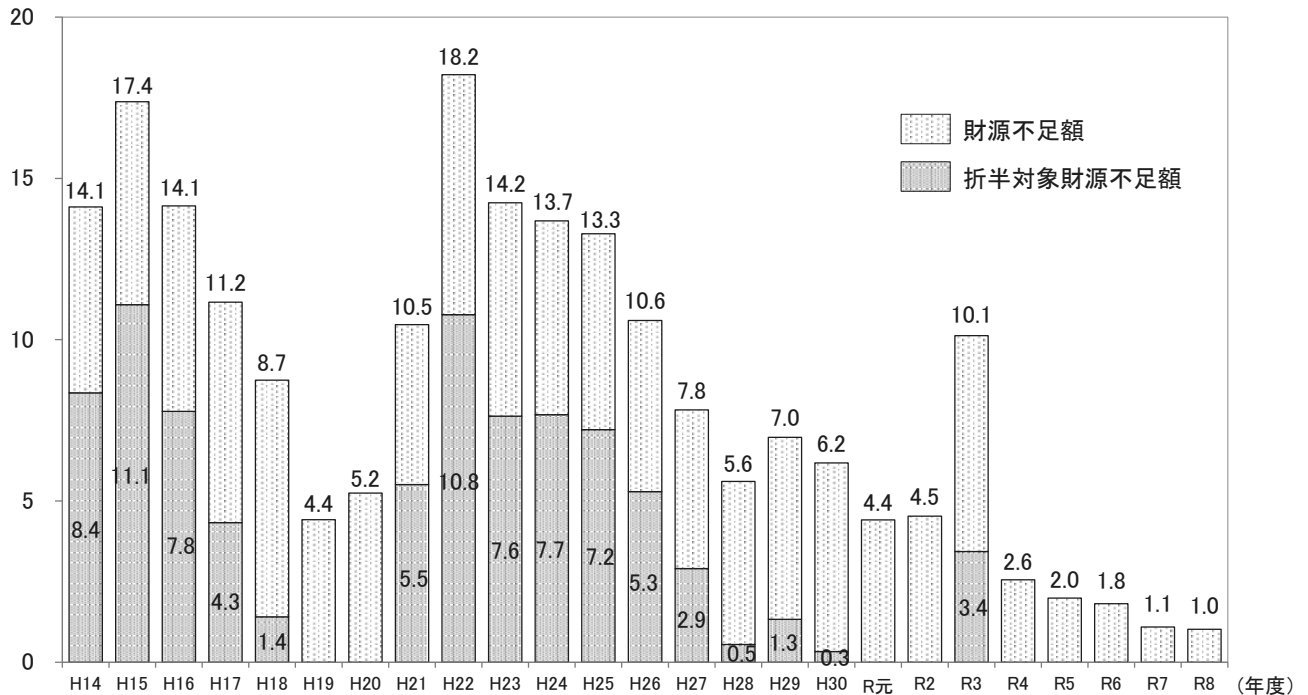


※ R8年度は地域未来基金費(仮称)(0.4兆円)と臨時財政対策債償還基金費(仮称)(0.8兆円)の合計1.2兆円を含む。
 ※ R3年度の地方税・地方譲与税等及び一般財源総額は、R2年度徴収猶予の特例分(0.2兆円)を除いている。

地方の財源不足額の推移

【地方の財源不足額(地財計画ベース)の推移】

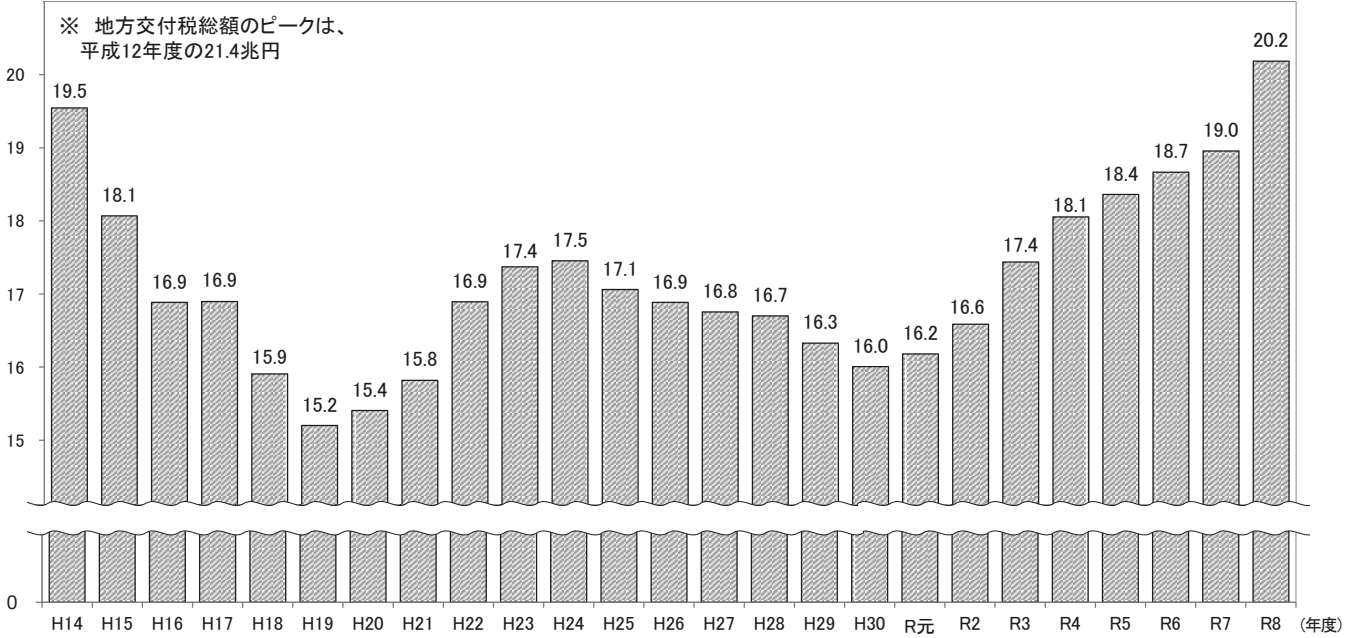
(兆円)



地方交付税総額の推移

〔地方交付税総額(地財計画ベース)の推移〕

(兆円)

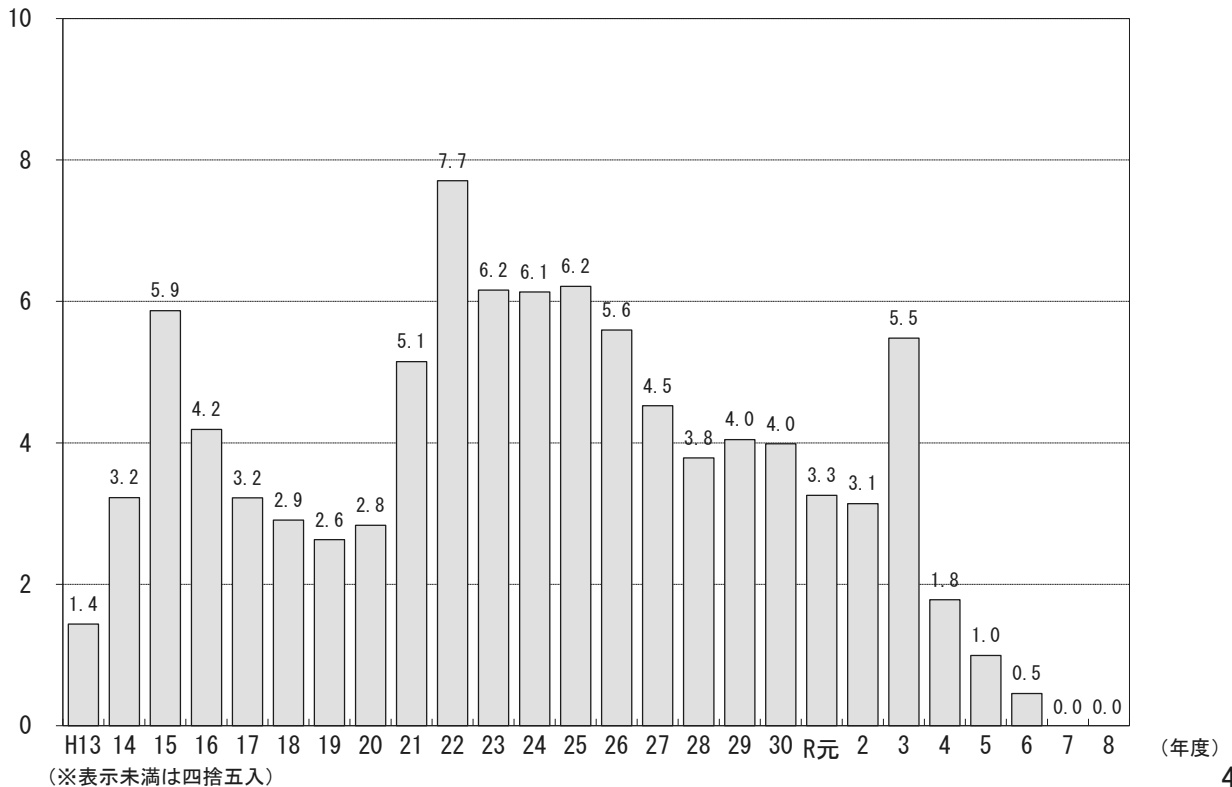


※ R8年度は地域未来基金費(仮称)(0.4兆円)と臨時財政対策債償還基金費(仮称)(0.8兆円)の合計1.2兆円を含む。

48

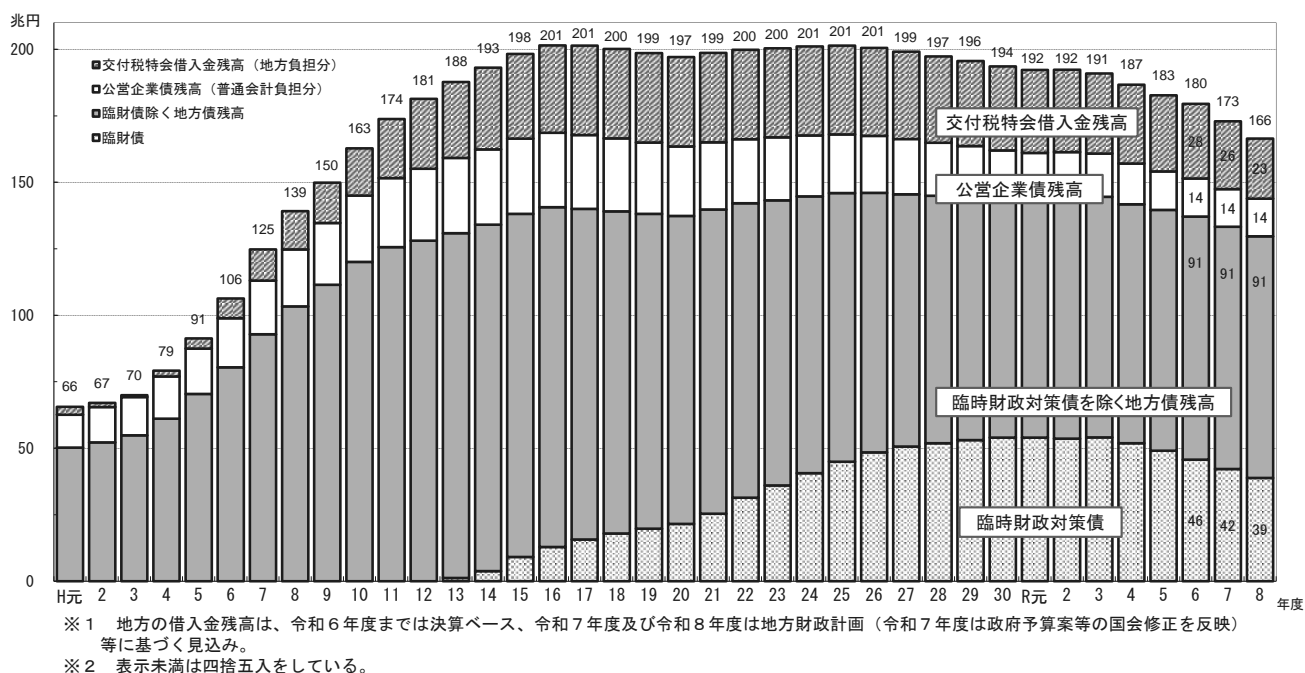
臨時財政対策債の発行額

(兆円)



49

地方財政の借入金残高の状況



（参考）公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

（単位：兆円）

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	26	24	24	24	23	22	22	21	21	21	20	20	21	

50

物価高・官公需の価格転嫁への対応

- 物価高の中で、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理の委託料、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、様々な分野における地方団体のコスト増にきめ細かく対応するため、5,850億円を増額計上
- 物価高が継続する中、物価上昇を上回る賃上げの実現のため、地方団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、地方団体における価格転嫁の取組状況を普通交付税の算定に反映

1. 物価高への対応

- ごみ収集、学校給食などのサービス、庁舎や教育施設等の施設管理の委託料：800億円
※ 普通交付税の単位費用措置を平均5%程度引上げ
- 道路や河川等の点検・補修に係る維持補修費：750億円
- 道路や施設の改修等に係る投資的経費（単独）：3,000億円
- 民間事業者への補助や消耗品費・備品等：800億円
- 公営企業における物価高への影響：500億円

2. 価格転嫁の取組の普通交付税算定への反映

- 普通交付税の算定費目「地域の元気創造事業費」において、新たに「価格転嫁分」（1,000億円程度）を創設し、価格転嫁に積極的に取り組む地方団体の財政需要を、以下のような指標を用いて反映

【算定に用いる指標（案）】

- ・低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入率
- ・スライド条項等の導入率（※）
- ・民間委託契約額・指定管理料の増加率（※） ※本庁舎の清掃・夜間警備や一般ごみ収集などの業務を想定

（参考）「地域の元気創造事業費」の「行革努力分」のうち、ラスパイレス指数及び経常的経費削減率を用いた算定を廃止

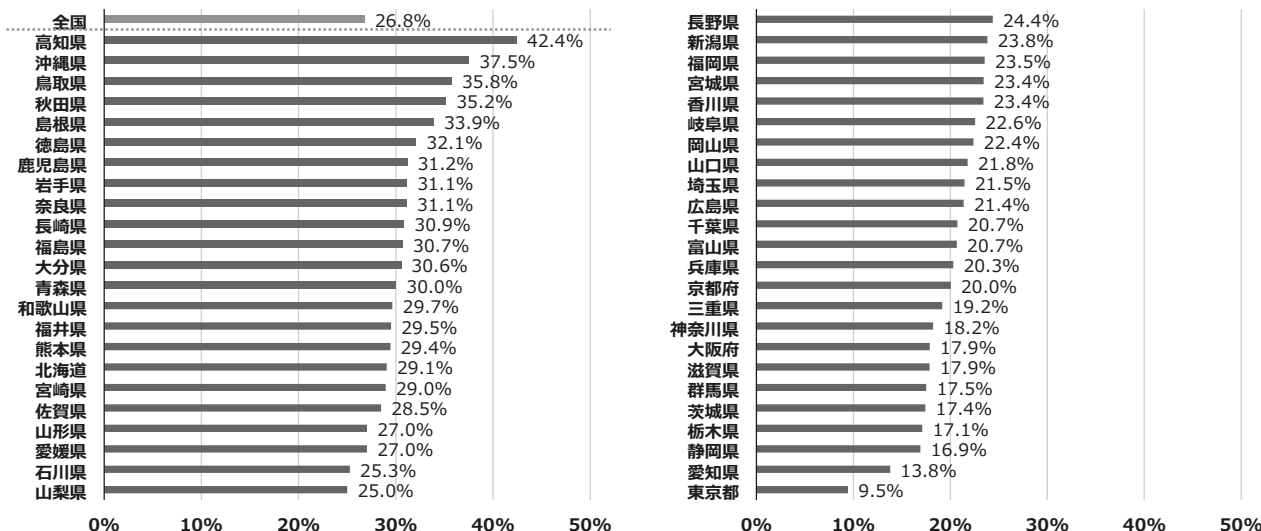
51

公的需要が都道府県GDPに占める割合

令和7年6月13日
第36回新しい資本主義実現会議資料

- 2021年度における日本の国内総生産（554.6兆円）のうち公的需要（政府最終消費、公的固定資本など）の大きさは148.5兆円。全体の26.8%を占めており、日本経済に重要な役割を担っている。
- 公的需要が都道府県GDPに占める割合は、高知県（42.4%）、沖縄県（37.5%）、鳥取県（35.8%）、秋田県（35.2%）、島根県（33.9%）など、地方部ほど公的需要が占める割合が高く、官公需は地域経済に重要な存在。

公的需要が都道府県GDPに占める割合（2021年度）



(注) 都道府県の数値は、「公的需要」（「地方政府等最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を県内総生産で割った値。
 全国の数値は、「公的需要」（「政府最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を国内総生産で割った値。いずれも名目値。
 (出所) 内閣府「県民経済計算」（各都道府県）、内閣府「国民経済計算」（全国）を基に作成。

52

地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた取組について

- コストカット経済が終焉を迎えつつある中、物価上昇を上回る賃上げを実現するためには、企業数の99%以上、従業員数の70%近くを占める中小企業を中心として、労務費や原材料費等が円滑に価格転嫁できる環境を整備することが重要。
- とりわけ、GDP全体の約1/4を占める公的需要は、地方部ほどその割合が高くなる傾向にあり、**地域経済の活性化等の観点からも、適切な価格転嫁が必要**。自治体には、「**適正な価格で契約を行う**」ことに対する意識の確立が求められている。
- R7年度補正予算では、委託料の増加等の価格転嫁対策として地方交付税を0.2兆円増額するとともに、価格転嫁の円滑化のために活用可能な「重点支援地方交付金」を2.0兆円計上。また、R8年度地方財政計画でも、委託料、維持補修費、投資的経費等について0.6兆円を増額計上。こうした財政措置も前提に、各自治体において**適切に価格転嫁が行われるよう、以下の取組を行う必要がある**。

1 適切な予定価格の作成

➢ 需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた**適切な予定価格を作成**する必要

CHECK !

- 同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がないか

2 期中における必要な契約変更の実施等

- 労務費や原材料費等の実勢価格に変化が生じた場合には、**契約変更の実施も含め適切に対応**する必要
- 契約後に賃金水準や物価水準が変動した場合に、**請負代金の変更を請求できることを契約に盛り込んでおく**ことも有効

CHECK !

- 予算の不足等を理由に事業者からの協議の申し出を断っていないか
- 複数年度にわたる契約や指定管理施設における指定管理料の決定において、自治体から受注者等に対し、年1回以上、契約変更等の必要性について協議を行っているか

3 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の活用

➢ 本制度の適切な活用は、契約内容の適正な履行の確保はもとより、**適切な価格転嫁を担保**する観点からも重要

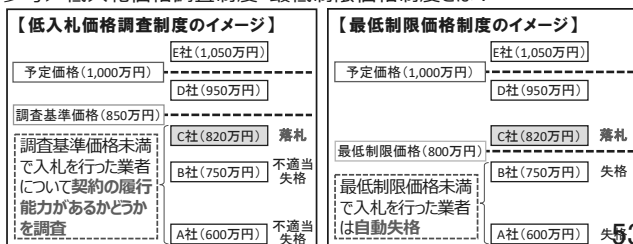
POINT

- ・ 総務省から自治体に対し、**原則として全ての入札への制度導入**を積極的に検討していただくよう要請（R7.6.26通知）
- ・ 自治体ごとの制度の導入状況は「**見える化**」して公表（R7.9）

CHECK !

- 工事請負以外の契約についても、低入札価格調査制度・最低制限価格制度を導入しているか

<参考> 低入札価格調査制度・最低制限価格制度とは？



高等学校教育改革等推進事業費（仮称）の創設

○ いわゆる高校無償化による公立高校への影響を考慮し、地方団体が地域の实情に応じて公立高校等における今後の社会・経済の発展を支える人材育成に向けた取組を進められるよう、新たに「高等学校教育改革等推進事業費（仮称）」を計上し、「高等学校教育改革等推進事業債（仮称）」を創設

1. 対象事業

高等学校教育改革実行計画※に基づき実施する以下の地方単独事業

※文部科学省が令和7年度中に提示する高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン（仮称））を踏まえ、都道府県において策定される計画

(1) 専門高校※の機能強化・高度化に資する施設設備の整備

※工業高校、農業高校等

(例) ・ 先端技術を活用した機器導入
・ 専門的な指導強化のための施設整備

※高等専門学校への転換等のための施設設備の整備も対象



(マシニングセンター)



(スマート農業対応温室)



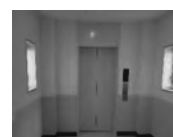
(化学生物系実験室)



(探究型学習空間)



(遠隔授業配信センター)



(校内エレベーター)

(2) 普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化に資する施設設備の整備

(例) ・ 理数系教育推進のための機器導入
・ 探究的な学びの実施に向けた施設整備

(3) 地理的アクセス・多様な学びの確保に資する施設設備の整備

(例) ・ 遠隔授業配信拠点の整備
・ 特別な教育的支援のための施設設備の整備

2. 地方財政措置

地方債充当率:90%、交付税措置率:50%

※施設の新増築・建替については、交付税措置率30%

3. 事業期間

令和8年度～令和13年度

4. 事業費

1,000億円

54

地域未来基金費（仮称）の創設

○ 地域未来戦略（令和8年夏を目途に取りまとめ）を踏まえ、「強い経済」の実現の観点から、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を推進し、地方から日本を成長軌道に押し上げるため、単年度の措置として「地域未来基金費（仮称）」（4,000億円）を創設

1. 想定される取組（例）

※広域リージョン連携としての取組を含む

▶ 知事主導で計画されるクラスターの形成・拡大

企業立地の推進

関連企業の誘致、スタートアップ支援、工業団地の整備 等

研究開発の推進

研究開発拠点の整備、大学等との連携支援 等

人材育成・確保

大学等における学科・講座の開設、高度人材の確保、リスキリング支援 等

▶ 地場産業の付加価値向上・販路開拓

高付加価値化

新商品開発、新技術導入支援 等

販路開拓

国内外でのマーケティング、流通経路の構築 等

人材育成・確保

地場産業の人材獲得支援、専門人材の誘致 等

※市町村に対する支援も想定

2. 地方交付税措置

○ 都道府県が基金を創設し、複数年度で取り組むことを想定

【算定項目】

普通交付税の基準財政需要額に新たな算定項目「地域未来基金費（仮称）」を臨時費目として創設し、都道府県の計画的な取組に要する経費を算定

【算定額】

都道府県分 4,000億円程度

55

緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の拡充・延長

- 自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、地方団体が単独事業として実施する防災・減災、国土強靱化の取組を一層推進できるよう、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」について、対象事業を拡充した上で、事業期間を令和12年度まで5年間延長

1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

- 指定避難所における避難者の生活環境改善(厨房設備、入浴設備、洗濯設備、災害対応車等)
- 指定緊急避難場所における一時的な滞在のための防災東屋等及び防災コンテナの整備
- 庁舎・消防庁舎における衛星通信システムの整備
- ※ 指定避難所の(空調整備を伴わない)断熱性確保のための工事(文部科学省の交付金等を活用して空調整備を行う場合を含む)について令和7年度事業債から対象に追加
- ※ 拠点避難地、避難路及び緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設については対象施設を明確化



[キッチンカー(厨房設備)]



[防災コンテナ]

2. 緊急自然災害防止対策事業費の対象事業の拡充

- 橋梁について、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために実施する以下の事業
 - ・ 橋梁(道路、農道及び林道)の除却
 - ※ 健全性の判定区分が「Ⅲ早期措置段階」又は「Ⅳ緊急措置段階」と診断された橋梁を対象
 - ※ 橋梁の除却に伴う付随する構造物の除却を含む
 - ・ 農道・林道橋梁の改修

3. 地方財政措置 地方債充当率100%、交付税措置率70%

5. 事業費

緊急防災・減災事業費：5,000億円
緊急自然災害防止対策事業費：4,000億円

4. 事業期間 令和8年度～令和12年度(5年間延長)

56

公営企業経営改善特例債(仮称)の創設

- 人口減少が進む中、これまで公営企業が提供してきたサービスを持続可能な形で提供していくためには、上下水道事業の広域化等をはじめ、更なる経営改善を進めることが重要
- 地方団体が、公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、これに伴い公営企業に係る特別会計の廃止等を行う場合に一般会計等が一時に負担する必要がある経費を対象として、当分の間、「公営企業経営改善特例債(仮称)」を発行できることとし、負担の平準化を図る(地方財政法を改正)

1. 対象経費

- ・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
- ・ 国又は地方団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費
- ・ 地方債の繰上償還に要する経費
- ・ 退職手当の支給に要する経費 等 ※ 資産処分に係る収入を除く

2. 地方財政措置

- ・ 地方債充当率：100% (資金手当)
- ・ 償還年限：原則10年

3. 発行手続

- ・ 申請にあたり議会の議決
- ・ 総務大臣又は都道府県知事の許可

4. 活用が想定される経営改善の取組

下水道事業

集落排水を公共下水道に接続
集落排水を合併浄化槽に転換 } 汚水処理場の撤去など

水道事業

簡易水道を上水道に統合
他の地方公共団体と事業を統合 } 浄水場の撤去など

※ 病院事業など上記以外の公営企業においても活用可能



57

上下水道の老朽化対策の推進

○ 埼玉県八潮市で発生した事故等を踏まえ、上下水道管路の老朽化対策を推進するため、地方財政措置を拡充

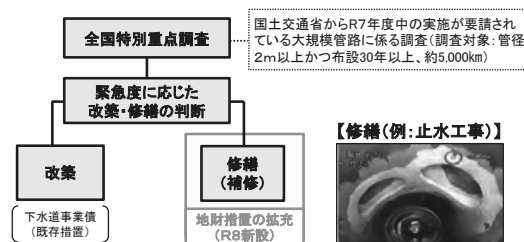
1. 下水道管路に係る全国特別重点調査への対応 下水道

埼玉県八潮市の事故等を踏まえて実施されている全国特別重点調査の結果、要対策とされた下水道管路に係る修繕について下水道事業債の対象に追加

【事業期間】令和8年度～令和12年度

【地方財政措置】修繕に要する経費を下水道事業債の対象に追加し、人口密度に応じ元利償還金の21～49%を普通交付税措置

※ 改築の場合と同様

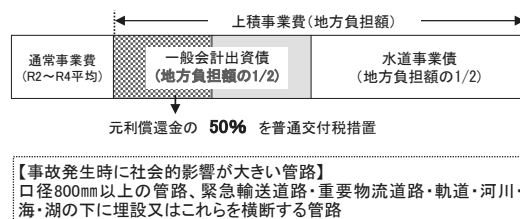


2. 水道管路耐震化事業「重点対策分(仮称)」の創設 上水道

事故発生時に社会的影響が大きい管路の耐震化事業について、通常事業費を超えて実施する事業(上積事業費)に対する一般会計からの繰入割合を従来の1/4(一般対策分)から1/2に拡充

【事業期間】令和8年度～令和12年度(従来の水道管路耐震化事業についても令和12年度まで延長)

【地方財政措置】上積事業費の1/2を一般会計出資債の対象とし、元利償還金の50%を普通交付税措置



3. DX技術を活用した管路施設に係る点検・調査 上下水道

上下水道管路に係る点検・調査の効率化・高度化等を進めていくため、DX技術を活用した点検・調査に係る委託経費について、地方財政措置を講ずる。

※ 「上下水道DX技術カタログ」(令和7年3月国土交通省公表)に掲載された技術が対象

【事業期間】令和8年度～令和9年度

【地方財政措置】事業費の1/2を一般会計からの繰出の対象とし、繰出額の50%を特別交付税措置

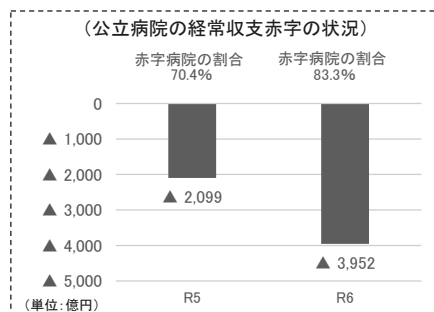
58

持続可能な地域医療提供体制の確保

1. 物価高騰等を踏まえた病院事業繰出金の増額等

○ 近年の物価高騰や人件費の増加等の厳しい経営環境の中、公立病院が地域に必要な救急医療などを引き続き提供できるよう、病院事業に対する繰出金として8,300億円程度(前年度比+400億円程度)を計上し、地方交付税措置を拡充

- ・ 救急告示病院 : 1床あたり単価を9%程度引上げ
- ・ 小児医療 : 1床あたり単価を9%程度引上げ
- ・ 周産期医療 : 1床あたり単価を8%程度引上げ



2. 不採算地域における医療提供体制の確保

○ 周辺人口が少ない等の不採算地域において、二次救急など地域医療の中核的な役割を担う不採算地区中核病院がその機能を維持できるよう、特別交付税措置の基準額を30%引上げ

※ 不採算地区病院についても、特別交付税措置の基準額引上げ(30%)を継続

※ 日本赤十字社、恩賜財団済生会、JA厚生連などの公的病院等にも同様の措置を講じる

3. 公立病院の建築単価の引上げ

○ 資材価格の高騰等による建設事業費の上昇や入札不調等が多く生じていること等を踏まえ、公立病院の新設・建替に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を引上げ

R7: 59万円/㎡ ⇒ R8: 85万円/㎡

59

脱炭素化推進事業債等の延長・拡充

- 地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、地域脱炭素を加速化するため、脱炭素化推進事業債等を延長・拡充
- 延長期間は、地球温暖化対策計画に位置づけられた実行集中期間を踏まえ、令和12年度までの5年間とする

1. 対象事業

※赤字は拡充分 ※公営企業についても同様に措置

(1) 地方単独事業として実施するもの

① 公共施設等における再生可能エネルギー設備等の整備

※売電を主目的とするものは原則対象外としていたが、発電電力を地域内で消費するための売電を主目的として自治体が整備するものを対象に追加

② 公共施設等をZEB※基準に適合させる改修等

※ZEB(Net Zero Energy Building)とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

③ 公共施設等を省エネ基準に適合させる改修

※建物全体が基準を満たす場合に加え、空調等の各設備が個別に省エネ基準を満たす場合を対象に追加

④ 公共施設等へのLED照明導入のための改修

⑤ 公用車における電動車※の導入・充電設備の整備

※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車

(2) 国庫補助事業として実施するもの

ペロブスカイト太陽電池の導入

※一般補助施設整備等事業債の対象に追加

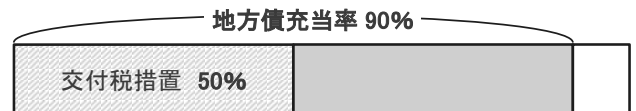
3. 事業期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

2. 地方財政措置

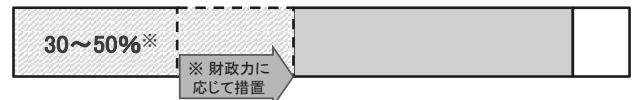
(1) ①及び②の事業

※売電が主目的の場合、対象事業費は1/2



(1) ③及び④の事業

※個別の省エネ基準適合の場合、交付税措置30%



(1) ⑤の事業



(2) の事業



4. 事業費

1,000億円（令和7年度：1,000億円） 60

農業構造転換集中対策への対応等

- 国民の生命や健康を支える食料安全保障の確保の観点から、食料・農業・農村基本法に基づく農業構造転換集中対策期間（令和11年度まで）において、国が別枠で予算を確保し、施策の充実強化を行うことを踏まえ、それに伴う地方負担について「農業構造転換集中対策事業債（仮称）」を創設
- 防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置について、対象事業を追加した上で、事業期間を5年間延長

1. 農業構造転換集中対策への対応

(1) 対象事業

国が別枠で予算を確保して実施する以下の事業

- ① 農業農村整備（農地の大区画化等）
- ② 共同利用施設の再編集約・合理化

(2) 地方財政措置（農業構造転換集中対策事業債（仮称））

地方債充当率：100% 交付税措置率：50%

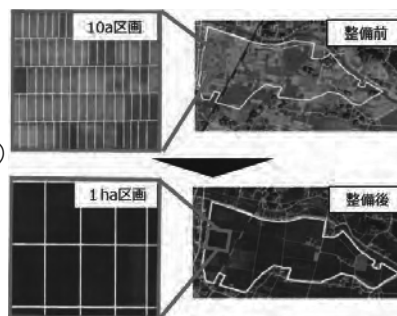
(3) 事業期間

農業構造転換集中対策期間（令和11年度まで）

(4) 事業費（令和8年度）

760億円（地方負担額ベース153億円）

農地の大区画化のイメージ



共同利用施設のイメージ



2. 防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置の拡充・延長

(1) 対象事業の追加

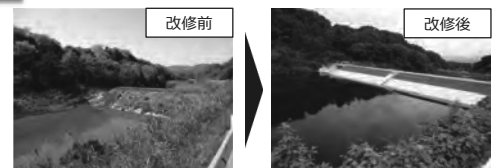
国営事業として実施する防災重点農業用ため池の防災工事

(2) 地方財政措置（公共事業等債）

地方債充当率：90% 交付税措置率：50%

(3) 事業期間

令和8年度～令和12年度（5年間延長）



防災重点農業用ため池の防災工事に係るイメージ 61

令和8年度地方税制改正(案)について

令和8年度の与党税制改正大綱(令和7年12月19日決定)のうち、地方税関係の概要は以下のとおり。

1. 個人住民税

個人住民税の控除等

- 給与所得控除の最低保障額を74万円(現行:65万円)に引き上げる。
※ 令和9年度分の個人住民税から適用(引上げ額9万円のうち、5万円は2年間の時限措置)
- ひとり親控除の控除額を33万円(現行:30万円)に引き上げる。
※ 令和10年度分の個人住民税から適用

<非課税ライン(単身者の場合)>

	改正前	改正後
基本額等	45万円 (変更なし)	45万円
給与所得控除	65万円	74万円 9万円
計	110万円	119万円

※ 地方税独自の非課税限度額が適用

- 個人住民税の非課税限度額や基礎控除等については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、地方公共団体の意見を踏まえつつ、必要な対応を検討する。

道府県民税利子割に係る清算制度の導入

- インターネット銀行等の利用拡大を踏まえ、金融機関が口座所在地の都道府県に税を納入する現行の仕組みは維持しつつ、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税込帰属を調整する清算制度を導入
※1 利子割税収(清算後)の6割は都道府県が市区町村に交付
※2 令和8年度分の利子割から適用



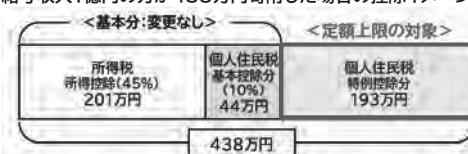
62

令和8年度地方税制改正(案)について

ふるさと納税制度の見直し

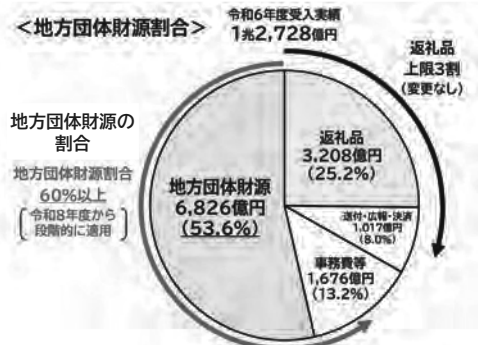
- 特例控除額について、193万円(給与収入1億円相当)(※1)を上限として新たに設定
※1 438万円を寄附した場合の特例控除額。寄附額に上限はない。(特例控除額の上限を超えた場合であっても、基本分の控除の適用あり)
※2 令和9年寄附分から適用
- 寄附金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合を60%以上と設定(※3)するとともに、用途を公表
※3 令和8年指定から段階的に適用
(R8:52.5%、R9:55%、R10:57.5%、R11:60%)
- 指定取消期間を3年以内(現行:2年)とするとともに、最大5年前(現行:最大2年前)の違反事案について取消対象とする
※4 令和8年4月1日から施行(一部、同年10月1日施行)

給与収入1億円の方が438万円寄附した場合の控除イメージ



※ 独身又は夫婦共働き(給与収入のみ、住宅ローン控除等を受けていない方)の場合

地方団体財源の割合



63

令和8年度地方税制改正(案)について

2. 自動車関係諸税

環境性能割の廃止

- 米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和7年度末をもって環境性能割を廃止
- 地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当
※令和7年度税収(地財ベース):1,889億円(うち都道府県分:890億円、市町村分:999億円)

自動車税及び軽自動車税のあり方

- 令和10年度以後における自動車税及び軽自動車税のあり方については、重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。
- 電気自動車(EV・FCV)の乗用車に最低税率(自家用:25,000円)を一律に適用する自動車税の取扱いを見直し、電気自動車の乗用車に対して「車両重量」に応じた課税方式を導入
※ 具体的な税率等は上記の検討と併せて令和9年度税制改正で決定し、令和10年度以後の新車から導入

軽油引取税等の当分の間税率の廃止

- 軽油引取税の当分の間税率を令和8年4月1日に廃止
- 暫定税率の廃止に係る安定財源確保(約5,000億円)が完成するまでの間、地方の財政運営に支障が生じないように、地方財政措置において適切に対応

64

令和8年度地方税制改正(案)について

3. 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

- 特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。

< 外形対象法人に係る課税方式 >

付加価値割 税率1.2%	所得割 税率 1.0 %	(国税) 特別法人 事業税 所得割の 税率2.6% 相当
資本割 税率0.5%		

- 東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都と特別区の事務配分の特例、都区財政調整制度といった東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る。
※ 特別区における固定資産税は東京都が課税し、その税収の56%は都区財政調整制度により特別区に交付されている。

65

令和8年度地方税制改正(案)について

4. 主な税負担軽減措置

- 大胆な設備投資の促進に向けた税制(法人住民税・法人事業税)
法人税において大胆な設備投資の促進に向けた税制が創設されることに伴い、法人住民税・法人事業税において法人税に準ずる措置を講ずる。
- 新築住宅に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税)
床面積要件の下限を40㎡以上(現行:50㎡以上)に引き下げるとともに、一定の災害ハザードエリアを特例対象外とする立地要件の見直しを行った上、適用期限を5年延長
- バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税・都市計画税)
対象を特別特定建築物全般に広げ、特例率(現行:1/3)を市町村の判断により1/2まで拡充できることとした上、適用期限を3年延長
- 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税)
ペロブスカイト太陽電池及び洋上風力発電設備に係る特例率を拡充するなど重点化を図った上、適用期限を3年延長
- 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の拡充・延長
(固定資産税)
対象を中継輸送機能等を有し、広く共同利用可能な物流拠点施設とした上、適用期限を2年延長

66

令和8年度地方税制改正(案)について

4. 主な税負担軽減措置

- 令和6年能登半島地震に係る特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)
現行の適用期間終了後も被災者支援を継続するため、適用期限を2年延長
- 重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所に係る特例措置の創設(不動産取得税)
重点医師偏在対策支援区域のうち一定の区域において、国の補助を受けて承継・開業する診療所の用に供する不動産について、課税標準を価格の1/2とする特例措置を創設

5. その他

物価上昇に合わせた公的制度の基準額・閾値の点検の結果を踏まえた見直し

- 物価指数等の上昇を踏まえ、不動産取得税等の免税点を引き上げる。

納税証明書等のデジタル化

- 納税証明書等について、eLTAX及びマイナポータルの変更・改修スケジュール等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。

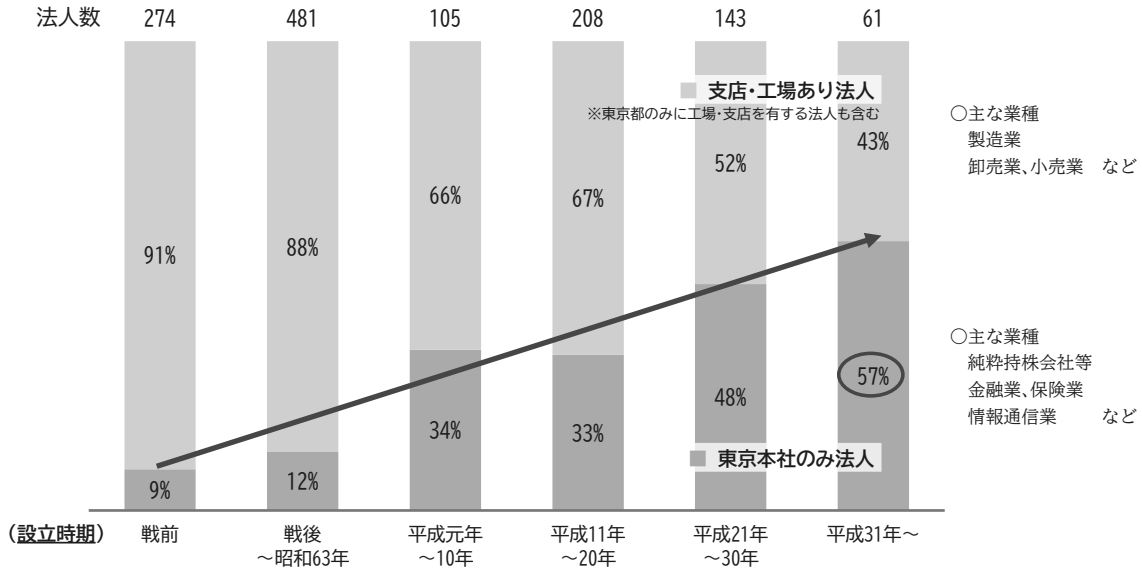
屋外分煙施設等の整備の促進

- 望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前・商店街・公園等の場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととする。

67

東京本社のみ大法人(資本金50億円以上)の増加

- 近年、東京都の本社以外の事務所等を有しない大法人の割合は増加傾向。
特に、令和元年以降に設立された法人では過半数を超えている。



※現存する資本金50億円以上の企業(1,272社)について設立時期別に支店等の有無を集計したもの

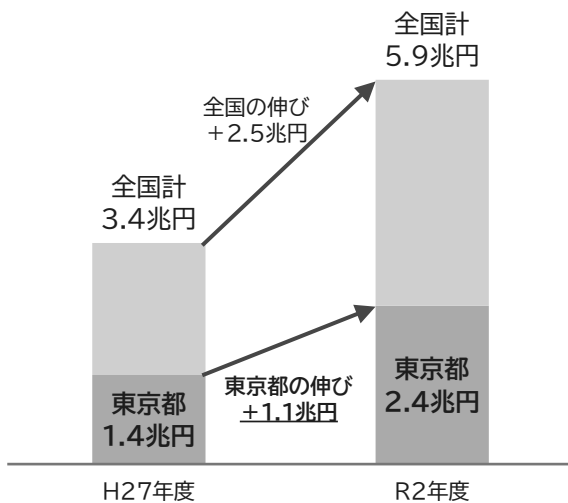
(出所) 株式会社東京商工リサーチ「TSR企業情報ファイル」より作成

68

EC(電子商取引)の拡大

- 近年、インターネット販売額が大きく伸びている中、東京都のインターネット販売額に占める全国シェアは4割を超えて推移しており、店頭販売額のシェアに比して著しく高い状態となっている。

インターネットによる販売額の伸張

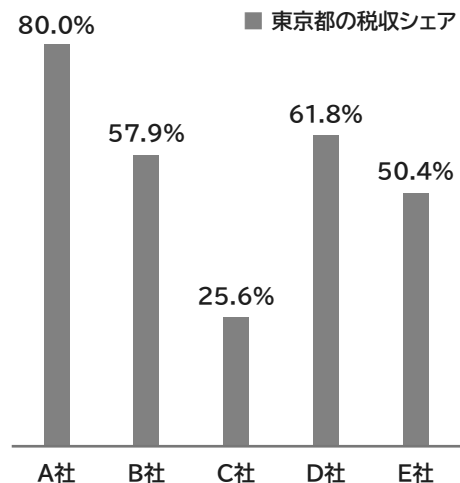


東京都内事業所の販売額の全国に占めるシェア(R2年度)
インターネット販売額 41.2% > 店舗販売額 12.5%

(出所) 総務省・経済産業省「平成28年・令和3年経済センサス-活動調査」より作成

大手通販等事業者の税収の集中

- 販売は全国を対象に行われているが、東京都以外の地方に事務所や従業員の配置が少ない
⇒ 本社のある東京都に税収が集中



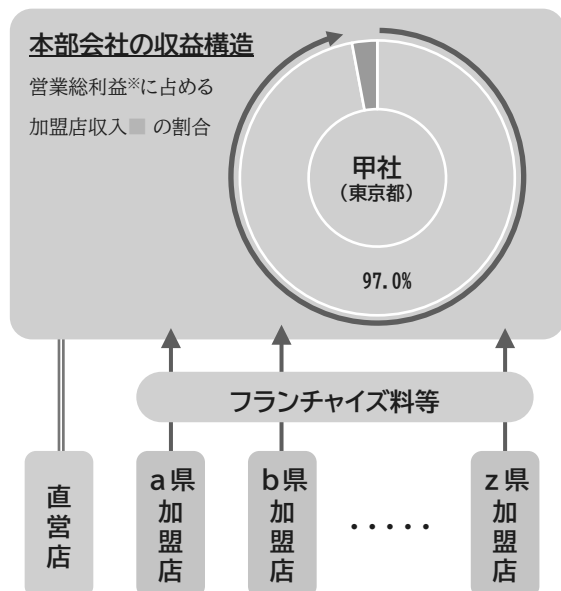
(出所) 地方税制のあり方に関する検討会(総務省)資料より作成

69

フランチャイズ事業の伸張

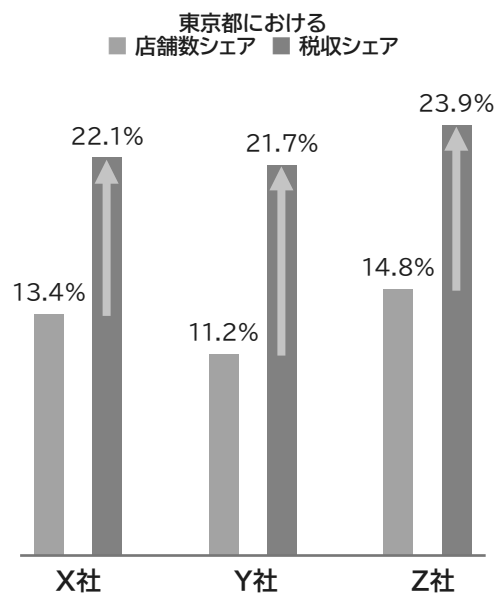
- 加盟店は、東京本社にフランチャイズ料を支払う仕組み。大手コンビニの収益構造をみると、営業総利益※のうち加盟店からの収入(フランチャイズ料等)が大半を占めている。

大手コンビニの収益構造



※営業総利益 = 直営店における売上総利益(粗利)・営業収入 + 加盟店からの収入
 (出所) 甲社決算資料より作成

大手コンビニ3社の納付状況



(出所) 地方税制のあり方に関する検討会(総務省)資料より作成

定例総会その他資料

第183回全国都道府県議会議長会定例総会その他資料

福岡県議会における議員提案政策条例について・・・・・・・・・・155

第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会

PRパンフレット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・168

全国都道府県議会議長会定例総会(報告)

福岡県議会における
議員提案政策条例制定の取組
～ワンヘルス推進基本条例等～

令和8年1月21日
福岡県議会議員 香原勝司

長(知事等)提案条例と議員提案条例

- 条例制定権は議会にあるが、執行(運用)権は執行機関に専属。
- 条例提案権は議員と長(知事等)の双方にある。それぞれの長所(強み)と短所(弱み)は次表のとおり

	長所	短所
長提案条例	<ul style="list-style-type: none"> • 関係法令を所管し、熟知した職員が条例案の作成を担当するため法令との抵触は回避できる。 • その条例を所管・運用する部署が条例案を作成するため、円滑な運用が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 運用上何らかの困難が予想される規定は自粛されるため、横並びの条例になりがち。 • 組織として現場の変更に慎重すぎる傾向があることや現場の生の情報が少ないため検討に時間を要し、時期を失する恐れがある。 • 組織横断的な行政課題や所管がまだ決まっていないような新しい課題に対応する条例は提案されにくい。
議員提案条例	<ul style="list-style-type: none"> • 議員は、現場の生の情報に強く、新しい行政課題に敏感なことから、先導的・革新的な条例が提案できる。 • 既存の縦割り組織に囚われず課題中心に考えることができるため、新しい行政課題に対応する条例が迅速に提案できる。 • 従来法の慣習に囚われない柔軟で大胆な発想による条例が提案できる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 一般に法制執務の知識・経験を持たない議員だけでは、法令との関係や他の条例との整合性に関するチェックが困難な場合がある。 • 条例を運用する現場職員の実情や執行部の行政運営に関し蓄積された慣習等についての情報が少ないため、運用困難な規定を盛り込むおそれがある。

議員提案政策条例検討会議

○設置目的等

平成28年6月定例会で設置された常設の会議。それまでは、代表者会議からの個別テーマに関する条例化の検討要請に基づき、その都度、「議員提案条例調整会議」が設置されていたが、その合意形成に必要なとなる条例の骨子案等の作成段階では事務局の支援が行えなかったため、テーマの抽出・絞り込みから条例案の策定までを一貫して担い、事務局も支援できる常設の標記会議が設置されたもの。

地方自治法第100条第12項により、福岡県議会議事規則第88条第1項に規定する「協議等の場」に「議員提案政策条例検討会議」を追加することにより設置

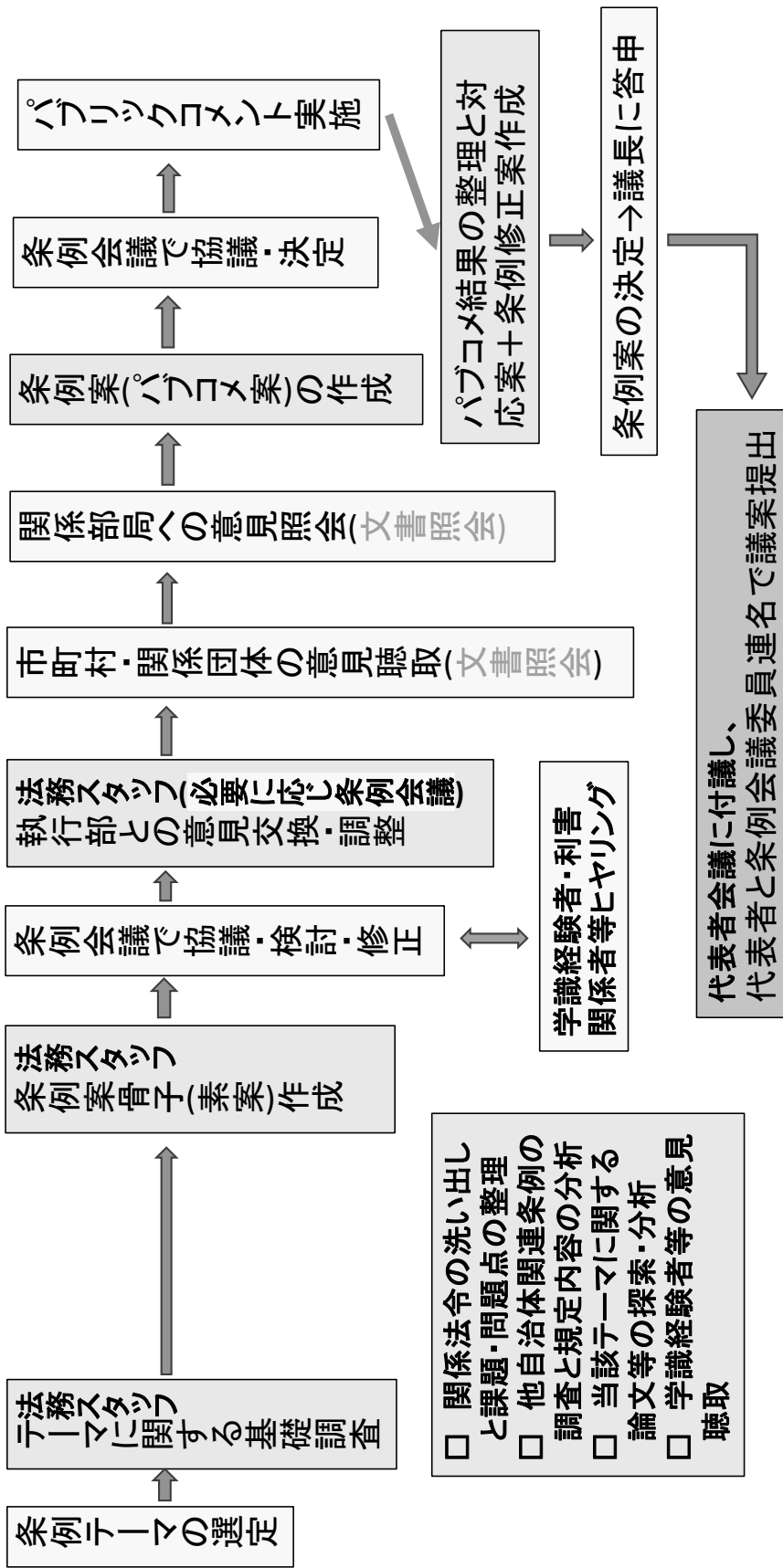
○委員 ※主要4会派（交渉会派）から各2名＋座長（第1会派から）

（令和元年度）

座長	香原 勝司	委員	中牟田伸二	委員	渡辺 勝将		(自民党県議団)
委員	渡辺 美穂	委員	佐々木 允				(民主県政県議団)
委員	大塚 勝利	委員	西尾 耕治				(公明党)
委員	江口 善明	委員	堀 大助				(緑友会)

○事務局 法務監（次長級）＋政策企画支援室（5名）

条例議案の提出まで～議員提案政策条例検討会議(条例会議)の活動と法務スタッフの支援～



福岡県議会の議員提案政策条例		
条例の名称	制定	特色
福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例	平成24年 2月議会	<ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転対策条例として全国初の罰則を規定 ・違反者にアルコール依存症の有無の受診を義務付け
福岡県薬物の濫用防止に関する条例	平成26年 12月議会	<ul style="list-style-type: none"> ・危険ドラッグの販売、所持等を規制。違反には罰則 ・他団体指定薬物を即時に知事指定(広域指定)
福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部改正	平成27年 2月議会	<ul style="list-style-type: none"> ・罰則の対象を拡大 ・飲酒運転目撃者に通報を義務化
観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例	平成28年 9月議会	<ul style="list-style-type: none"> ・県の区域を超えた観光振興を目的に設定 ・地方自治法上「経営状況報告義務」のない県出資法人の(一社)九州観光機構に一定の報告義務を課し、連携を強化 ・知事に観光振興財源の検討を義務付け
福岡県犯罪被害者等支援条例	平成30年 2月議会	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者の権利利益を保護し、二次被害を防止するため、県が実施すべき基本施策(加害者への損害賠償請求の支援を含む。)を規定し、知事に支援計画の策定を義務付け
福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例	平成31年 2月議会	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等で初めて「性暴力」を定義し、禁止 ・性暴力被害者の支援に関する総合的窓口を設置 ・別に加害者専用の相談窓口を設置し、再犯防止指導プログラムの受講や治療から社会復帰までを支援

福岡県議会の議員提案政策条例(続)

条例の名称	制定	特色
観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例の一部改正	令和元年 9月議会	・宿泊税の創設を受け、これを財源とする市町村の施策の支援に関する規定を追加等
福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部改正	令和2年 6月議会	・道交法による検挙基準未満の飲酒運転に対する指導措置を創設、県民の通報義務の強化等
福岡県ワンヘルス推進基本条例	令和2年 12月議会	(後掲)
福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例	令和4年 6月議会	・女性、若者の政治参加を促進するため、議会活動や議員活動に関わるハラスメント(県民→議員も含む)をなくすための仕組みを規定 ・市町村議員も対象としたハラスメント被害相談窓口の設置、ハラスメント防止研修会の実施を規定
環境と人と動物のより良い関係づくり等福岡県におけるワンヘルスの実践促進に関する条例	令和4年 9月議会	(後掲)
福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例の一部改正	令和6年 3月議会	・アスリート盗撮や学校等での児童生徒盗撮等の被害防止措置や広報啓発義務を事業者や施設管理者に義務付け ・性暴力の具体的事例や対応方針を知事が告示

福岡県ワンヘルス推進基本条例

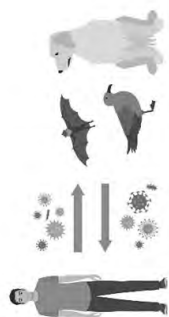
【条例制定の背景】

- (1) 人と動物の健康と環境の健全性が生態系の中で相互に関連し、影響し合う一体不可分のものであることから、これらを一つのもの＝ワンヘルスとして守らなければならないという、「ワンヘルス」の理念の推進を世界獣医師会と世界医師会が合意。専門家の間では、この理念は世界的に広まっていた。
- (2) 日本では、世界に先駆け、日本獣医師会と日本医師会が連携協定を締結し、具体的な取組が始まっていた。
- (3) ワンヘルスの最大の課題である感染症対策の必要性を社会に認識させたCOVID-19のパンデミックが発生
- (4) 条例制定を含めて感染症対策に取り組む意思を表明する決議
- (5) 議員の理解を深めるため、当時、公益社団法人日本獣医師会会長でもある藏内勇夫議員による講演を実施
- (6) 専門家の知見を借りてワンヘルスの課題を整理

福岡県ワンヘルス推進基本条例～6つの課題と基盤整備

人獣共通感染症対策

医療、獣医療をはじめ各分野と連携し、発生予防、まん延防止を図る



薬剤耐性菌対策

薬剤の適正使用を推進する



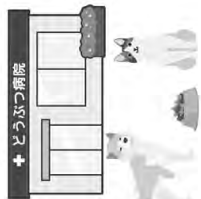
環境保護

自然環境の保全を図る



人と動物の共生社会づくり

動物愛護の推進と野生動物の理解と共存を図る



健康づくり

自然や動物とのふれあいを通じた健康づくり



環境と人と動物のより良い関係づくり

健全な環境下における安全な農林水産物の生産・消費、食育を推進する



【基盤整備】 ①教育・啓発 ②推進体制の整備 ③中核拠点～ワンヘルスセンターの整備

ワンヘルス実践促進の仕組み

- I 知事に行動計画の策定と実施を義務付け
- II 行動計画の実施・実現を後押しするため、「環境と人と動物のより良い関係づくり等福岡県におけるワンヘルスの実践促進に関する条例（令和4年福岡県条例第37号）」を制定
 - 県と市町村の責務、県民・事業者の責務を規定
 - 市町村への支援を規定
 - ワンヘルス認証とその保護(第7条・第8条) cf. GAP認証等
→ 県の調達等における考慮等(第10条)
 - 動物の継続的調査と監視(第14条)
 - ワンヘルスマデル地区の整備(第25条) 等

Ⅲ 条例の取組状況(例)

※ワンヘルス認証の実績(令和8年1月現在)

農産物、畜産物、水産物、特用林産物、苗木、加工品 計 162品目

→経営体数 11,567

→県内のイオン7店舗を含めた量販店等で認証農林水産物のフェアや、

「ふくおか地産地消費の店」のうち21店舗で認証農林水産物を使用した料理の提供を行うキャンペーンを開催



ワンヘルスの理念を実感 四王寺県民の森を整備



ワンヘルスガイド付きの森林浴の体験ツアー



ワンヘルスの森ミュージアム

ワンヘルス教育の実施

ワンヘルスに関する児童生徒の理解を深め、基本理念にのっとった行動及び活動を促進するため、「ワンヘルス教育」を実施

- ①ワンヘルスに関する教育啓発資料（リーフレット）の作成・配布
- ②全県立高校でワンヘルス教育を実施
- ③ワンヘルス教育推進のため、教員研修会を実施
- ④大学におけるオンデマンド授業を実施

他



リーフレット
(小学校1～3年生向け)



高校生15名がハワイ大学で「ワンヘルス講義」を受講



福岡県ワンヘルス国際フォーラムで高校生が活動報告

日本初の「ワンヘルスセンター」

2027年度 完成予定

人の健康と環境の保全に関する調査・研究機能を持つ「保健環境研究所」と動物の保健衛生を一元的に扱う「動物保健衛生所(福岡県筑後家畜保健衛生所)」とが相互に連携した「ワンヘルスセンター」をみやま市に整備。



ワンヘルスセンターの構成



相互連携



Aichi-Nagoya 2026



ホノホン
HONOHON



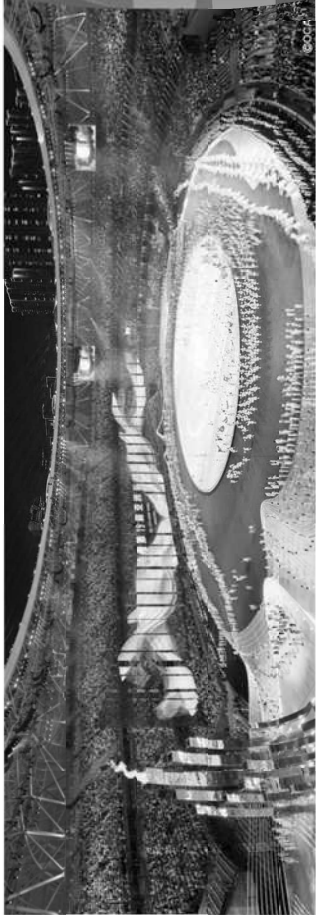
20th Asian Games
Aichi-Nagoya 2026

第20回
アジア競技大会
(2026/愛知・名古屋)
大会概要・競技会場
2026.9.19(土)-10.4(日)

- メイン会場 名古屋市瑞穂公園陸上競技場
 - 選手団(選手・チーム役員) 最大15,000人
 - 実施競技 41競技
 - 参加国数 アジア45の国と地域
- 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパワースポーツ大会組織委員会/愛知県・名古屋市

競技の補助事業

このパンフレットは、環境の配慮により作成しました。
<https://www.jaa-cyc.jp/>



第19回アジア競技大会(2022)中庭・北側(仮称)

IMAGINE ONE ASIA ここで、ひとつに。

1951年、アジア競技大会の歴史は始まった。4年に一度開催され、アジアを熱狂させるこの大会は、世界で活躍するアスリートや未来へ羽ばたく若い才能が集い、互いを高め合う。その姿は、国も、民族も、文化も超えて、あらゆる人の心を繋ぎ合わせる。平和の祭典としての想いが引き継がれている。アジア競技大会。ひとつひとつが、ひとつのアジアを想像すること。この大会は出来上がっていく。

2026年、アジア最大のスポーツの祭典が、愛知・名古屋に。

愛知・名古屋の名所・名物

伝統とイノベーション



名古屋城



愛・地球博記念公園(モリコロパーク)



エビフライ



香風楼

大会に関する情報は、
公式ホームページ
SNSをチェック!



ホームページ
公式ホームページ
(2026/愛知・名古屋)



X(旧Twitter)
第20回アジア競技大会
(2026/愛知・名古屋)



Instagram
第20回アジア競技大会
(2026/愛知・名古屋)



Facebook
愛知・名古屋2026
アジア競技大会

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパワースポーツ大会組織委員会/愛知県・名古屋市

お問い合わせ
メール/ainagoc@aiichi-nagoya2026.org
電話/052-951-2026(受付時間/平日9:00~17:00)



実施競技・競技会場について

●実施競技

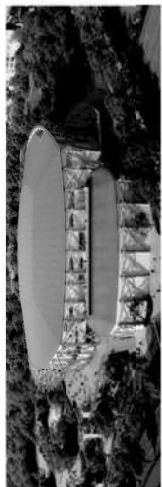
1. パリオリンピック実施競技
2. アジア5地域の競技
3. 組織委員会提案競技
4. OCA提案競技

1～4の合計

41

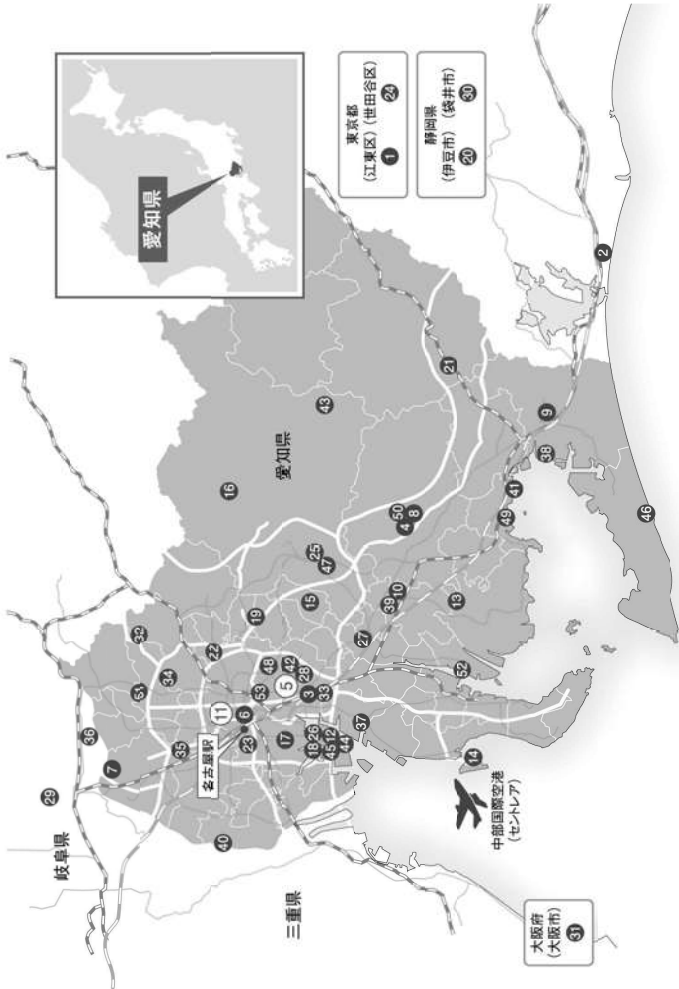
競技

⑤ 名古屋市瑞穂公園陸上競技場 50001 株式会社建設・OCP-IPPI
瑞穂公園スタジアム



⑪ 愛知国際アリーナ

GMA Corporation ※画像はイメージです。/ Image is subject to change



●競技会場

競技	種別	競技会場
水泳	競泳/飛込 アーティスティックダイビング	① 東京アクアティクスセンター ② 古権賢之進記念松本市総合水泳場 [ToBoO]
水球		③ 名古屋市総合体育館 [レインボウホール]
アーチェリー	カーブ/コンパウンド	④ 岡崎中央総合公園多目的広場
陸上競技	5000m/10000m/マラソン (競歩)	⑤ 名古屋市瑞穂公園陸上競技場 ⑥ 名古屋国際空港 [セントレア] ⑦ 熱知総合公園陸上競技場 [徳心コース] (競歩)
バドミントン		⑧ 一宮市総合体育館
野球・ソフトボール		⑨ 岡崎中央総合公園野球場 ⑩ 豊橋市民球場
バスケットボール	ソフトボール バスケットボール 3x3バスケットボール	⑪ 安城市総合運動公園ソフトボール場 ⑫ 愛知国際アリーナ ⑬ 金城ふ頭駅前特設コート
ボクシング		⑭ 西尾市総合体育館
フレイケン		⑮ 愛知県国際展示場 [Aichi Sky Expo]
カヌー・カヤック	スラット スラローム	⑯ 三好池カヌー競技場 ⑰ 矢作川カヌー・スラロームコース
ゴルフ		⑱ 愛知県武蔵館

競技	種別	競技会場
ゴルフ		⑲ 春日井カントリークラブ 菜ノ木コース
体操	団体/新体操/トランポリン	⑳ 名古屋市総合体育館 [レインボウホール]
ハンドボール		㉑ 春日井市総合体育館
ホッケー		㉒ エントリオ
柔道		㉓ 岐阜県グリーンスタジアム
カバディ		㉔ 愛知国際アリーナ
空手	形/組手	㉕ 東海市民体育館
近代五種		㉖ 安城市総合運動公園
ローイング		㉗ 長良川国際レガッタコース
ラグビー	ラグビー7s	㉘ 名古屋市瑞穂公園ラグビー場
セーリング		㉙ 海潮ヨットハーバー
セパタクロー		㉚ 名古屋市瑞穂公園体育館
射撃	ライフル/ピストル/アーチェリー	㉛ 愛知県総合射撃場
スケートボード		㉜ 愛知県国際展示場 [Aichi Sky Expo]
スポーツクライミング		㉝ 名古屋市国際展示場 [ポートメッセなごや] 第一展示館

競技	種別	競技会場
スカッシュ		㉞ 名古屋金城ふ頭アリーナ
サーフィン		㉟ 田原市赤羽根町大石海岸 [太平洋ロングビーチ]
卓球		㊱ スカイホール豊田
テコンドー	キムギ/フムギ	㊲ 豊橋市総合体育館
テニス	テニス/ソフトテニス	㊳ 名古屋市東山公園テニスセンター ㊴ 渚郡市内特設コース
トワイアスロン		㊵ 岡崎中央総合公園総合体育館
バレーボール	バレーボール ビーチバレーボール	㊶ 小牧市スポーツ公園総合体育館 ㊷ 碧南緑地ビーチコート
ウエイトリフティング		㊸ 名古屋市中央企業振興会館
レスリング	フリースタイル/グレコローマン	㊹ 名古屋市瑞穂スポーツセンター
武術(太極拳)	太極拳(空手) / 剣道(空手)	㊺ 愛知県武蔵館

Aichi-Nagoya 2026

第5回 アジアパラ競技大会 (2026/愛知・名古屋) 大会概要・競技会場

2026.10.18 (日) - 24 (土)

- メイン会場 名古屋市瑞穂公園陸上競技場
- 選手団(選手・チーム役員) 3,600人~4,000人
- 実施競技 18競技
- 参加国数 アジア45の国と地域

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 / 愛知県・名古屋市



音声コード
Uni-Voice



第5回アジアパラ競技大会
2026/愛知・名古屋

IMAGINE ONE HEART ころを、ひとつに。

1975年、関東・東北・南太平洋地域の身体障害者のスポーツ大会として、日本の呼び掛けで始まった「フエスビック競技大会」を引き継ぎ、2010年に始まったアジアパラ競技大会。4年に1度開催され、アジアに新しい驚きを与えるこの大会。様々な障害のあるアスリートたちが創設工夫を凝らして臨界に挑む姿には、多様性を認め、共生社会を具現化するための重要なヒントが詰まっている。ひとつひとつの熱い思いを想像し、誰もがころをひとつにすることで、この大会は出来上がっていく。

2026年、アジア最大のパラスポーツの祭典が、愛知・名古屋に。

愛知・名古屋の名所・名物

伝統とイノベーション



名古屋城



愛・地球博記念公園(モリコロパーク)



エビフライ



郷土料理と美しい観光地

香風浜

大会に関する情報は
公式ホームページ
SNSを手チェック!



X(旧Twitter)
愛知・名古屋2026
アジアパラ競技大会
@AsianPara_2026



Instagram
愛知・名古屋2026
アジアパラ競技大会
asianparagames_2026



Facebook
愛知・名古屋2026
アジアパラ競技大会
@2026AsianParaGames



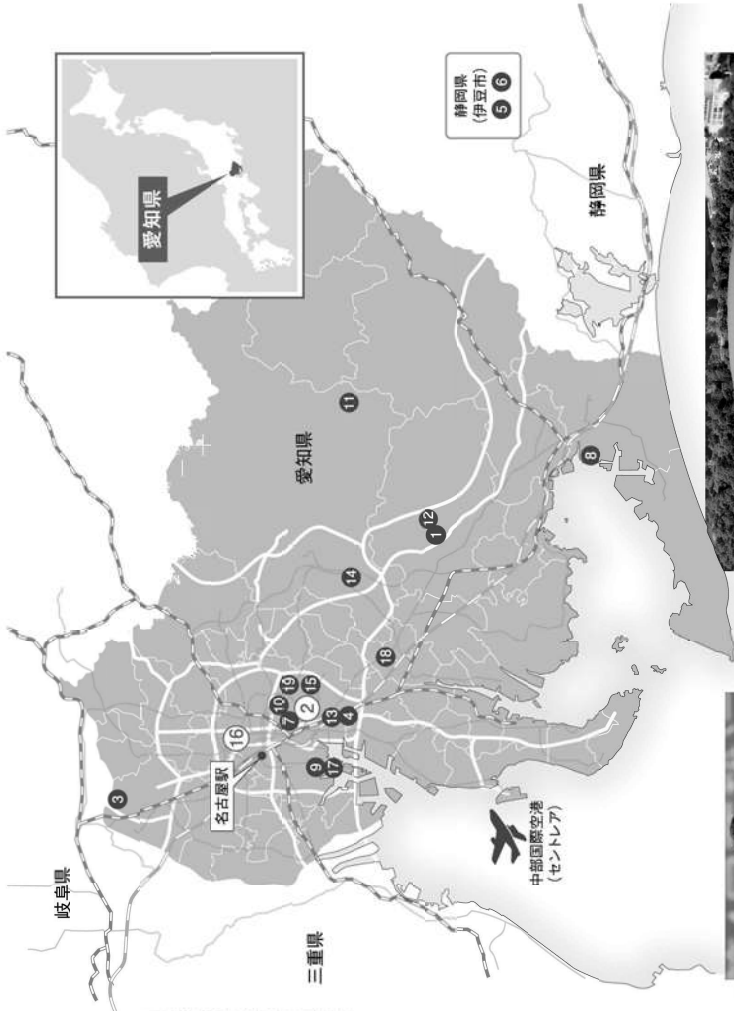
公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 / 愛知県・名古屋市

お問い合わせ
メール / ainalgoc@aiichi-nagoya2026.org
電話 / 052-951-2026 (受付時間 / 平日9:00~17:00)



スポーツ & Big





実施競技・競技会場について

- 実施競技……………愛知・名古屋大会の実施競技は、開催都市協約に基づき以下の18競技実施します。
- 競技会場……………以下のとおり、19競技会場を仮決定しています。
※仮決定した競技会場はアジアパラワンカップ名古屋大会（IPC）や国際競技連盟（IF）等との調整及び新たな施設の整備等により変更の可能性あり。



① 阿崎中央総合公園多目的広場
アーチェリー



② 名古屋市瑞穂公園陸上競技場
陸上競技



③ 一宮市総合体育館
バドミントン



④ 名古屋市総合体育館[レインボーホール]
ボウチャー
ゴールボール



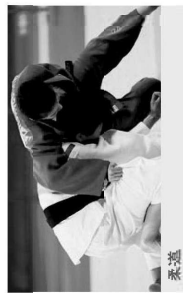
⑤ 伊豆ヘロドローム
サイクルスポーツセンター
5キロサイケット



⑥ 伊豆ヘロドローム
トライアスロン
ロードレース



⑧ 豊橋市総合体育館
射撃



⑨ 愛知県武道館
柔道



⑩ 名古屋市中小企業振興会館
パワーリフティング



⑪ 愛知県総合射撃場
射撃



⑫ 岡崎中央総合公園総合体育館
座位バレーボール



⑬ 名古屋市総合体育館[レインボーホール]
水泳



⑭ スカイホール豊田
卓球



⑮ 名古屋市瑞穂公園体育館
テコンドー



⑯ ウイングアリーナ刈谷
車いすラグビー



⑰ 愛知国際アリーナ
CAMA Corporation ※画像はイメージです。/ Image is subject to change
車いすバスケットボール



⑱ 愛知国際アリーナ
車いすバドミントン



⑲ 名古屋市東山公園テニスセンター
車いすテニス



⑳ 愛知国際アリーナ
CAMA Corporation ※画像はイメージです。/ Image is subject to change
車いすバドミントン



㉑ 名古屋市瑞穂スポーツセンター
パラフェンシング



音声コード
Uni-Voice
QRコード

画像：©2023 HACCIP
※左記の情報は、2023年04月現在の情報です。

